

The cover features a vibrant scene of cherry blossoms in the foreground, with a traditional Japanese building and stone wall in the background. The sky is a clear, bright blue. The title is centered in a white, semi-transparent box.

二本松市

GENERAL PLAN OF NIHONMATSU CITY

総合計画

令和2年12月
二本松市

総合計画 市長あいさつ

二本松市長 三保 恵一



平成17年12月に二本松市、安達町、岩代町、東和町が合併し、新二本松市が誕生してから15年が経過しました。

二本松市総合計画は、まちづくりの指針となる最上位計画です。時代の動向を見極め、市を取り巻く状況や直面する課題を分析し、未来に向けての対応策を示しています。このたび令和2年12月に第3次となる「二本松市総合計画」を策定し、10年間のまちづくりの方向性を示しました。

まちづくりの方向性として目指す将来像は、市内に通う中学生・高校生から「将来暮らしてみたいと思う未来の二本松の姿」を募集し、「笑顔あふれる しあわせのまち 二本松」としました。「笑顔」を育む、たくさんの可能性を持った二本松市で、市民の皆さん一人ひとりが、「しあわせ」を実感することができるようにと、二本松の将来を担う子どもたちの思いが込められています。

この計画策定期間中は、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、日本でも各地において感染が拡大し、いまだ予断を許さない状況が続いています。こうした新たな危機にも柔軟に対応できるよう、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観などに変化をもたらすデジタル化の動きに注目しつつ、「人」・イノベーションへの投資や、SDGsの目標でもある、誰一人取り残すことのない社会づくりを進めます。そして、目指す将来像の実現に向け、本市を取り巻く諸課題に真摯に取り組み、市民感覚・市民の目線で、市民の声を大切にする「市民が主役の市政実現」を進め、「いのち」「しごと」「くらし」の各施策で、さらに二本松を成長させてまいります。

結びに、本計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました二本松市振興計画審議会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート、パブリックコメントなどにご協力いただいた皆さまに心より感謝申し上げます。



目次

序論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
4 計画の構成	4
5 計画の体系	5
第2章 計画策定の背景	6
1 総合計画におけるこれまでの取り組みと課題	6
2 時代の潮流	11
3 本市の特性	20
4 市民の意識・意向	23
5 人口の動向	28
基本構想	31
第1章 まちづくりの方向性	33
1 目指す将来像	33
2 計画の全体像	34
3 重点事項	36
4 基本目標	40
5 目標人口	46
6 将来土地利用	48
第2章 施策の大綱	50
1 施策体系	50
2 施策の大綱	54
3 地域のまちづくりの方向性	64
基本計画	69
基本目標1 健康で暮らし続けられるまち	71
政策1 元気で暮らす健康づくり	74
施策1-1 介護予防と健康寿命の延伸	74
施策1-2 生活習慣病予防とこころの健康づくり	77
政策2 地域みんなで支えあう地域福祉の充実	80
施策2-1 社会的弱者への福祉サービス	80
施策2-2 地域で支えあう福祉のまち	84
施策2-3 社会保障制度の充実	86

政策3	生涯学習・生涯スポーツの推進	88
施策3-1	生涯学習機会の提供	88
施策3-2	生涯学習環境の整備	90
施策3-3	生涯スポーツの振興	92
基本目標2	地域の誇りに満ちた活力あるまち	95
政策1	自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち	98
施策1-1	おもてなし観光の推進	98
施策1-2	歴史・文化・観光資源の発掘活用、整備	101
施策1-3	文化芸術活動の推進	104
政策2	活気あふれる商工業と就業機会の拡大	106
施策2-1	中心市街地と地域商業の活性化	106
施策2-2	地域産業と物産の振興	109
施策2-3	多様な就業の場の確保	111
施策2-4	地産地消のエネルギー事業の推進	113
政策3	自然の豊かさを実感できる農業の実現	115
施策3-1	農業担い手の育成と生産基盤の整備	115
施策3-2	ブランド化の推進と販路拡大	119
政策4	人がつながり支えあう地域づくりの推進	121
施策4-1	個性あふれる地域づくりの推進	121
施策4-2	地域自治活動の推進	123
基本目標3	世代をつないで人を育むまち	125
政策1	子育てにやさしい環境づくり	128
施策1-1	妊娠・出産、母子の健康づくりの支援	128
施策1-2	子育て家庭の負担軽減	131
施策1-3	働きながら子育てできる環境の整備	133
政策2	学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む	135
施策2-1	学校教育の充実	135
施策2-2	学校と家庭、地域が連携した教育の推進	138
施策2-3	学校教育環境の整備充実	140
政策3	若者の定住促進	142
施策3-1	若者の生活基盤の確保	142
施策3-2	多様な就業の場の確保と若者のチャレンジ支援	144
施策3-3	出会いと交流の促進	146
政策4	多様性と包摂性^{ほうせつせい}	148
施策4-1	SDGsの推進	148
施策4-2	ジェンダー平等の実現	150
施策4-3	基本的人権に関わる事項	151
施策4-4	国際交流の推進	152

基本目標 4	安全で快適な暮らしのあるまち	155
政策 1	居住環境の整った暮らしやすいまちづくり	158
施策 1-1	良好な市街地の形成	158
施策 1-2	効率的・効果的な交通体系の整備	161
施策 1-3	多世代が集う憩いの場づくり	164
施策 1-4	水の安定供給	165
政策 2	安全なまちづくりの推進	167
施策 2-1	切れ目ない防災対策	167
施策 2-2	暮らしの安全対策の充実	170
施策 2-3	医療体制の充実	173
施策 2-4	放射線対策の推進	175
政策 3	自然と共生し環境にやさしいまち	177
施策 3-1	生活排水処理による水環境の保全	177
施策 3-2	自然と森林環境の保全	179
施策 3-3	資源の循環利用と環境負荷の低減	181
方策の柱	みんなで創る持続可能なまち	185
方策 1	市政改革	188
手法 1-1	市政改革の推進	188
手法 1-2	部課横断型組織体系での対応の強化	190
手法 1-3	民間との連携、民間への移行	191
手法 1-4	市民協働による市政運営	192
方策 2	全ての市民に情報が行き届くまち	194
手法 2-1	広報・広聴の充実	194
手法 2-2	シティプロモーションの推進	196
方策 3	財政基盤の強化	197
手法 3-1	効率的・効果的な行政運営	197
手法 3-2	健全な財政運営の推進	199
方策 4	広域連携推進	201
手法 4-1	市域を超えた広域連携の推進	201
資料編		203
1	二本松市振興計画審議会条例	205
2	審議会委員名簿	207
3	「二本松市総合計画」策定経過	208
4	諮問	210
5	答申	211

序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画策定の背景

第1章

計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、合併後の総合的な施策の方向性を継承しつつ、早期に、かつ重点的に推進すべき目標と政策を定めるため、平成28年度に「新二本松市総合計画 二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」を策定し、各分野にわたる取り組みを積極的に推進してきました。

一方で、我が国では人口減少による地域経済の縮小化が負の循環に陥っていく将来像に対して、地方創生をうたい、本市においても国の総合戦略の趣旨を踏まえ、「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定し、人口減少の解消に向けた取り組みを進めているところです。

また、本市のこれからのまちづくりにあたっては、東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復興・再生はもちろん、経済のグローバル化や高度情報化社会への対応、環境問題が深刻化する中での再生可能エネルギーの自給に向けた取り組み、多様化するライフスタイルや市民ニーズへの対応など、変動する社会経済環境の変化にしっかりと対応し、市民の暮らしの基盤を確かなものにしていくことが重要となります。

こうした中、本市では、現行の「新二本松市総合計画 二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」が令和2年度で完了することから、令和3年度からの新たな計画を策定しました。

この計画は、二本松市の総合計画として現行の「二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」を継承しつつ、早期に、かつ重点的に推進すべき目標と政策を定めるものであり、計画の期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。

2 計画の性格

二本松市総合計画は、本市が行う全ての政策、施策、事業の根拠となる最上位の行政計画であり、令和3年度からの10年間の市政運営の根幹となる計画です。市民と行政が共通の認識を持ち、目指すまちづくりについてともに考え、実現に向けて行動するための基本的な指針を定めています。

一方で、二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、市の最上位計画である二本松市総合計画のまちづくりの方向性に基つきながら、「しごとづくり」、「ひとの流れをつくる」、「住みやすい、安心して暮らせるまちづくり」に特化することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すためのさまざまな施策・事業を推進するもので、二本松市総合計画が目指すまちづくりと密接に関係しています。

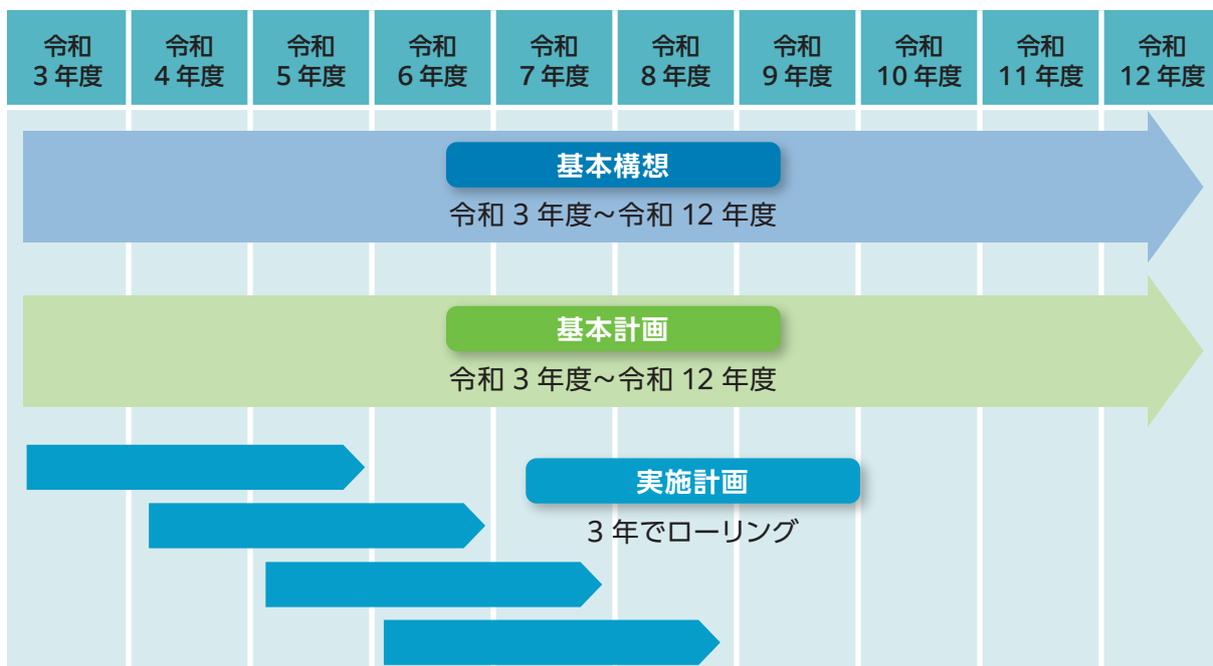
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

4 計画の構成

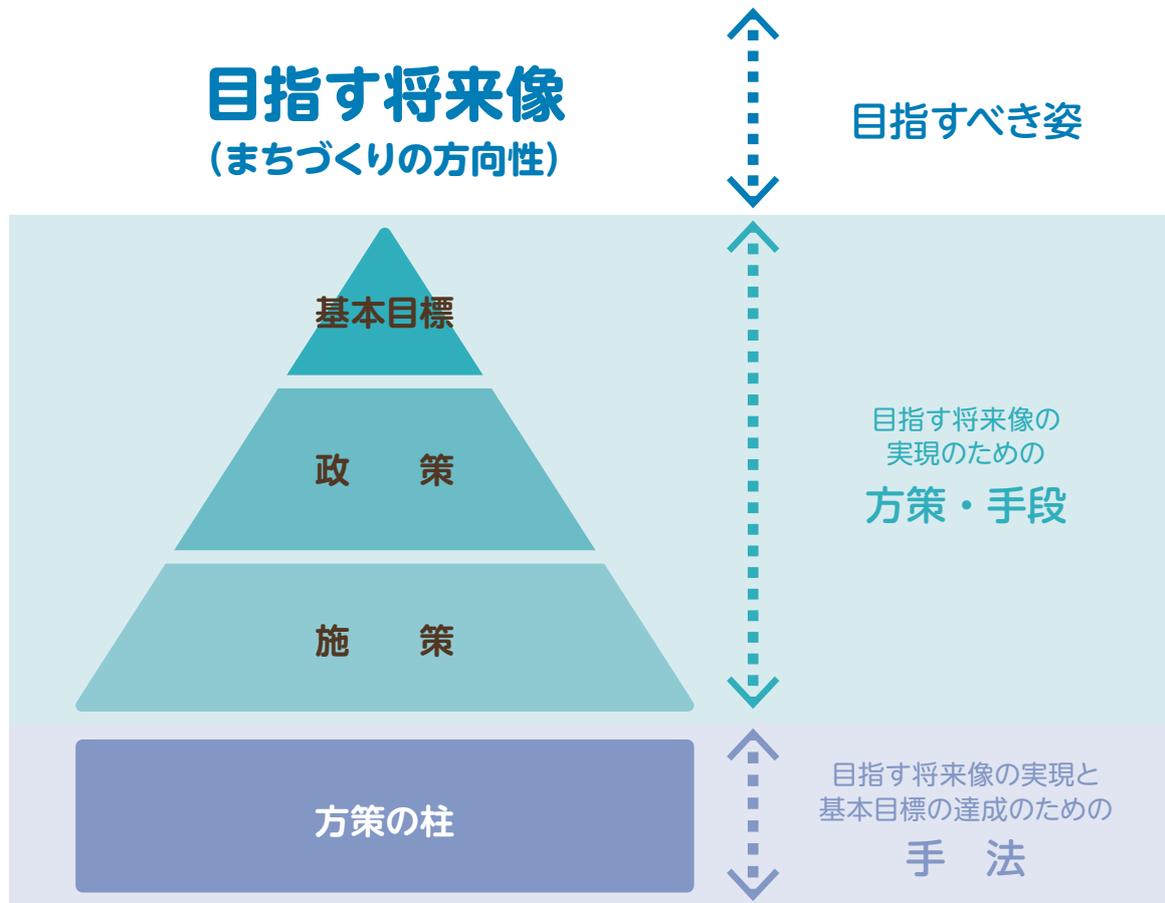
本計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成し、より戦略的な総合計画を目指します。

基本構想	基本構想では、社会経済状況の変化と対応に向けた基本的な認識のもと、これからのまちづくりの目標を示します。
基本計画	基本計画は、基本構想で掲げたまちづくりの目標を実現するために10年で重点的に取り組んでいくべき施策および主要事業を示します。
実施計画	3年を1期間とした事業の執行計画です。



5 計画の体系

本計画は、4つの基本目標の下に14の政策を位置付け、目標を明確にした上で分野別に43の施策を示しています。また、基本目標を達成するために総合的に取り組むべき手法として、方策の柱を土台として位置付けます。



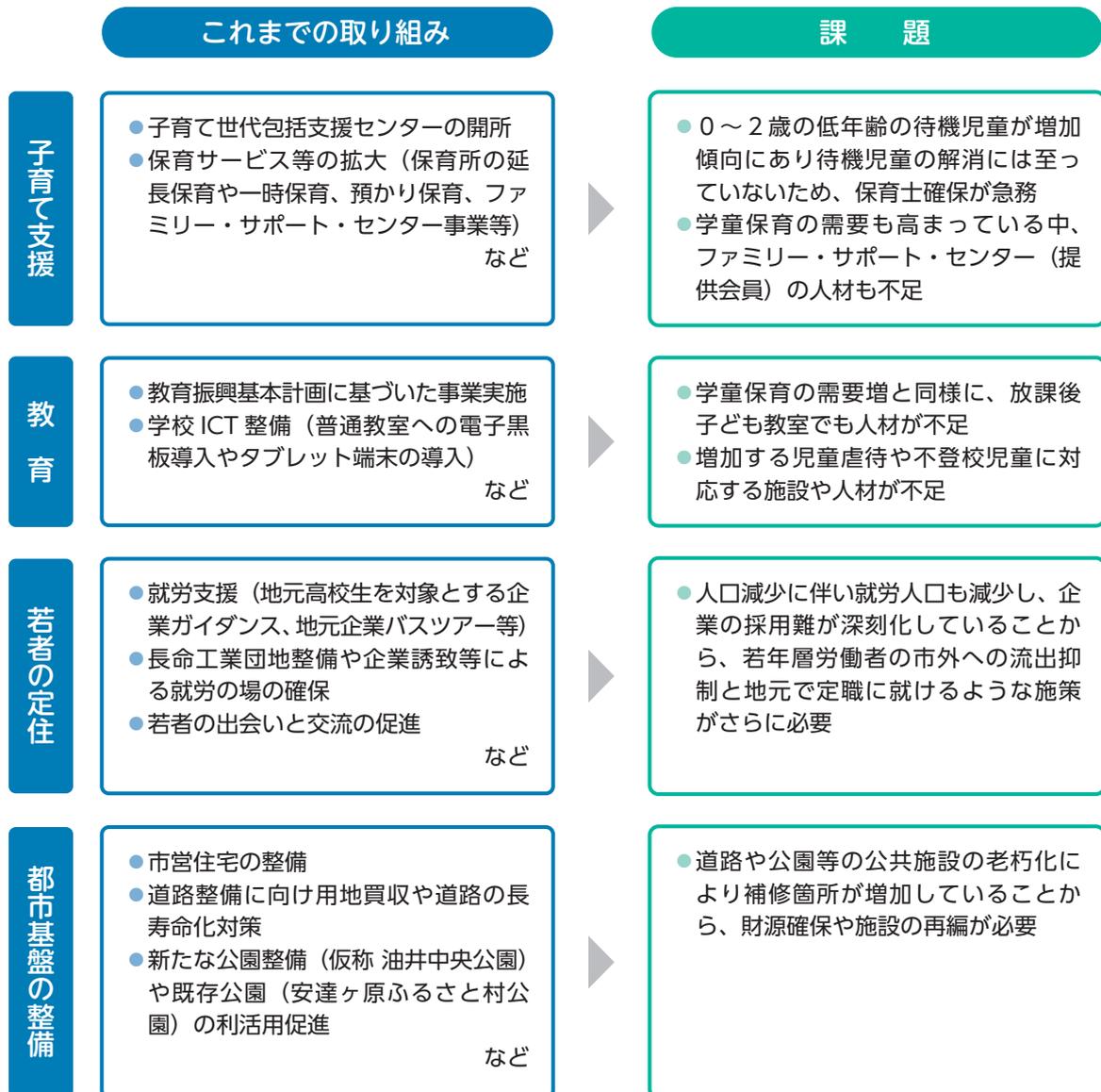
目指す将来像 (まちづくりの方向性)	本市が目指すべき姿とその実現に向けて、重点的に取り組むべき事項や目標人口、土地利用構想を示します。
基本目標	まちづくりの目指すべき方向性、施策の柱となるものです。
政策	基本目標を実現するための大局的な方策を示します。
施策	政策を実現するための、具体的な手段を示します。
方策の柱	基本目標を達成するために総合的に取り組むべき手法を示します。

第2章

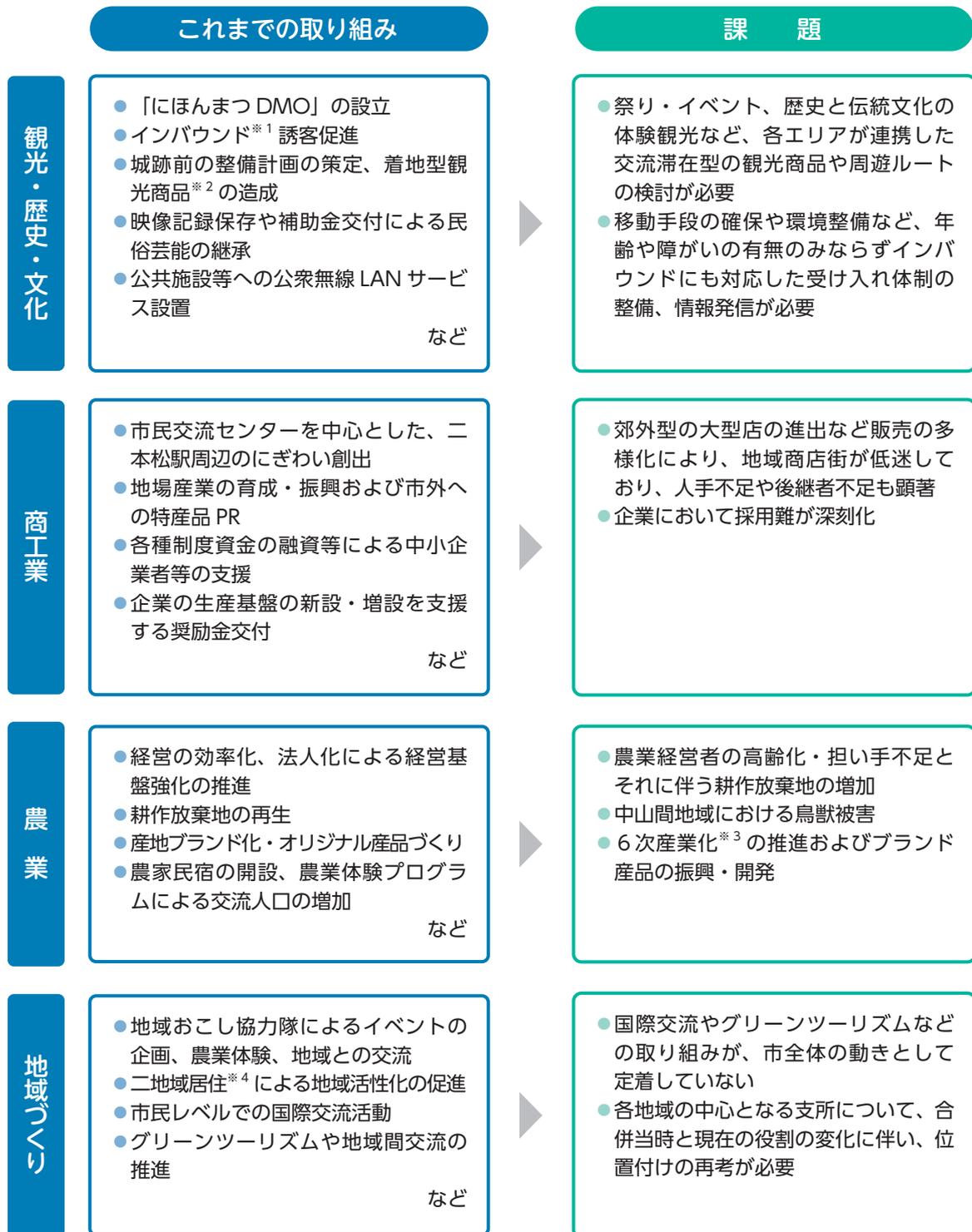
計画策定の背景

1 総合計画におけるこれまでの取り組みと課題

(1) 基本目標1 子どもや若者の未来を創るまち



(2) 基本目標2 郷土愛にあふれ活力と賑わいのあるまち



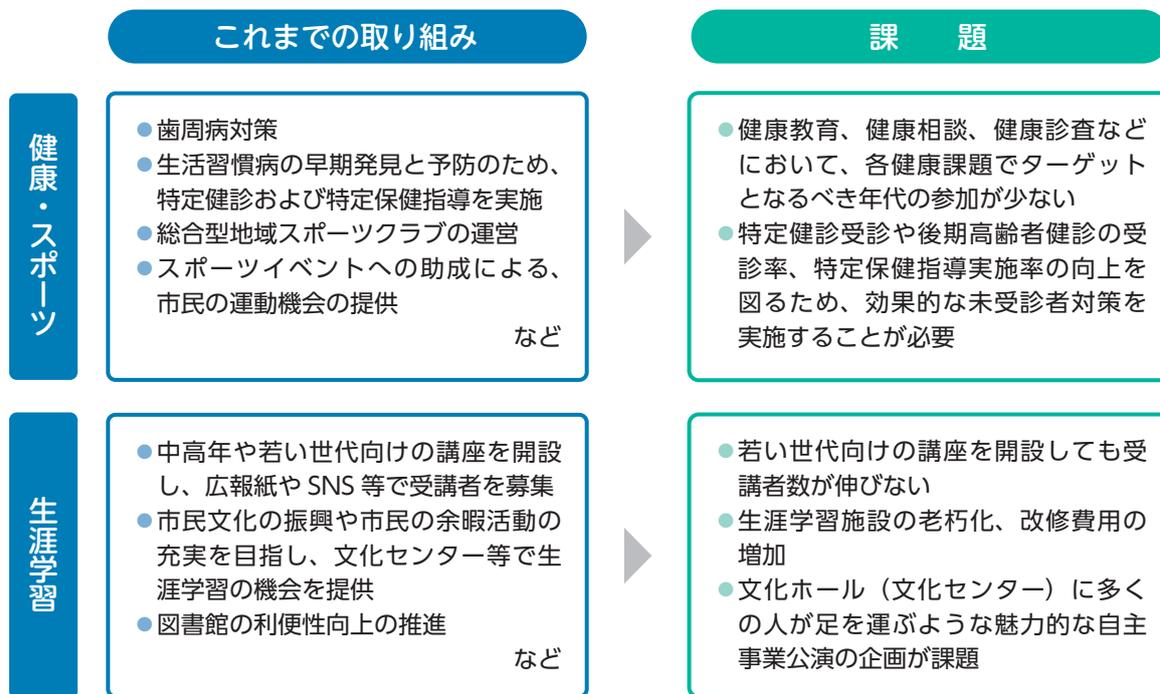
※1 インバウンド (inbound) とは「入ってくる、内向きの」の意味で、海外から日本にくる外国人旅行者のこと。

※2 旅行者が出発する地域 (発地) 側の旅行会社等ではなく、旅行者を受け入れる側の地域 (着地) 側が、その地域の歴史・文化・自然等の観光資源をもとに観光商品を企画し、旅行者を呼び込む形態。

※3 農業などの第1次産業が食品加工 (2次)、流通販売 (3次) にも業務展開している経営形態。

※4 都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点をもち、週末や一年のうちの一定期間を暮らすもの。

(3) 基本目標3 いつまでも元気で生きがいのもてるまち



(4) 基本目標4 助け合い、支え合い、安全に安心して暮らせるまち



序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

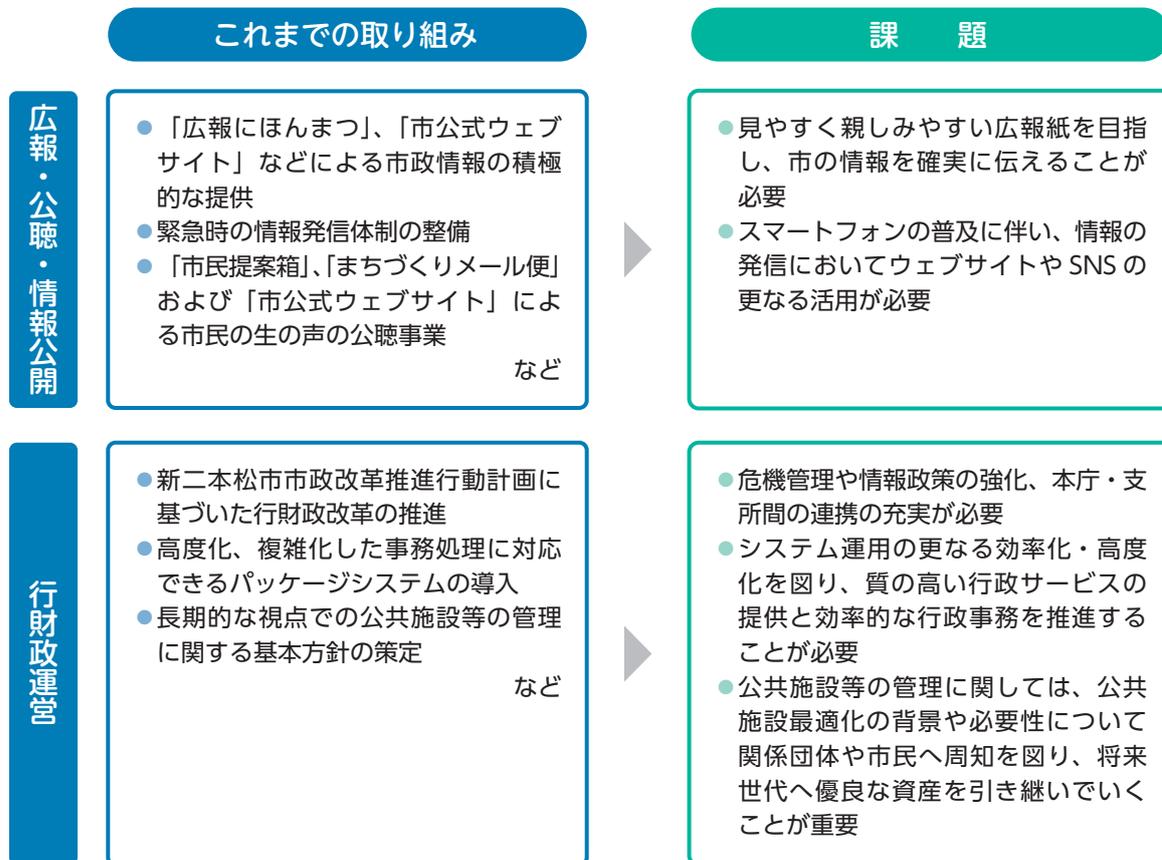
基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

(5) 方策の柱 自立できる自治体経営の推進



2 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口減少・少子高齢化は、婚姻率の低下や出生数の減少、高齢化の影響による死亡者数の増加等を背景に、依然として深刻さを増しています。「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計によると、我が国の人口は令和35年には1億人を下回り、また令和42年には65歳以上の人口割合は約40%になると推計されており、今後も人口減少・少子高齢化が一層進行していくことが見込まれています。

人口減少・少子高齢化が進行し、就業者数の減少による労働投入の減少、消費の減少、地域経済社会の急速な縮小、都市機能の低下、社会保障費の増加など、さまざまな分野において深刻な影響が生じると考えられます。

福島県においても同様に人口減少は進むと予測されており、「福島県人口ビジョン」によれば、福島県の人口は令和元年10月現在の約184万人から令和22年には約143万人になると推計されています。

本市においても、人口は合併時の平成17年の約6万3千人から平成27年には約5万8千人と減少が進んでおり、令和22年には約4万2千人になると推計されています。加えて、少子高齢化が進行していることから、今後若い世代を増やしていくため、移住・定住促進や子育て支援の充実などの取り組みが求められます。

(2) 産業経済とグローバル化

近年、世界的なグローバル化の大幅な進展や、急激な経済成長を見せるアジア諸国の影響などもあり、我が国の経済状況は著しい変化を迎えています。加えて、令和元年12月に「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）が中華人民共和国湖北省武漢市において確認されて以降、感染拡大の抑制を目的とした人・モノの流れの停滞や経済活動の制限、都市封鎖などにより、世界経済は急速に悪化しており、我が国の経済も大きな危機を迎えています。

観光業においても、近年のグローバル化の急速な進行を踏まえ、福島県では精力的なインバウンド対策を実施してきており、本市においても平成28年をインバウンド元年と位置付け、台湾等からの誘客事業を実施したほか、令和元年にはタイの国立動物園「カオキオ動物園」と観光PRなどに関する連携協定を締結するなど、外国人観光客の増加に向けた取り組みを進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの国において政府による入国制限や海外渡航禁止等の措置が講じられたことなどにより、外国人観光客が大幅に減少しており、特に地方経済に甚大な影響を及ぼしています。

今般の危機によって浮き彫りになった教訓を踏まえ、今後は新たな危機にも柔軟に対応できる強靱な^{きょうじん}経済社会の構築を進めるとともに、国・地域ごとの感染収束を注視しながら、誘客可能となった国・地域に対しては積極的な訪日プロモーションを推進するなど、引き続き刻々と変化する世界経済情勢に柔軟に対応していくための取り組みを行っていくことが求められます。

(3) 高度情報化社会の進展と Society5.0 への対応

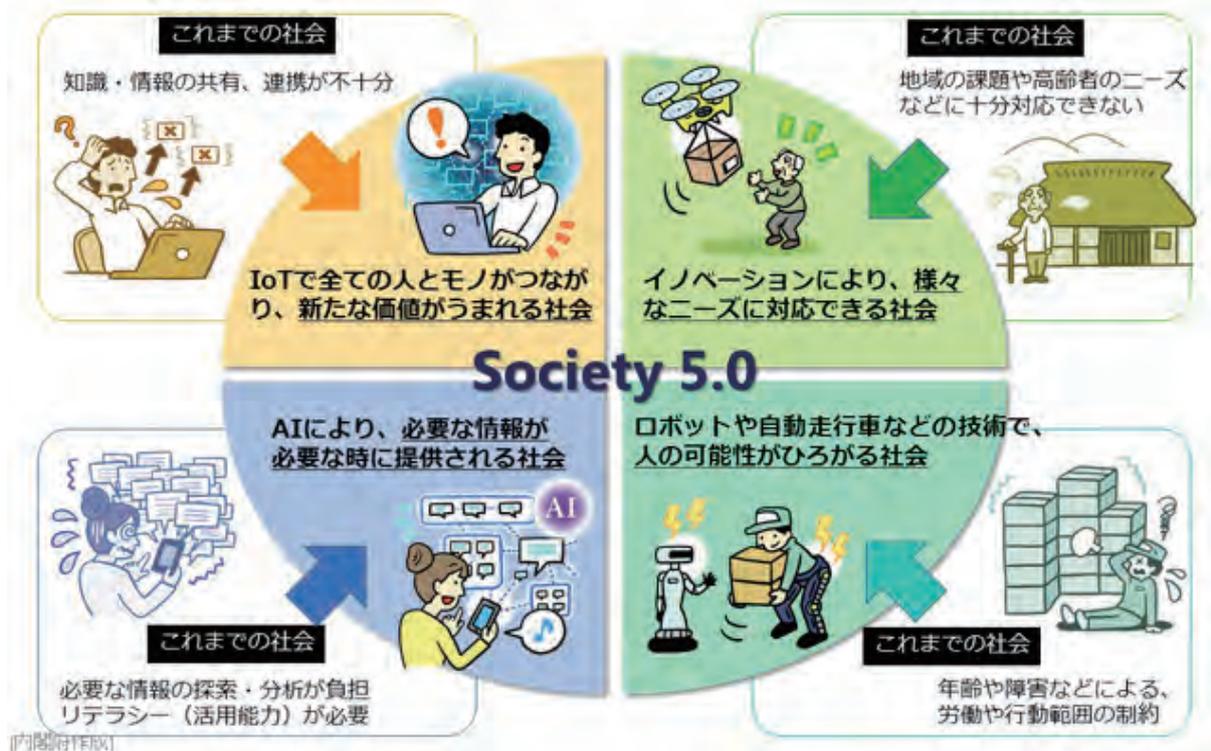
第4次産業革命の新たな技術革新によって、我が国全体において、経済活動や雇用環境なども含めた地域社会の在り方が大きく変化しています。

そのような中、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、「Society5.0^{※5}」の実現を目指しています。

これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報の共有・連携が不十分であり、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となるなどの課題がありましたが、Society5.0の実現により、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難の解決が期待されます。

生産年齢人口の減少が進む本市においても、今後も一定の経済規模を維持していくためには、AIやIoTなどを活用し、農業、ものづくり、医療・介護、交通など、あらゆる産業・生活分野において、イノベーションによる新たな価値の創出を図るとともに、社会的な課題の解決を図る必要があります。

Society5.0 で実現する社会



※5 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

(4) 地球環境問題の深刻化と再生可能エネルギーの推進

二酸化炭素等の温室効果ガスが原因となる地球温暖化と、それに伴う気候変動の影響が、地球規模で顕在化してきました。我が国においても、夏の高温やゲリラ豪雨、台風の襲来など、異常気象が頻発化しており、本市でも令和元年10月に発生した台風第19号により甚大な被害が生じました。

このような中、平成27年に「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された「パリ協定」において、日本では中期目標として、令和12年度の温室効果ガスの排出を平成25年度の水準から26%削減することが定められました。

福島県においても再生可能エネルギー導入に向けた取り組みが推進されており、「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第3期）」（令和元年度から令和3年度まで）では、再生可能エネルギーの導入目標を42.0%（原油換算）と設定し、太陽光発電、風力発電などの導入を進めています。

本市においても、地球温暖化対策^{※6}として化石燃料からの脱却、低炭素社会の実現だけでなく、エネルギーの地産地消は地域活性化にもつながることから、「二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（ゴチカン）」と協定を結び、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを積極的に推進しており、引き続き環境に配慮した取り組みの継続が求められます。

(5) ライフスタイルの多様化

少子化や核家族化の進行などによる家庭環境や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化し、それに伴って個人の価値観やニーズも多種多様になっています。

一方、これらの変化は、所得格差や独居高齢者の孤立、8050問題^{※7}などの多様な社会問題を生み出しているほか、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

国では、「一億総活躍社会」として、性別、年齢、障がい、難病の有無に関わらず、誰もが活躍できる社会づくりに向けた取り組みや、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市においても、地域の人々がそれぞれの個性を生かし、互いに支えあい、生きがいを持った暮らしができるよう、各々のライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になってきています。

※6 平成27年、国際協力の新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、温暖化ガスの二大排出国である中国と米国を含む196カ国・地域がそれぞれの能力に応じて温暖化ガス排出削減に取り組むこととされた。

※7 高齢（80代前後）の親が、ひきこもりが長期化した（50代前後の）子どもを養っている状態のことで、親の収入の途絶や病気・要介護状態になることによる、一家の経済的な困窮・孤立のリスクが指摘されている。

(6) 分権型社会の推進

多様化する国民のニーズや少子高齢化への対応として、国では中央集権型から地方分権型の行政システムへの転換を行ってきました。このいわゆる「地方分権改革」は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり平成11年の「地方分権一括法」成立、平成13年の「地方分権推進委員会最終報告」までの『第1次地方分権改革』と、平成18年の「地方分権改革推進法」成立以降の『第2次地方分権改革』の大きく二つの時期に分かれます。

『第1次地方分権改革』により、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係になり、地方分権の理念・基礎が形成され、さらに『第2次地方分権改革』では課題として残っている国から地方への権限移譲、法令による義務付けや関与の廃止、より一層の税源移譲など、分権型社会の実現のための改革が進められています。

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる地域社会を目指し、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視した地方分権改革が進められています。

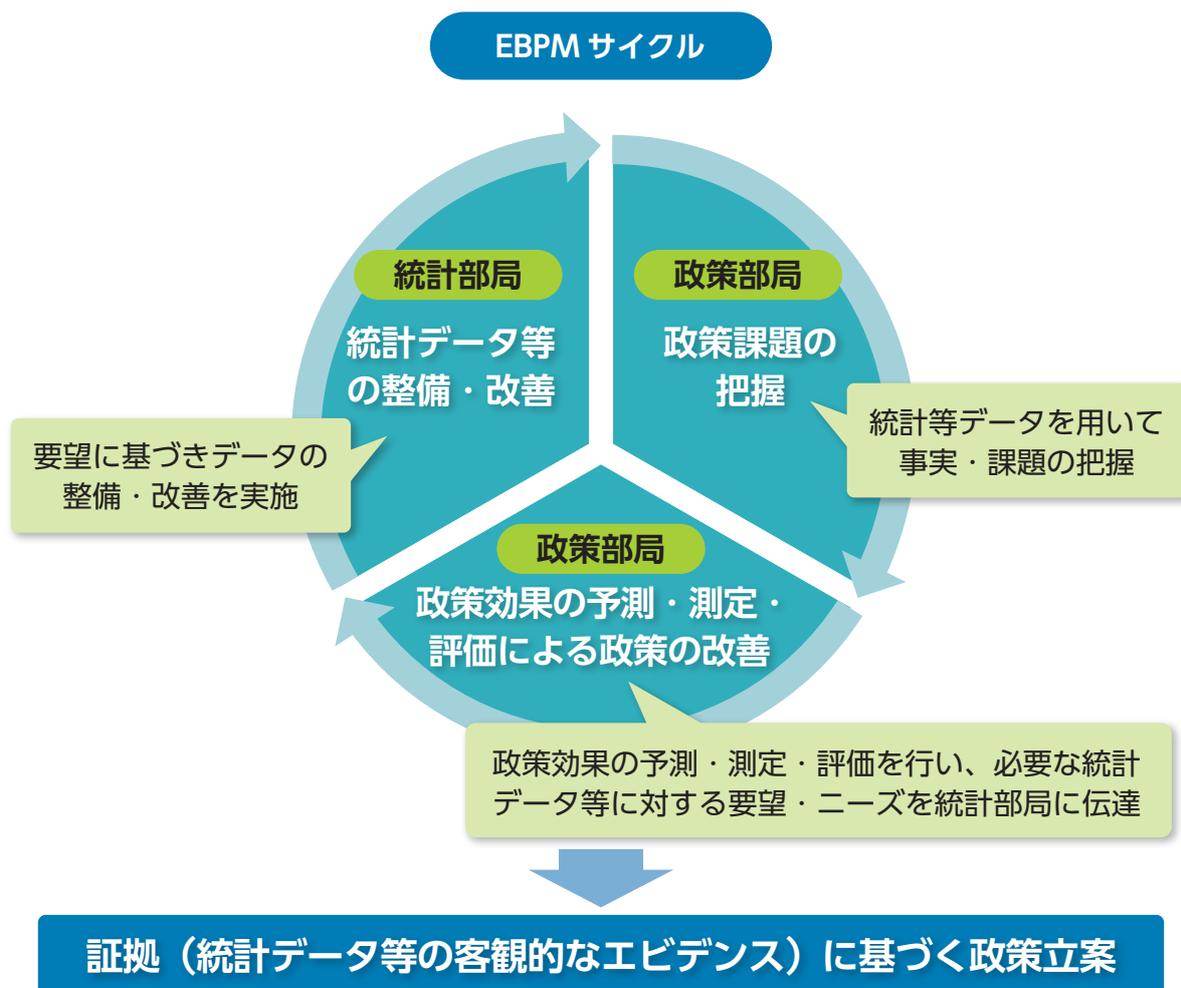
また、人口減少・少子高齢化の進行は、特に地方圏においてその影響が顕著になっています。このような中、国では、地域において中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏構想」が推進されています。県内では郡山市が中心市となり本市を含む5市7町4村による「こおりやま広域連携中枢都市圏」が形成されているほか、福島市が中心市となり本市を含む県内4市3町2村および宮城県白石市ならびに山形県米沢市の計11市町村による「福島圏域連携中枢都市圏」が形成される見込みです。

(7) EBPMの推進

EBPM (Evidence-based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) とは、客観的な証拠 (エビデンス) を活用して、政策の効果的・効率的な決定・運営を目指す取り組みです。

これまで我が国では、統計や業務データが十分に活用されず「慣行」により政策決定がなされる傾向にありました。しかし、「慣行」による政策決定は、本来の政策目標達成のための実効性が不十分であることが懸念されており、社会構造が急速に変化する中、限られた資源を効果的・効率的に利用し、行政への信頼性を高めるために、統計等を積極的に活用した EBPM の推進が求められています。

証拠に基づいた政策立案には、①政策の立案の前提となる事実の確認、②立案された政策とその効果を結びつけるロジック、③政策のコストと効果の関係が明示されていることが重要であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計データ等の整備・改善が有機的に連動するサイクル (EBPM サイクル) が求められています。



(8) 社会資本の整備

我が国における道路・港湾施設・下水道施設・河川施設等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えようとしており、近年はその老朽化が問題となっています。

このような状況を踏まえ、国では、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25 年に策定しました。

社会資本の老朽化は本市においても例外ではなく、今後 10 年程度の間、大規模改修や更新時期を迎える施設等が集中してくることが予想されます。これを受け、本市においても、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、本市が所有する公共施設等の全体を把握し、その総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針を定める「二本松市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年に策定しています。引き続き、公共施設の計画的な維持管理を推進するとともに、市民にとって最適な公共サービスの提供につながる適切な公共施設の在り方を検討していくことが求められます。

(9) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標 (Sustainable Development Goals) です。持続可能な世界を実現するための17のゴール (目標) と169のターゲット (取り組み・手段) で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

我が国においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、同年12月には今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が決定、令和元年にはSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとされています。

SDGsにおける17の目標



SDGs における 17 の目標 (詳細)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

		 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 インフラ、産業化、イノベーション 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 不平等 国内および各国間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 持続可能な消費と生産 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

(10) 新しい生活様式の推進

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された原因不明の肺炎「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）は、瞬く間に世界中に拡散しました。世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言、3月11日には新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明しました。

令和2年11月1日時点での全世界における感染者数は約4,590万人、死亡者数は約120万人、我が国における感染者数は101,146人、死亡者数は1,766人となり、いまだ感染者数・死亡者数が増え続けています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」として、「一人ひとりの基本的感染対策」「日常生活を営む上での基本的生活様式」「日常生活の各場面別の生活様式」「働き方の新しいスタイル」の実践例が、厚生労働省より示されました。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ感染収束には程遠い状況となっており、また一度対策の強度を一定程度緩められた地域においても、再度感染が拡大する可能性があります。一日も早く感染収束を目指すためには、一人ひとりが「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていくなど感染予防に努め、社会全体で感染拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

「新しい生活様式」実践の取り組み（例）



出典：福島県「新しい生活様式」実践ポスター作成特設ウェブサイト

3 本市の特性

(1) 本市の立地

本市は、福島市と郡山市の間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の至近距離にあります。また、国道459号は国道114号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。

首都圏からは約200kmの距離にあり、鉄道では東北新幹線と東北本線を利用すると東京から約2時間の圏内となっており、市内には杉田、二本松、安達の3駅があります。自動車では東北自動車道利用で、乗り入れは二本松インターからとなりますが、わずか3時間の圏内に位置します。

市域は、平成17年に1市3町が合併し、東西約36km、南北約17km、総面積344.42km²に広がったことで、会津地方および浜通り地方の両地域に境界を接しています。

二本松市内交通地図



(2) 水と緑の豊かな自然

本市の地勢は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類され、西に智恵子抄で知られる標高1,700mの安達太良連峰、東に阿武隈山系を望み、その中央を阿武隈川が流れ、東西に約36km、南北に約17kmと横長の地形になっています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山のふもとに広がる地域で丘陵地が多く、中央の平坦部は標高200～300mで比較的温暖で、年間降水量も比較的少なく過ごしやすいところです。東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川および口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しており、豊かな自然や美しい景観があります。

地勢図



(3) 今に息づく歴史文化

本市は、縄文時代から人の居住の続く、長い歴史をもった地域です。

藩政時代には、奥州二本松藩十万七百石の城下町として栄え、二本松城跡（霞ヶ城公園）は日本百名城のひとつとして国の史跡に指定されています。さらに、第5代藩主丹羽高寛公が儒学者岩井田昨非の進言により、藩士への戒めとして自然石に刻ませた戒石銘碑は、二本松城跡とともに国の史跡に指定されています。戊辰戦争の際は、奥羽越列藩同盟の信義を重んじ、義に殉じた二本松少年隊の高潔と勇気の精神は、市民の精神的な柱として今も息づいています。

城下町として栄えた伝統的な雰囲気の中、二本松の提灯祭り、小浜の紋付祭り、針道のあばれ山車、木幡の幡祭りなど個性と趣のある祭りは、貴重な財産となっており、こうした歴史文化が今に受け継がれています。智恵子抄や能「黒塚」の舞台としても有名で、文化的な風土を醸し出しています。

また、世界的歴史学者である朝河貫一博士を輩出し、博士との縁で友好都市となったハノーバー町（アメリカ合衆国）との国際交流や海外派遣事業など新たな文化の創造にも取り組んでいます。

(4) 多様な地域資源

本市には、地域の個性を発揮できる地域資源も豊富にあります。安達太良山麓・阿武隈高地に広がる高原、温泉、スキー場といった自然資源に加え、市街地周辺には国の史跡に指定された二本松城跡（霞ヶ城公園）をはじめ、智恵子記念館・智恵子の生家、寺社など城下町の名残が数多く存在し、歴史文化に基づいた祭り・イベントが継承されているほか、酒や家具、和菓子、和紙といった地場産業が振興されています。

これらの豊かな資源を活用した観光関連の産業をはじめ、道の駅などでの農産物直売、さらには和紙漉きや陶芸体験、グリーンツーリズムによる農業体験などが行われています。

4 市民の意識・意向

総合計画を策定するにあたり、市民および市内の中学校・高校に通う生徒が抱えているまちづくりへの意識・意向を把握するためアンケート調査を実施しました。

調査種別	項目	内容
市民意識調査	調査対象	市内に居住する満20歳以上の市民
	標本数	3,000件
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・回収
	調査実施期間	令和元年8月21日(水)～9月6日(金)
	有効回収数	1,166件(38.9%)
中学生・高校生調査	調査対象	市内の中学校・高校に通学する生徒
	標本数	805件
	調査方法	学校を通じて配布・回収
	調査実施期間	令和元年9月11日(水)～9月27日(金)
	有効回収数	768件(95.4%)

※グラフ中に表記されている「n (number of cases)」は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています

※グラフや本文等では、市民意識調査を「市民」、中学生・高校生調査を「中高生」と簡略表記しています

※市民意識調査の一部の調査結果において、平成26年に実施した同調査との比較を行っています(平成26年実施の調査結果は、グラフ中では「前回調査」と表記)

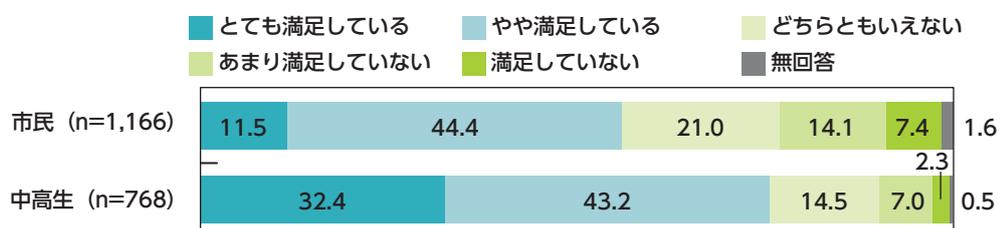
(1) 二本松市の暮らしの評価

① 日常生活の満足度

日常生活に《満足している》(「とても満足している」+「やや満足している」)割合は、市民が55.9%、中高生が75.6%と、いずれも過半数となっています。

満足度を判断する際に重視したこととしては、市民・中高生のいずれも「家族関係」が上位となっているほか、市民では「健康状態」(46.2%)、中高生では「友人関係」なども多くなっています。

【日常生活の満足度】 ※市民／中高生



【満足度を判断する際に重視したこと（上位5項目）】 ※市民／中高生

順位	市民 (n=1,166)		中高生 (n=768)	
1	家族関係	50.3%	友人関係	64.3%
2	健康状態	46.2%	家族関係	56.3%
3	良好な生活環境	39.9%	学校生活（勉強・部活など）	56.3%
4	所得・収入	39.5%	自由な時間	50.5%
5	仕事や趣味などの生きがい	31.1%	趣味	42.3%

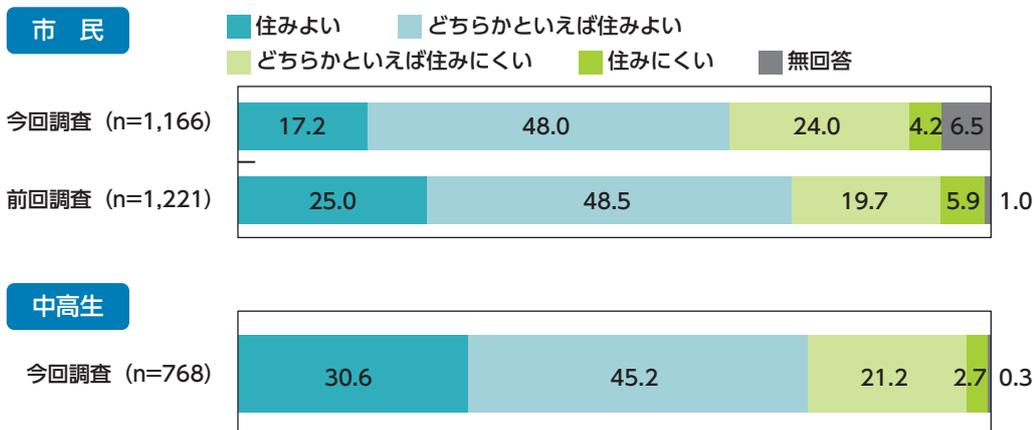
※複数回答設問

②二本松市を住みよいと感じるか

二本松市を《住みよい》（「住みよい」＋「どちらかといえば住みよい」）と感じる割合は、市民が65.2%、中高生が75.8%と、いずれも過半数となっています。一方、市民では前回調査と比較して、《住みよい》が約8ポイント下降しています。

二本松市を《住みにくい》（「住みにくい」＋「どちらかといえば住みにくい」）と回答した人にその理由を尋ねたところ、市民・中高生のいずれも「買い物等の日常生活が不便」、「交通の便が悪い」、「趣味や娯楽の場が少ない」が上位となり、特に市民では「買い物等の日常生活が不便」、中高生では「趣味や娯楽の場が少ない」が突出しています。

【住みよさの評価】 ※市民／中高生



【住みにくいと感じる理由（上位5項目）】 ※市民／中高生

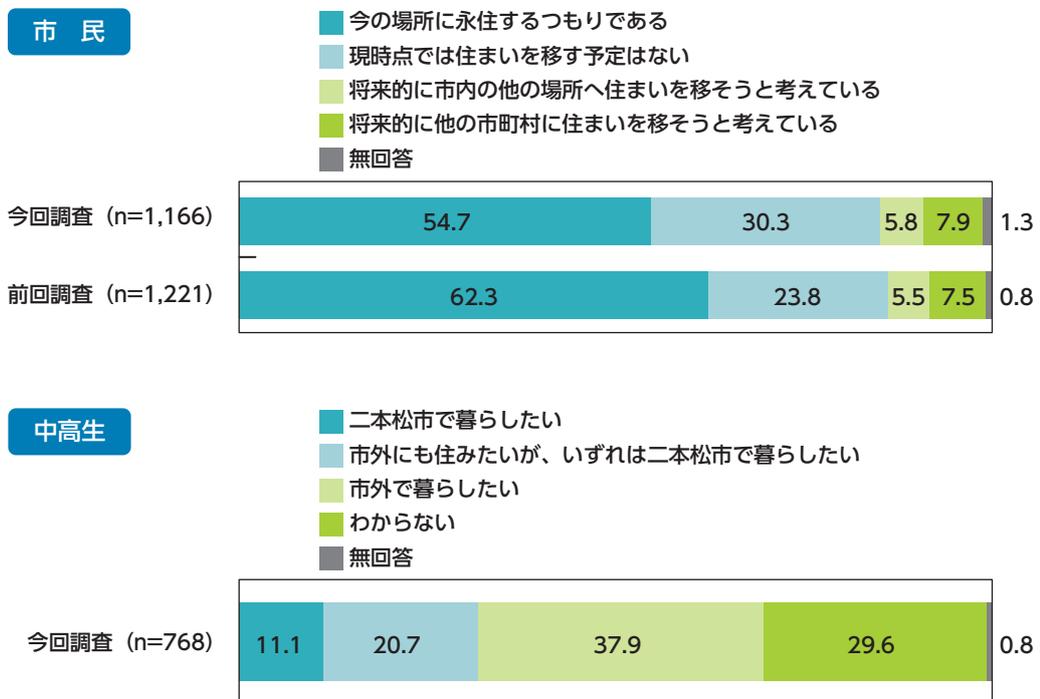
順位	市民 (n=329)		中高生 (n=184)	
1	買い物等の日常生活が不便である	64.4%	趣味や娯楽の場が少ない	70.1%
2	通勤・通学等の交通の便が悪い	38.9%	買い物等の日常生活が不便である	58.2%
3	趣味や娯楽の場が少ない	31.9%	通学等の交通の便が悪い	52.7%
4	医療の面で安心できない	28.0%	土地になじみや愛着がない	17.9%
5	働きやすい職場が少ない	22.2%	魅力のある自然環境が少ない	7.6%

③定住意向

二本松市への定住意向について、市民では「今の場所に永住するつもりである」(54.7%)が最も多くなっています。「現時点では住まいを移す予定はない」(30.3%)とあわせると、定住意向のある人が8割以上を占めているものの、「今の場所に永住するつもりである」は前回調査から約8ポイント下降しています。

また、中高生では「市外で暮らしたい」(37.9%)が最も多く、「二本松市で暮らしたい」と「市外にも住みたいが、いずれは二本松市で暮らしたい」をあわせた定住意向のある人は約3割となっています。

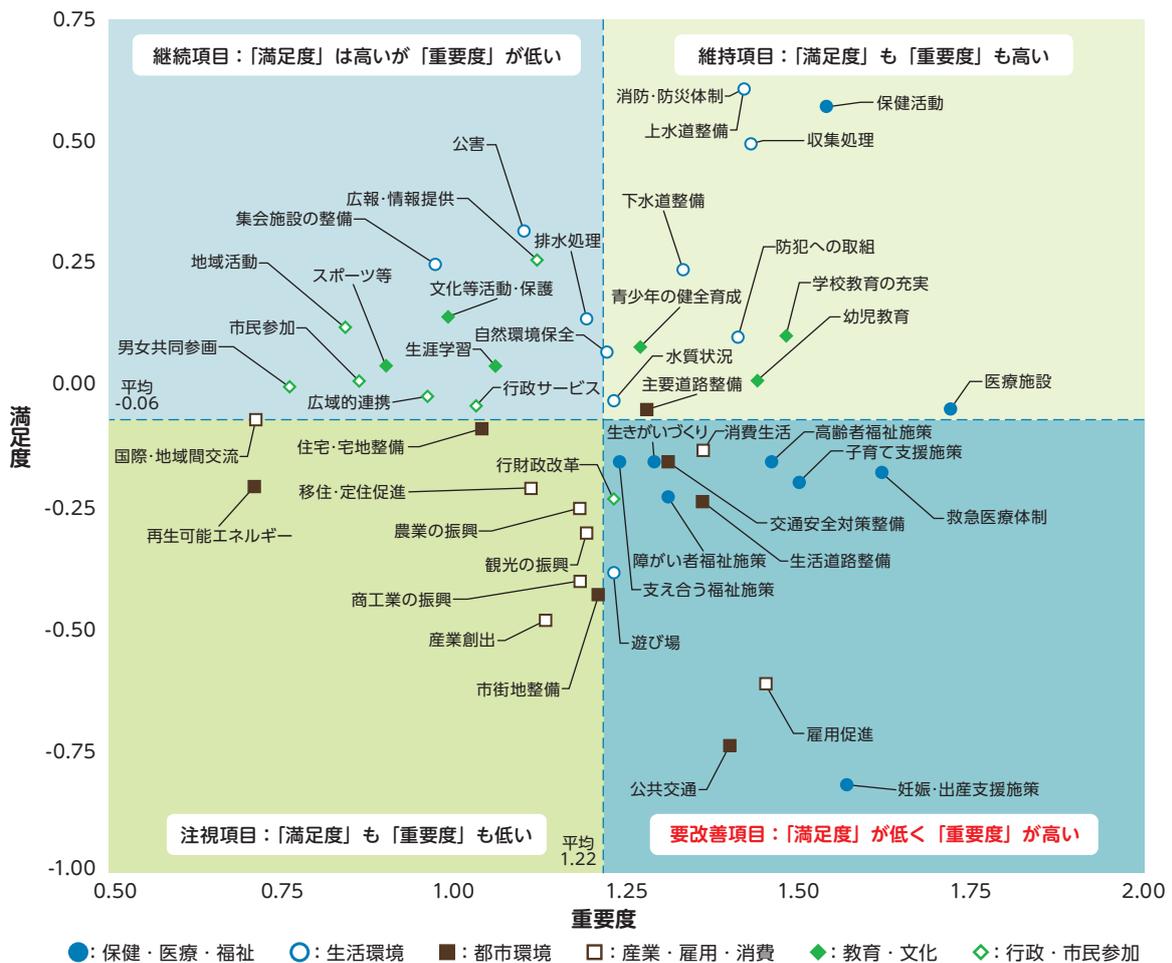
【定住意向】 ※市民／中高生



(2) 施策の評価（重要度×満足度） ※市民のみ

居住環境や日々の暮らしに関連する各分野の取り組み（施策）について、「現在の満足度」と「今後の重要度」をそれぞれ聴き取った上で得点化し、それを下記のような散布図に整理しました。

この結果、「満足度」が低く「重要度」が高い《要改善項目》（散布図右下）に位置する項目は、優先的な対応が必要と考えられます。特に、保健・医療・福祉分野および都市環境分野において《要改善項目》が多くなっています。



注：満足度および重要度の関係を表す領域線は、それぞれの市平均値

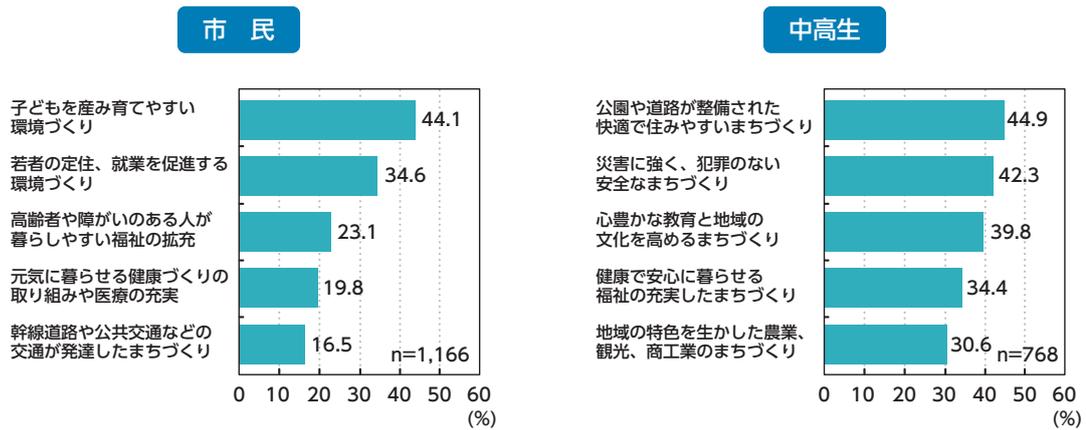
【分野毎の要改善項目（優先対応項目）】

分 野	優先対応項目
保健・医療・福祉	救急医療体制 / 妊娠・出産支援施策 / 子育て支援施策 障がい者福祉施策 / 高齢者福祉施策 / 生きがいづくり / 支え合う福祉施策
生活環境	遊び場
都市環境	生活道路整備 / 公共交通 / 交通安全対策整備
産業・雇用・消費	雇用促進 / 消費生活
教育・文化	—
行政・市民参加	行財政改革

(3) 今後のまちづくり

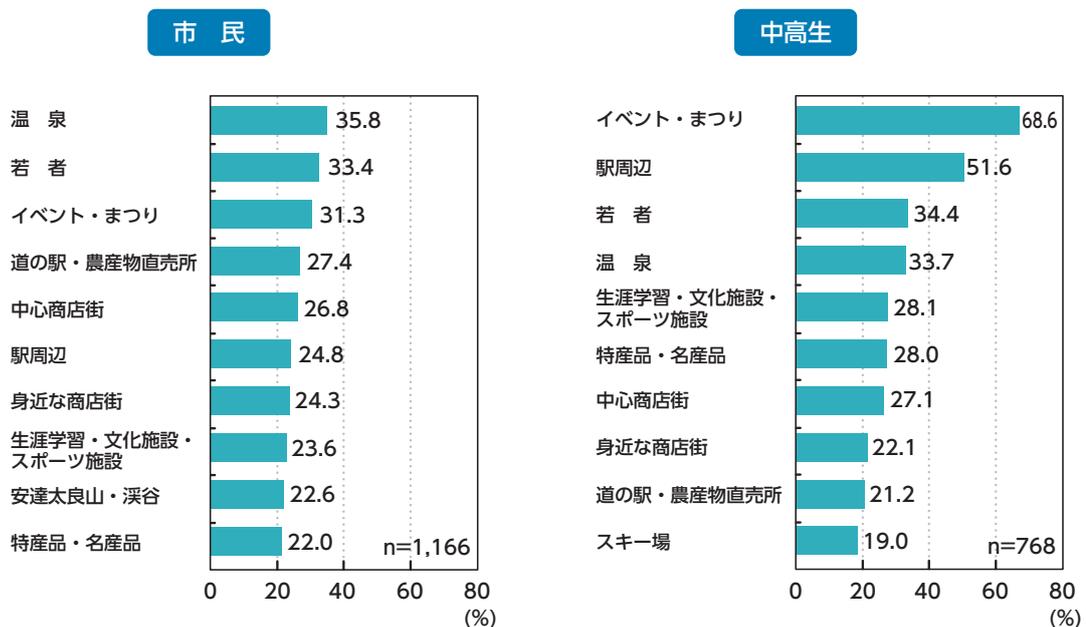
①今後のまちづくりで重要なこと（上位5項目） ※市民／中学生

今後の10年間のまちづくりで重要なことについて、市民では「子どもを産み育てやすい環境づくり」(44.1%)が、中学生では「公園や道路が整備された快適で住みやすいまちづくり」(44.9%)が、それぞれ最も多くなっています。



②生かすべき地域資源（上位10項目） ※市民／中学生

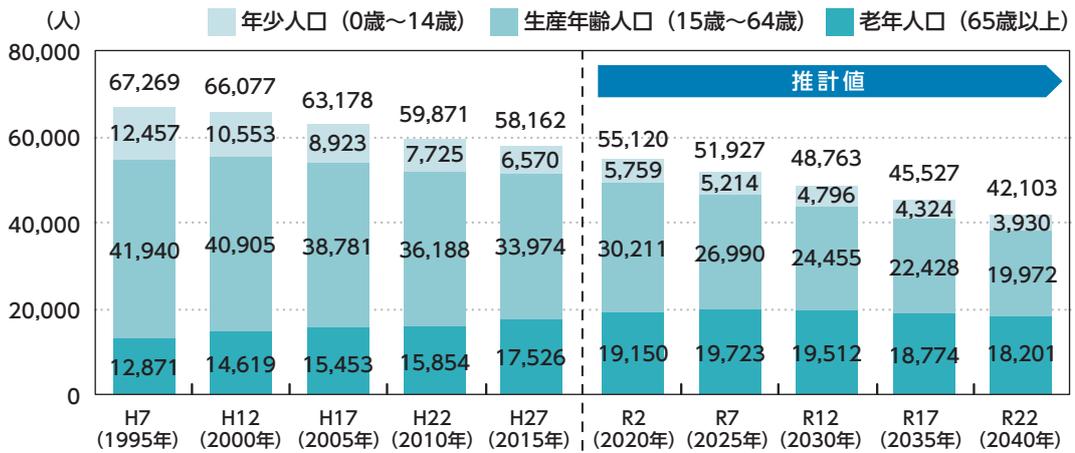
二本松市をもっと良いまちにするために生かすべき地域資源について、市民では「温泉」(35.8%)、「若者」(33.4%)、「イベント・まつり」(31.3%)などが多くなっています。一方、中学生では「イベント・まつり」(68.6%)が突出しているほか、「駅周辺」(51.6%)も5割を超え多くなっています。



5 人口の動向

(1) 人口の推移

本市の平成 27 年（2015 年）の人口は 58,162 人と、20 年前の平成 7 年（1995 年）に比べ約 9 千人（△ 13.5%）減少しています。令和 2 年（2020 年）以降の将来推計をみても減少傾向は続き、令和 12 年（2030 年）には約 4 万 9 千人、令和 22 年（2040 年）には約 4 万 2 千人になることが見込まれています。

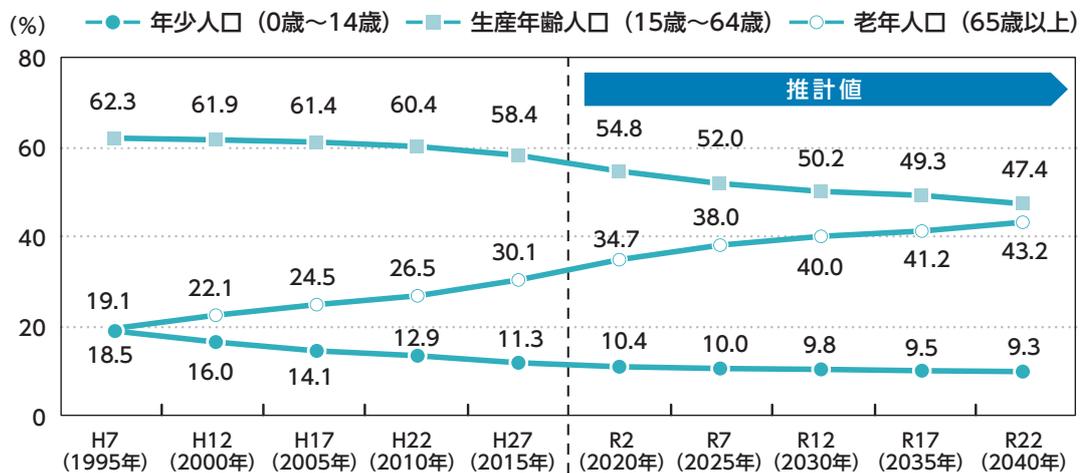


※年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は市内全体の人口と合致しない場合がある

出典：国勢調査人口(各年 10 月 1 日現在)、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

(2) 年齢別人口構成比の推移

本市の年齢 3 区分別の人口構成比の推移をみると、平成 7 年（1995 年）は年少人口と老年人口がほぼ同じ割合でしたが、その後は老年人口が年少人口を上回り、平成 27 年（2015 年）には老年人口が約 30% となっています。それ以降の将来推計をみても、老年人口は上昇傾向、年少人口および生産年齢人口は下降傾向が続き、少子高齢化が一層進行するものと考えられます。

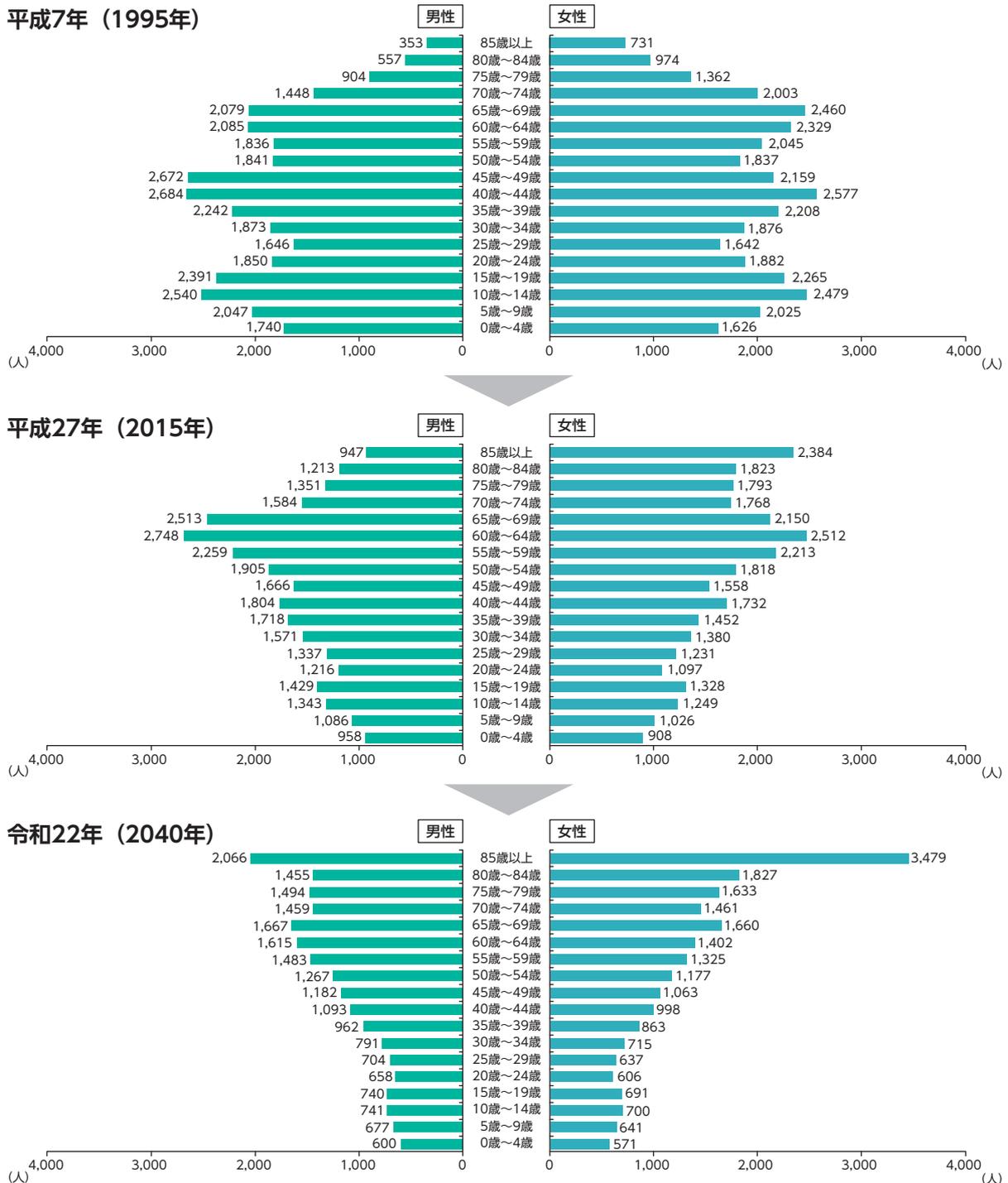


※年齢不詳があるため、年齢別人口構成比の合計は 100%にならない場合がある

出典：国勢調査人口(各年 10 月 1 日現在)、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

(3) 人口構造の変化

本市の人口構造の変化をみると、平成7年(1995年)から平成27年(2015年)にかけて、年少人口の減少と老年人口の増加が著しく、少子高齢化が進行していることが分かります。将来的にはさらに少子高齢化が進み、令和22年(2040年)には85歳以上の人口が極めて多くなることが予想されています。



※年齢不詳があるため、男女・年齢別人口の合計は前頁の市内全体の人口と合致しない場合がある
 出典：国勢調査人口（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の定めた仮定値を用いて推計

基本構想

第1章 まちづくりの方向性

第2章 施策の大綱

まちづくりの方向性

1 目指す将来像

笑顔あふれる
しあわせのまち 二本松

将来暮らしてみたいと思う未来の二本松の姿を中学生・高校生アンケートにより募集したところ、459件の回答がありました。キーワードは「しあわせ」と「笑顔」。二本松市の将来を担う子どもたちの思いを込めて「目指す将来像」を決定しました。“笑顔”を育むたくさんの可能性を持った二本松市で、市民の皆さん一人ひとりが、“しあわせ”を見つけることができるよう、二本松市は未来へ進んで参ります。

2 計画の全体像

目指す将来像 笑顔あふれる



本市では、目指す将来像「笑顔あふれるしあわせのまち 二本松」の実現に向け、4つの重点事項および4つのまちづくりの基本目標と方策の柱を掲げました。

健康寿命の延伸

市民総ぐるみで健康づくりを推進し、いつまでも自分らしく、自立した生活を送ることができるまち



地域のちから

地域が人を育み、人が地域を創る好循環を生み出すことで、人と人がつながり、地域コミュニティを強め、農業、観光、商工業などさまざまな分野で地域生活を支えあうまち

4つの 重点事項

結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行い、少子化に歯止めをかけ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち

人口減少対策



子どもを産み育てやすい環境づくり、そして人づくりを重視し、「こどもの未来」が育まれるまち

こどもの未来

しあわせのまち二本松

また、将来像や目標の達成に向けては、「EBPMの推進」、「Society 5.0（第5の新たな社会）への対応」、「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」の3つの横断的な視点を持って各施策に取り組み、時代にあった効果的・効率的な施策展開を図ります。

4つのまちづくりの基本目標と方策の柱

1 健康で暮らし続けられるまち
【健康／地域福祉／生涯学習・スポーツ】



2 地域の誇りに満ちた活力あるまち
【観光／文化／商工業／農業／地域づくり】



3 世代をつないで人を育むまち
【子育て／教育／若者の定住／多様性】



4 安全で快適な暮らしのあるまち
【都市基盤／防災・防犯／環境】



方策の柱 みんなで創る持続可能なまち
【市政運営】



3つの施策横断的な視点

統計データ等の客観的なエビデンスを活用し、より実効性の高い施策を実施するため、EBPMの視点に基づき政策や施策の立案を行います。

EBPMの推進

人口減少や少子高齢化の進展に伴って生じるさまざまな課題の解決と私たちの生活の質の向上に向け、Society5.0の実現を念頭においた施策の展開を図ります。

Society5.0（第5の新たな社会）への対応

本計画の基本目標、政策、施策の各体系に関連するSDGsの17の目標を紐付けることで、本市の実情にあわせたSDGsの推進を図り、諸課題の解決や地方創生につなげます。

SDGs（持続可能な開発目標）の推進

3 重点事項

本計画では、「健康寿命の延伸」、「地域のちから」、「こどもの未来」、「人口減少対策」を各分野にまたがる重点事項と捉え、複合的な視点を持って重点的に取り組んでいきます。

重点事項1

健康寿命の延伸

日本人の平均寿命は年々伸び続けており、誰もが健康に過ごせる環境づくりが求められています。我が国では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、元気に自立して過ごせる期間を示す「健康寿命」の延伸を目指しており、メタボリックシンドローム予防として、日常生活における運動習慣や食生活改善を提言しています。

本市においても、健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが、心身ともに健やかに、いつまでも自分らしく、自立した生活を送ることができるよう、保健事業の充実による生活習慣病予防の推進や気軽に運動ができる環境づくり、栄養と食生活の改善、地域医療体制の確保など、多方面から健康づくりに取り組みます。

また、健康寿命をできるだけ平均寿命に近づけ、いつまでも健やかな生活を送るためには、体の健康だけでなく、こころの健康も不可欠です。そのため、個人で健康づくりに取り組むだけでなく、地域、学校、職場、行政など地域や人のつながりを生かしながら、市民総ぐるみで健康づくりを推進します。



重点事項2 地域のちから

急激な人口減少や少子高齢化の進行、若者の都市部への流出等により、地域の担い手が減少する中、子育て、教育をはじめ、健康、福祉、防犯・防災、地域コミュニティなど、多くの分野において、“地域のちから”が求められています。

魅力あふれる地域づくりを実現するためには、市民一人ひとりが自分の住む地域で自ら意欲を持ってまちづくりに取り組み、自分だけでは解決が困難な場合は、周囲や地域が協力し、お互い助け合いながらともに行動し、課題解決に取り組むことが重要です。市民を主役として、地域、企業、行政がお互いに支えあうことで地域のちからを発揮させ、二本松市を維持できるよう、互いの役割、責任を理解し、信頼関係を高め、にぎわいのある市街地の形成と経済活動の活発化、観光都市としての魅力向上、そして、地域を生かした農業振興など、さまざまな分野からまちづくりを推進していきます。

本市の豊かな自然や豊富な地域資源を生かし、地域が一丸となって課題解決に取り組む、地域が人を育み、人が地域を創る好循環を生み出すことで、人がつながり、支えあう二本松市の実現を目指します。



重点事項 3

こどもの未来

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、子どもたちには、時代のニーズに対応し柔軟に生き抜く力が求められています。

本市では、全ての子どもたちが健やかに生まれ、生きる力を身につけられるよう、幼児教育を含めた教育全体の質を高め、子どもたちが伸び伸びと成長できる環境を整備する等、人づくりに力を注いでいきます。

また、子どもだけでなく、子育て世代が安心して出産・育児ができるよう、家庭と仕事の両立支援をはじめ、子育て世代の精神的・経済的な負担の軽減や、健康づくりへの支援など、子育てにやさしい環境の整備を目指します。

二本松市の将来を担う子どもたちは、市の宝です。二本松市で育った子どもたちが郷土を愛する心を忘れず、日本、そして世界に羽ばたく人材が二本松市から誕生し、二本松市に明るい未来をもたらすよう、しっかりと教育の基盤を構築していきます。

全ての分野において子どもを産み育てやすい環境づくりや人材の育成・確保などを重視し、かけがえのない「こどもの未来」が育まれる二本松市を目指します。



重点事項 4

人口減少対策

人口の減少は、地域経済や地域コミュニティの機能、行政サービス水準の低下などあらゆる分野に影響を及ぼし、地域全体の活力の衰退につながる懸念されます。

今後、人口減少・少子高齢化が加速化・本格化するとされる中、急激な人口減少を抑制するため、若い世代の就労・結婚・子育て希望の実現と、「東京一極集中」といわれる若者の都市部への流出に歯止めをかけるとともに、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らせるような取り組みを進めていかなければなりません。「しごとづくり」、「ひとの流れをつくる」、「住みやすい、安心して暮らせるまちづくり」を念頭にさまざまな視点から各分野が連携して施策を推進し、人口減少時代のまちづくりに挑みます。

また、二本松・安達・岩代・東和の4地域のいずれに居住しても「住みよい」二本松市の実現を目指すとともに、シティプロモーション^{※8}の推進により、積極的な本市の魅力発信を行うことで、交流人口や関係人口^{※9}の拡大につなげ、二本松市への愛着と定住意向を醸成し、将来にわたって持続可能な二本松市を目指します。



※8 地域を持続的に発展させるために地域の魅力を内外に効果的に発信し、それにより人材・資金・情報などの資源を活用できるようにしていくこと。

※9 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

4 基本目標

基本目標

1

健康で暮らし続けられるまち

関連する SDGs の目標 ▶▶▶



高齢化の進行に伴い、健康・福祉分野は、ますますその重要性を増しています。市民意識調査では、「高齢者福祉」や「障がい者福祉」、「支えあう福祉」などが重要度の高い施策として挙げられており、日常生活の満足度を判断する際の要素として「健康状態」が重視されるなど、健康への市民のニーズは高まっています。

また、「健康」は子どもから高齢者まで世代を問わず願われるものであり、市としても最も重要な施策のひとつです。全ての市民が生涯を通じて健やかで幸せな生活を送るためには、心身の健康づくりや地域での支えあい、生きがいづくりが重要となっています。

そのため、本市では、市民一人ひとりがライフステージにあわせた正しい知識と習慣を身につけ健康的に暮らせるよう、生活習慣病予防や介護予防などの保健事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指します。

また、健康づくりのみならず、高齢者や障がい者をはじめ、支援を必要とする全ての市民が適切な福祉サービスを受けられる体制を整備し、市民、地域、行政が互いに連携し、地域ぐるみで健康づくりや福祉の充実に取り組みます。

さらには、生涯学習や文化・芸術活動の充実を図るとともに、健康寿命の延伸への効果も期待されるスポーツの活性化を図ることで、地域の中で人とつながり、生きがいを持った生活が送れるよう努めます。

こころと体の健康や生活の豊かさは、日常生活における最も基礎的な要素です。

健康寿命の延伸や健康の増進、生きがいづくりの充実を図ることで、こころと体の健康を維持し、地域全体で支えあう、誰もが「健康で暮らし続けられるまち」を目指します。

基本目標

2

地域の誇りに満ちた
活力あるまち

関連するSDGsの目標 ▶▶▶



本市は、安達太良山や阿武隈川に育まれた豊かな自然、国の史跡に指定された二本松城跡（霞ヶ城公園）や古戦場などの歴史・文化資源、伝統を今に伝える祭りや温泉など、豊富で多様な地域資源に恵まれています。

これらの資源を一層磨き上げ、市民一人ひとりが自分の住む地域に誇りを持ち、魅力や価値を市内外に広く伝えることで、本市の特性を生かした産業の振興や地域づくり、活力に満ちたまちづくりにつなげていくことが重要です。

そのため、市内各エリアに点在する観光資源の連携や、インバウンド等の受け入れ体制の強化とともに、広く市内外の誘客を積極的に進め、DMOを中心とした観光都市としての魅力向上に取り組みます。また、これらの誘客の推進により中心市街地への人の流れを生み出し、集客施設や商店街の活性化につなげることで、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

産業については、酒、家具等の地場産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消など新産業の創出、産業団地への企業立地の促進により、市内経済の活性化と多様な就業の場の確保を図ります。また、農業の持続的発展に向け、ブランド化や6次産業化など商品の付加価値を高めるとともに、販路拡大や農業担い手の育成、安全安心な農産物の生産などに取り組み、活気あふれる農業の振興を推進します。

これらの豊富な地域資源や長い歴史の中で培われた伝統的な文化や風土を磨き上げ、地域の魅力を発信することで、交流人口や関係人口を増やすとともに、それぞれの地域の特色を生かした活動や支援を充実させ、人がつながり支えあう地域づくりを推進します。

観光や産業の振興と雇用の確保はにぎわいのある地域づくりの要となる要素です。

観光、農業、そして商工業の連携を軸に、雇用の創出と地域経済の振興を図ることで「地域の誇りに満ちた活力あるまち」を目指します。

基本目標
3

世代をつないで人を育むまち

関連する SDGs の目標 ▶▶▶▶



少子高齢化の波は、労働人口の減少など経済活動にも大きな影響を与えています。これまでと同規模の人口を維持し続けることは困難が予想され、今後は一人ひとりの力により、不足するマンパワーを補わなければなりません。そのため、今、高い技術や柔軟に生き抜く力を持った人材の育成が求められています。

子どもたちが二本松市の将来を担う人材となるよう、学力や体力の向上を目指すのはもちろんのこと、成長した子どもたちが就労、出産、子育てなどそれぞれのライフステージにおいて二本松市で暮らし続けることができるまちづくりが重要です。

次世代の育成に向けて、本市では子どもたちの生きる力を育み、一人ひとりに向き合った、きめ細かく質の高い学校教育が受けられるよう、次代のニーズに応じた教育環境の整備を推進していきます。

子育て環境においても、子育て支援の充実や働き方改革の推進、就業環境の整備など、子育て世代が働きながら安心して子どもを産み育てられる支援や環境の整備が求められています。全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して育まれるよう、支援を要する子どもたちへのケアをはじめ、家庭、地域と連携しながら、二本松市全体で子育てを支援する仕組みをつくります。

また、二本松市で生まれた子どもたちが生涯にわたって二本松市を思い、更には市内に定住し続けてもらえるよう、生活基盤の確保を図る一方、若者の出会いと交流の促進や多様な就業の場の確保、新規創業などのチャレンジを支援していきます。

「人づくり」は持続可能な二本松市を築いていくための未来への投資です。子育て支援や教育を充実させ、若者が生涯にわたり居住できる環境を整備することで、妊娠から出産、子育て・教育、就労、結婚、そしてまた次の代へと「世代をつないで人を育むまち」を目指します。

基本目標

4

安全で快適な
暮らしのあるまち

関連するSDGsの目標 ▶▶▶



本市は、郡山市と福島市の中間に位置する、豊かな自然に囲まれた安達地方の中心都市です。しかし、市民意識調査では、「買い物など日常生活の不便さ」、「交通の便の悪さ」などが挙げられており、高齢化が急速に進む中、都市・生活拠点の機能強化と利便性の向上に対するニーズがこれまで以上に高まっています。

このことから、防犯・防災対策や、居住環境の整備なども含め、誰もが安全に快適に暮らすことのできる環境の整備が重要となっています。

今後のまちづくりにおいては、生活支援機能を集約したコンパクトな市街地形成を図りつつ居住環境を整備するとともに、利用者のニーズを捉えた公共交通ネットワークを構築し、中山間地域も含めた市内全ての地域での生活の利便性向上に努めます。

また、市民の生命、財産を自然災害から守るため、これまで本市で発生したあらゆる災害の教訓を生かした対策を行うとともに、自主防災組織の育成等による防災・減災体制の強化に取り組みます。さらに、地域医療体制の充実や交通安全対策、防犯対策なども踏まえた安全で快適な暮らしのできる環境を整備します。

環境保全については、持続可能な社会を実現するため、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大などに取り組み、市内の豊かな自然の保全を図り、低炭素で環境にやさしい社会の構築に取り組んでいきます。

自然豊かで安全・安心な生活空間の創出には、都市基盤の整備のみならず、市民一人ひとりが環境や安全に対して意識を持つことも重要です。この豊かな自然と安全・安心で快適な暮らしを守り続けられるよう、自然環境保全や防災に対する意識の醸成、人々が暮らしやすい都市基盤の形成や仕組みづくりを行うことで、「安全で快適な暮らしのあるまち」を目指します。

方策の柱

みんなで創る持続可能なまち

関連する SDGs の目標 ▶▶▶



少子高齢化の進行は、全国的に財政規模の肥大化と税収の減少を引き起こしており、本市においても、次の世代に過重な負担を先送りしないために、長期的な視点に立った健全な財政運営が求められています。

そのため、社会経済情勢の大きな変化や一層厳しさを増すであろう財政状況を踏まえ、職員の適正配置や行政サービスの効率化を図るとともに、観光や公共交通、地域医療などさまざまな分野において広域連携を図ることで、効果的に政策を展開していくことのできる仕組みづくりに努めます。

また、環境や経済活動、福祉などの水準が長期的に維持され、将来の世代のニーズを満たすことのできる「持続可能な二本松市」の実現に向けて、地域づくりや産業振興、福祉など幅広い分野において、市民との連携・協働によるまちづくりを推進します。

なお、市政情報の積極的な公開や広聴広報機能のさらなる拡充を図り、地域資源の性質やターゲットに応じた、分かりやすく、きめ細かなシティプロモーションを推進することにより、積極的な本市の魅力発信を行うとともに、市民の「にほんまつ」への愛着や誇りを醸成し、自らまちづくりに関わる機運の向上につなげていきます。

まちづくりは、市民と行政がともに考え、ともに選択し、ともに行動することが重要です。

市組織の効果的な体制の整備と人材育成等を図り、限りある行政の経営資源をより一層効率的に活用するとともに、市民の地域での役割やその活躍が人生をより豊かで充実したものとなし、市民との協働による計画的なまちづくりを進めることで、「みんなで創る持続可能なまち」を目指します。

序
論

基本
構想

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

方
策
の
柱

資
料
編

5 目標人口

過去のトレンドに基づく推計人口※¹⁰では令和12年(2030年)に約4万8千7百人まで人口が減少することが予測されていますが、子育て環境の整備による出生数の向上や定住人口の増加を着実に進め、にぎわいの創出と人口の流出抑制に努めることにより、目標人口を約5万人程度に維持することを目指します。

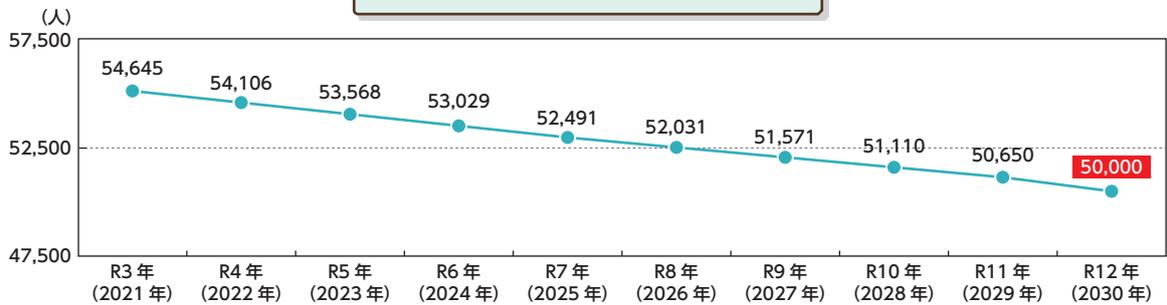
本計画における目標人口

令和12年(2030年)の目標人口：50,000人程度を維持

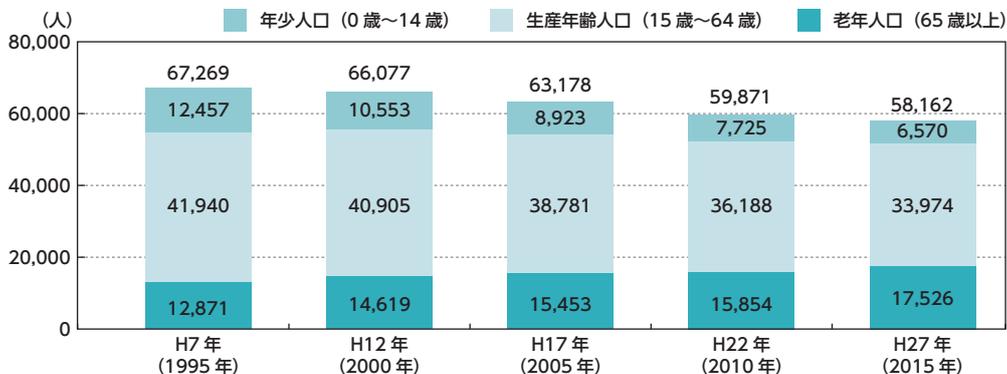
	現 状 人 口		目 標 人 口	
	平成27年(2015年)	令和7年(2025年)	令和7年(2025年)	令和12年(2030年)
総人口	58,162人	52,491人	52,491人	50,000人
年少人口 (0歳～14歳)	6,570人 (11.3%)	5,549人 (10.6%)	5,549人 (10.6%)	5,584人 (11.2%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	33,974人 (58.4%)	27,325人 (52.1%)	27,325人 (52.1%)	25,274人 (50.5%)
老年人口 (65歳以上)	17,526人 (30.1%)	19,617人 (37.4%)	19,617人 (37.4%)	19,142人 (38.3%)

※年齢不詳があるため、年齢別人口(構成比)の合計は市内全体の人口と合致しない(100%にならない)場合がある

計画期間内における目標人口の推移



これまでの人口動向と今後の予測(目標)



※年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は市内全体の人口と合致しない場合がある 出典：国勢調査人口(各年10月1日現在)

※10 平成27年国勢調査人口を基にコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計。

長期的な人口予測

目標人口設定における考え方と推計条件

政策誘導等

各種政策の実施により、人口減少を抑制

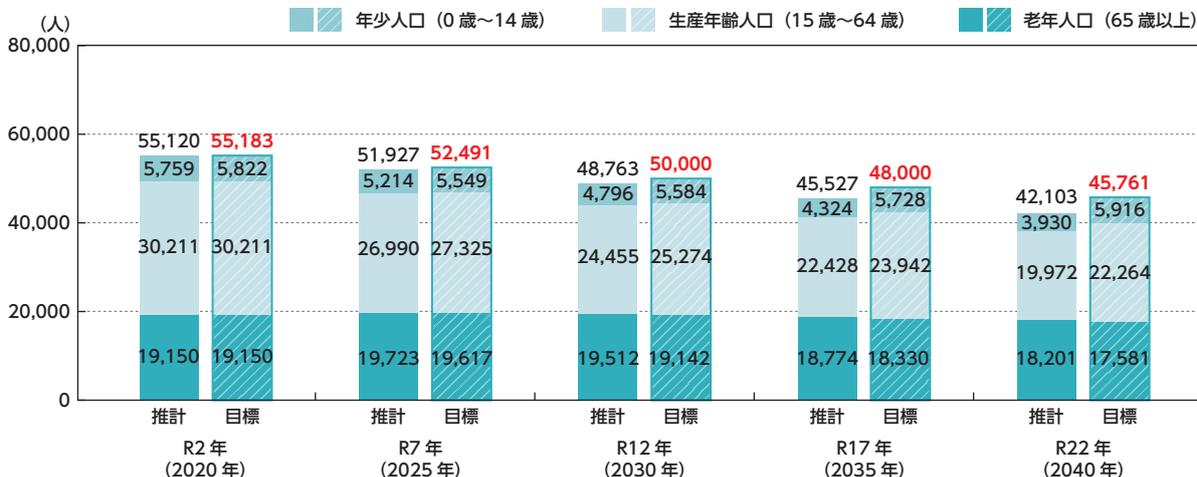
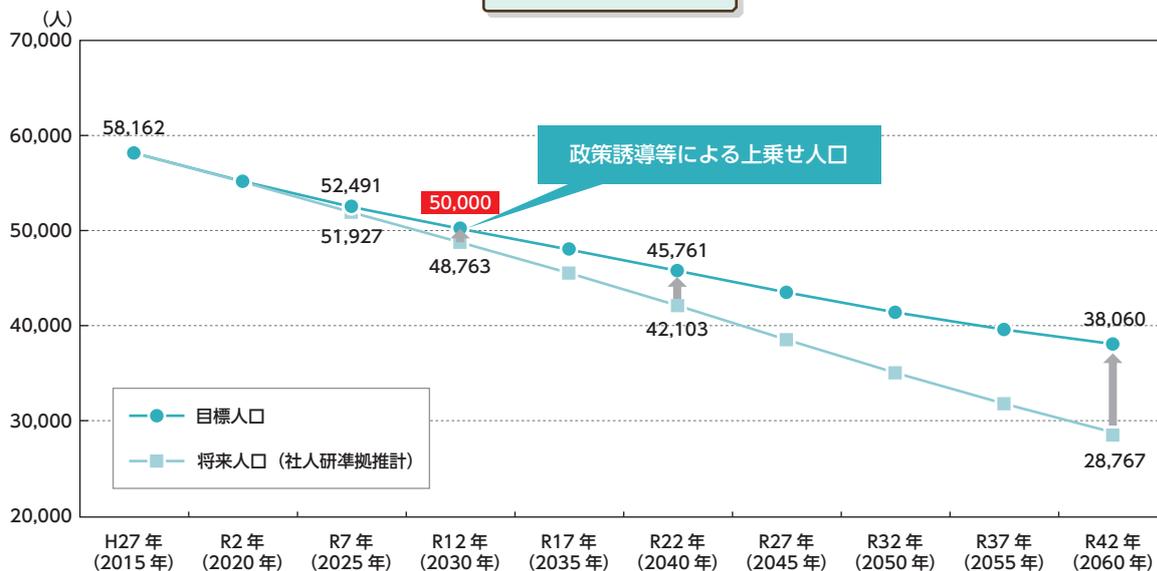
【自然動態の改善】 子育て環境の整備による出生数の向上

【社会動態の改善】 定住人口の増加、にぎわいの創出と人口の流出抑制

	基準人口	出生率	純移動率
目標人口	国勢調査人口 (H27/10/1時点)	二本松市の目標出生率※ 令和22年(2040年) までに2.11人	令和12年(2030年) までに移動均衡 (社会増減ゼロ)

※福島県の希望出生率(県民の希望がかなった場合の出生率)2.11人を参考に独自に設定

長期的な人口予測



序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

6 将来土地利用

土地は限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。土地利用にあたっては、地域特性を生かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進します。

(1) ゾーニング

市街地・住宅ゾーン

二本松駅周辺・杉田駅周辺から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とします。中心市街地においては、にぎわいの創出に努めるとともに都市機能がコンパクトに集約された高齢者等が歩いて暮らせる居住機能の向上を図ります。また、市街地の特性にあわせ都市機能の集積や秩序ある商業市街地の形成を図るとともに住環境整備による計画的で秩序ある住宅市街地の形成を図ります。

農村地域定住ゾーン

市内各所に広がる農業・農村地区を「農村地域定住ゾーン」と位置付け、農業振興地域においては、優良農地の保全と有効利用に努めます。

一方、過疎化等により日常生活に必要なサービスを受けることが困難となり、コミュニティ機能が低下している集落においては、複数の集落による生活拠点づくりに取り組みます。

工業ゾーン

地域未来投資促進法における「工場立地重点促進区域」に指定されている市域南部の阿武隈川周辺一帯や既成工業地区を「工業ゾーン」と位置付け、工業施設の集積を進めるとともに周辺環境と調和を図りながら工業・流通団地用地としての基盤整備の充実を図ります。

観光レクリエーションゾーン

安達太良山麓地区一帯や阿武隈高地地区一帯を「観光レクリエーションゾーン」と位置付け、都市圏からの観光客誘致に加え市民の憩いの場として活用を図るとともに、畜産の振興や森林の計画的な保全を図ります。

(2) 主要拠点

中心拠点と地域拠点の形成

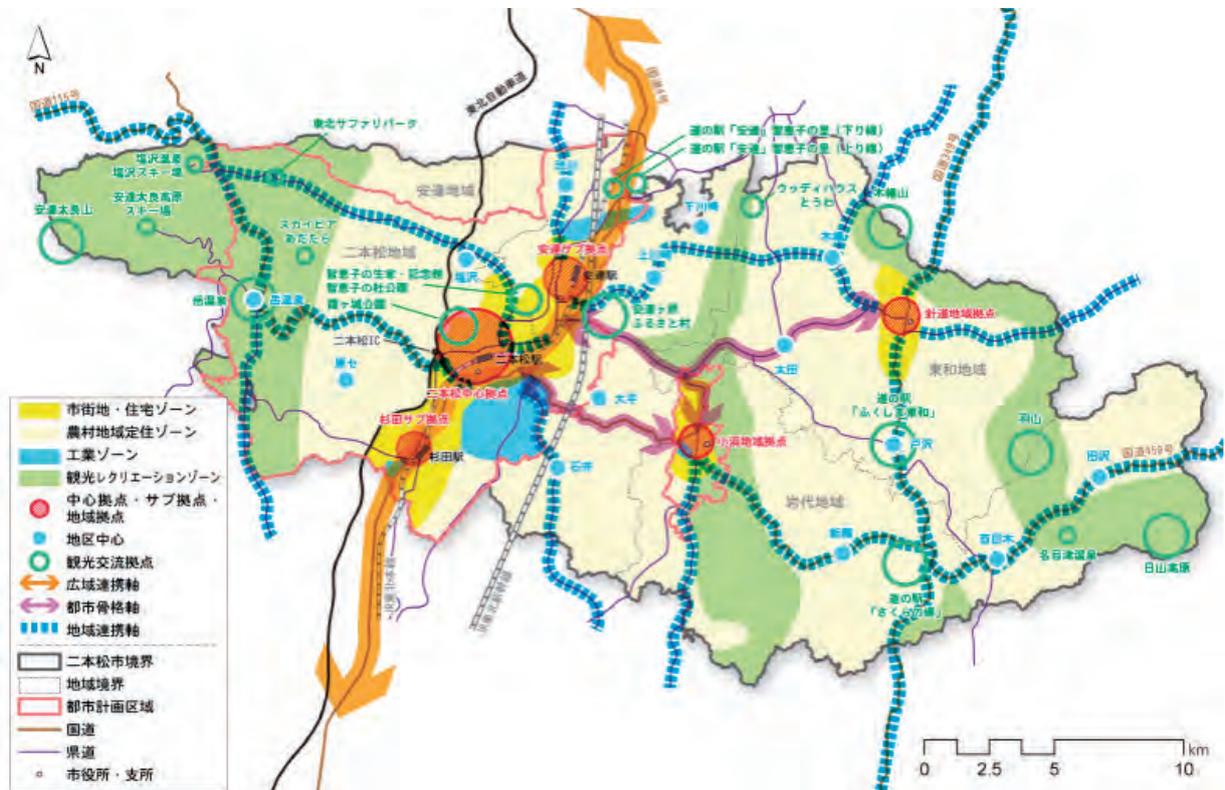
二本松駅・二本松市役所周辺を「中心拠点」と位置付け、その求心力をさらに高めていくため、霞ヶ城公園周辺から中心市街地に至る魅力ある空間づくりを推進し、商業・サービス機能、文化機能などの集積・誘導を促進します。さらに隣接する杉田駅の周辺および安達駅の周辺を、中心拠点を補完する「サブ拠点」として位置付け整備を進めます。二本松駅から安達駅の周辺にかけては、連続する市街地であることから、「中心エリア」として拠点間の連携を図っていきます。

また、小浜地区および針道地区については、支所を中心に生活の利便性を確保し、暮らしの安心を守る「地域拠点」として位置付け、地域の定住人口の安定に努めます。

観光交流拠点の形成

温泉、山、高原、公園、道の駅などについて、それぞれの資源を十分に生かした取り組みを進めることにより、「観光交流拠点」と位置付けます。

また、テーマを設定して、これまであまり活用されてこなかった資源を掘り起こしたり、分散している資源のネットワーク化を進め、交流を促進します。



施策の大綱

1 施策体系

(1) 施策体系図



目標3

人を育むまち

環境づくり



母子の健康づくりの支援

負担軽減

育てできる環境の整備

学校・家庭・地域と育む



充実

地域が連携した教育の推進

の整備充実



盤の確保

の確保と若者のチャレンジ支援

の促進



等の実現

関わる事項

推進

基本目標4

安全で快適な暮らしのあるまち

1 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり



- 1 良好な市街地の形成
- 2 効率的・効果的な交通体系の整備
- 3 多世代が集う憩いの場づくり
- 4 水の安定供給

2 安全なまちづくりの推進



- 1 切れ目ない防災対策
- 2 暮らしの安全対策の充実
- 3 医療体制の充実
- 4 放射線対策の推進

3 自然と共生し環境にやさしいまち



- 1 生活排水処理による水環境の保全
- 2 自然と森林環境の保全
- 3 資源の循環利用と環境負荷の低減

方策の柱

みんなで創る持続可能なまち

1 市政改革



- 1 市政改革の推進
- 2 部課横断型組織体系での対応の強化
- 3 民間との連携、民間への移行
- 4 市民協働による市政運営

2 全ての市民に情報が行き届くまち



- 1 広報・広聴の充実
- 2 シティプロモーションの推進

3 財政基盤の強化



- 1 効率的・効果的な行政運営
- 2 健全な財政運営の推進

4 広域連携推進



- 1 市域を超えた広域連携の推進

(2) 本計画の施策と関連する SDGs の目標

		関連する					
		1 貧困をなくそう  貧困	2 飢餓をゼロに  飢餓	3 すべての人に健康と福祉を  保健	4 質の高い教育をみんなに  教育	5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー	6 安全な水とトイレを世界中に  水・衛生
基本目標 1	元気で暮らす健康づくり		●	●			
	地域みんなで支えあう地域福祉の充実	●					
	生涯学習・生涯スポーツの推進			●	●		
基本目標 2	自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち						
	活気あふれる商工業と就業機会の拡大				●		
	自然の豊かさを実感できる農業の実現		●				
	人がつながり支えあう地域づくりの推進						
基本目標 3	子育てにやさしい環境づくり	●		●	●	●	
	学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む	●	●		●		
	若者の定住促進				●		
	多様性と包摂性 ^{ほうせつせい}				●	●	
基本目標 4	居住環境の整った暮らしやすいまちづくり						●
	安全なまちづくりの推進	●		●			
	自然と共生し環境にやさしいまち			●			●
方策の柱	市政改革						
	全ての市民に情報が行き届くまち						
	財政基盤の強化						
	広域連携推進						

SDGsの目標										
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
エネルギー	経済成長 と雇用	インフラ 産業化	不平等	持続可能な 都市	持続可能な 消費と生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	●		●	●						
				●						
	●			●						
●	●	●		●						
	●	●						●		
	●			●					●	●
									●	
				●						
	●			●						●
	●		●						●	●
		●		●						
			●	●		●				
●				●	●		●	●		
									●	●
	●	●			●				●	●
									●	●
									●	●

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

2 施策の大綱

基本目標1

健康で暮らし続けられるまち

1

元気で暮らす健康づくり



子どもから高齢者まで全ての市民が、歯の健康維持や生活習慣病予防、介護予防に向けて、それぞれのライフステージや健康状態にあわせた健康づくりを実践していくことができるよう、こころと体の健康づくりに取り組みます。

目指す姿

- ▶一人ひとりが健康を意識した生活習慣を身につけることにより、健康寿命が延び、心身ともに元気で活発な暮らしを送っています

2

地域みんなで支えあう 地域福祉の充実



高齢者や障がい者をはじめとした、支援を必要とする全ての人の生活を支える福祉サービスを充実するとともに、地域の実情にあわせて適切な介護サービスを確保し、高齢者や障がい者、子どもを支える地域包括ケアへの取り組みなど、地域ぐるみで福祉を推進します。

また、医療、介護、年金等の社会保障制度の安定的運営に努めます。

目指す姿

- ▶福祉サービスが充実し、市民が互いに助け合いの精神で福祉活動に参加することで、高齢者や障がい者をはじめ、支援を必要とする全ての人にやさしく安心して暮らせる環境が整備されています

3 生涯学習・生涯スポーツの推進



それぞれのライフステージを通して誰もがいつでも学習することができ、豊かな知恵を育むことができるよう学習の機会と場所を提供するとともに、市民が利用しやすいスポーツ施設の運営や、誰もがスポーツに参加できる機会の充実など健康づくりと連携したスポーツの振興を図ります。

また、市民が優れた文化・芸術に触れる機会を増やし、自主的な活動への支援を行うなど市民の文化・芸術活動の活性化を図ります。

目指す姿

- ▶老若男女、幅広い世代で多くの市民がスポーツに親しむとともに、生涯学習を实践する各種団体やサークル等が活発に活動することで、市民が生涯を通して学び、生きがいを見つける機会が確保されています
- ▶生涯学習と地域社会活動が連携することにより、地域の活力が維持されています

基本目標 2

地域の誇りに満ちた活力あるまち

1

自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち



豊かな観光資源を生かした受け入れ体制の充実などにより、観光客を市内に誘客し、還流させるおもてなし観光を推進します。

また、各エリアの観光資源の連携やインバウンド等の受け入れ体制の強化など「にほんまつDMO」を中心に観光都市としての魅力向上に取り組むとともに、新たな観光資源の掘り起こしと活用、整備により滞在交流型観光※11を推進します。

二本松市の歴史と文化を受け継ぎ、さらに次代へつないでいくため、発掘調査や後継者の育成支援を行い、いにしえから未来へ伝えていきます。

目指す姿

- ▶ 二本松を訪れる観光客が二本松のさまざまな魅力を楽しみ、おもてなしの心に触れることにより、市民との交流を広げ、地域の活性化につながっています
- ▶ 市民が文化に親しみ、触れることで、地域に愛着が生まれるとともに、心豊かな生活を送っています

2

活気あふれる商工業と就業機会の拡大



商業機能、公共施設など都市機能のコンパクト化を図り中心市街地の拠点性を高めるとともに、イベント等の充実などにぎわいの創出に努めます。

また、市内企業の経営力強化や操業しやすい環境整備を行うとともに、地場産業のブランド化や担い手の育成など、地域産業の振興を図ります。

さらには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの地産地消による新産業の創出やそれに伴う市内の経済の活性化を図るとともに、企業立地の促進、また、性別や年齢などに関係なくチャレンジ精神を持つ市民の新規創業を支援し、本市における就業機会の拡大と働きがいのある就業の場づくりを応援します。

目指す姿

- ▶ 中心市街地では、経済活動が活発となり、まちの活性化と人の交流を促進する商店街振興が図られるなど、新たな魅力とにぎわいが形成されています
- ▶ 匠のいる二本松として地場産業が注目される一方、空き店舗等を活用した新規創業への取り組みなど、商工業が盛んとなっています

※ 11 複数の観光地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、特定の1拠点に滞在し、その周辺地域で体験型を含むレジャーを楽しむ観光形態のこと。

3 自然の豊かさを実感できる 農業の実現



二本松市産の農産物について付加価値の高い商品開発に努め、ブランド力の向上を図るとともに、他産業との連携により生産から加工、流通、販売まで取り組む6次産業化を推進します。また、新たな技術を活用したスマート農業を推進し生産性の向上を図る一方、消費者に魅力と満足度の高い商品を提供するとともに、安全安心な農産物の生産を図ります。

農業者の高齢化や後継者不足等による離農、それに伴う耕作放棄地が増加している現状を踏まえ、持続可能な農業の実現を図るため、認定農業者や集落営農組織、新規就農者など多様な担い手の育成を行うとともに、お手伝い制度や人材バンクなど新たな農業経営の在り方を模索します。

目指す姿

- ▶ ブランド化が進み収益性の高い農業が確立され、認定農業者や先進的な農業経営体など担い手の育成・確保が図られています
- ▶ また、農業用施設の整備が図られることにより、安全で安心な品質の高い農産物が効率的に生産できており、力強い農業経営が行われています

4 人がつながり支えあう 地域づくりの推進



地域の特性を生かしたさまざまな交流を拡大し、移住者や二地域居住、関係人口の拡大につなげていきます。また、地域住民が連携し、地域の課題解決や産業、文化など幅広い分野での協働の取り組みを推進します。

地域コミュニティ機能の維持を図り、地域住民一人ひとりが地域での生活を互いに助け合うことで、誰もが幅広く活躍できる環境づくりに努めます。

目指す姿

- ▶ 市民をはじめ多様な担い手が参加・連携したまちづくりが展開され、市と市民との協働によるまちづくりが推進されています

基本目標 3

世代をつないで人を育むまち

1

子育てにやさしい
環境づくり

妊娠から出産まで保健・医療などの切れ目のない支援を充実し、親と子どもの健康づくりをサポートします。

また、子育てに対する親の精神的・経済的な不安や負担を和らげ、支援を必要とする子どもたちを含めた全ての子どもたちが健やかに育つよう、経済支援や多様な保育サービスの提供、専門職や関係機関が連携したサポート体制の充実など、地域全体で子育てを応援する、子育てにやさしい環境づくりを進めます。

目指す姿

- ▶ 安心して子どもを産み育てる環境が整い、多様な子育て支援や保育サービス、幼児教育が推進され、親の出産や育児に対する不安が軽減されることによって、多くの親子の笑顔があふれています

2

学ぶ力・生きる力を
学校・家庭・地域と育む

次代を担う子どもたちの確かな学力、健やかな体の育成に努め、学校と家庭、地域が連携して社会で「生きる力」や、人や自然に対する思いやり、郷土を誇りに思う心を育む教育を推進します。

また、各学校独自の特色を生かした活動を促進するとともに、時代に対応した教育環境の整備充実を図ります。

目指す姿

- ▶ 学校では、子どもたちが豊かな学びの体験を通して、心身ともに健やかでたくましく、郷土を愛する市民として成長できるように教育が推進されています
- ▶ 学校と家庭、地域が連携・協力し、思いやりと責任をもって子どもたちを見守っています

3 若者の定住促進



市内外の若者に対し、市内での就業につながる雇用の場を提供・創出するとともに、定住化を促進するためのさまざまな支援に努めます。

また、若者の力を地域の中で生かすとともに、男女の出会いを創出し、結婚を地域全体で支援します。

目指す姿

- ▶若者が二本松に愛着を持ち、地域の中で活躍し、夢を持ち安心して家庭を築くことができる環境が整備されています
- ▶多様な働き方が選択でき、安定した雇用、就業機会が確保されています

4 多様性と包摂性^{ほうせつせい} ※12



誰もが、不当な差別を受けることなく安心して生活できるよう、人権や男女共同に関する意識の醸成・普及促進を行い、性別・障がいの有無・年齢・国籍などによらず、全ての人が生きがいをもって生活することのできる環境の整備に努めます。

また、海外派遣や国際友好都市との交流等を促進し、国際的感覚の醸成や国際化社会の中で活躍できる人材の育成を推進します。

目指す姿

- ▶誰もが人権を尊重し合い、平等にいきいきと生活しています
- ▶市民や地域がグローバル感覚に優れ、国内外に開かれたまちになっています

※12 社会的に弱い立場にあつたり生活困難を抱えた人々も含め、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、地域社会の一員として包み支えあう考え方のこと。

基本目標 4

安全で快適な暮らしのあるまち

1

居住環境の整った 暮らしやすいまちづくり



市街地や地域拠点において良好な居住環境の整備を図るとともに、多世代が集う憩いの場づくりを推進します。

生活条件の不利な中山間地域においては生活に不可欠な機能をできるだけ地域で確保・拡充させ、効率的・効果的な道路ネットワークと公共交通の整備により市街地との連携を強化します。また、住民生活と福祉の向上、地域の発展等に向けて、安心して安全な生活用水の安定確保を図ります。

目指す姿

- ▶市街地や地域拠点では、人が行き交いにぎわいのある空間が創出されているとともに、地域の特性が生かされた良好な居住環境が整備されています
- ▶道路交通の利便性が向上し、スムーズに市内を移動できる環境となっています
- ▶健全な水道事業経営のもと、安全でおいしい水が多くの方の市民に対し、安定的に供給されています

2

安全なまちづくりの推進



災害や危機に的確に対応できるよう市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に備えるとともに、自主防災組織を中心とした地域防災力の強化、避難所の機能強化など、市全体での防災体制の整備・充実を図ります。また、近年増加する台風や豪雨被害の対策として治山・治水事業を推進するとともに、安達太良山の噴火に備えた対策などを進めます。

災害のみならず、事故や犯罪から市民の安全な暮らしを守るため、増加する空き家解消に向けた対策や地域ぐるみの防犯対策、高齢ドライバーによる事故などを踏まえた交通安全対策、相談機能の充実による消費者保護対策などに取り組みます。

医療体制については、市内の医療機関や安達医師会、安達歯科医師会等と連携しながら地域医療体制の充実を図ります。

放射線に対する効果的な事業の推進を図るとともに、放射線からの影響を最も受けやすい子どもや妊婦等の健康管理を継続して実施します。

目指す姿

- ▶地域の医療体制が充実し、身近な場所でいつでも安心して質の高い医療を受けることができます
- ▶自主防災組織が各行政区に設立され、防災教育や防災訓練を実施することにより、非常時に協働し合える体制が整備され、自然災害などの発生時に被害を最小限に抑えることができます
- ▶消防団、交通安全協会、防犯協会等の活発な活動により、火事や災害、交通事故、犯罪等が減少し、市民が安全に生活しています

3

自然と共生し
環境にやさしいまち



豊かな緑に包まれた自然景観や歴史を生かした二本松らしい景観は、二本松の魅力のひとつです。市民の心に残る自然や景観を保全するとともに、未来への継承に努めます。

また、持続可能な社会を実現するため、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大、ごみの排出抑制、生活排水処理による水環境の保全など環境負荷の軽減に取り組みます。

目指す姿

- ▶豊かな自然環境が保全され、地球温暖化対策への理解が進み、ごみの減量化・再資源化が進むなど、きれいで快適な環境が確保されています
- ▶地域の実態にあった生活排水処理対策が進められています

方策の柱

みんなで創る持続可能なまち

1

市政改革



人口減少・少子高齢化に適応した、効率的で持続可能な二本松市の運営に向けて、組織が相互に連携し横断的に機能する体制づくりや、職員の資質向上や適正配置、業務の効率化、行政評価（検証）による施策の選択と集中など、経営的視点に立った行政運営に取り組みます。

また、行政サービスの効率化と経済性を高めることができるよう、行政、企業、NPO、市民団体などのさまざまな活動主体の力を結集して公共サービスの質的向上と効率化を進めます。

市政への市民参加を促進するため、市政情報の公開・共有を推進するとともに、市民が政策形成に広く参加できるよう各種委員会等の委員の公募を推進し、市民との協働のまちづくりを進めます。

目指す姿

- ▶ 組織の垣根を超えた部課横断的な施策の推進や成果重視の行政経営の仕組みが整い、質の高い行政サービスが提供されています
- ▶ 市民の声が施策に反映され満足度の高い行政サービスが提供されるとともに、市民や民間との連携による事業の推進など、協働のまちづくりが推進されています

2

全ての市民に 情報が行き届くまち



市民をはじめとしたさまざまな活動主体と行政との対話や市民の提言機会の充実、行政情報の公開による共有を図ります。

また、市民のみならず、二本松市の魅力を地域の内外に広く発信し、二本松市の認知度やイメージアップを図るとともに、市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド）を醸成し、市民が自らまちづくりに関わる機運を高めます。

目指す姿

- ▶ 市政に関する情報が広く分かりやすく広報され、幅広い年齢層から多くの意見を聴くことができます
- ▶ 多くの人々に愛される「二本松市」に、市民が愛着と誇りを持ち積極的にまちづくりに参加しています

3 財政基盤の強化



人口の動向や社会情勢などを踏まえた長期的な視点に立ち、自主財源の安定的な確保に取り組むことで、持続可能で健全な財政運営を図ります。限られた財源の中で、最大の効果を発揮できるように、今後も更なる行政運営の効率化に努めます。

目指す姿

- ▶限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営が維持されています

4 広域連携推進



観光や公共交通、地域医療など、市域の垣根を超えた広域的な連携を推進し、事務事業の共同化による行政運営の効率化と生活関連機能サービスの維持・向上を図ります。

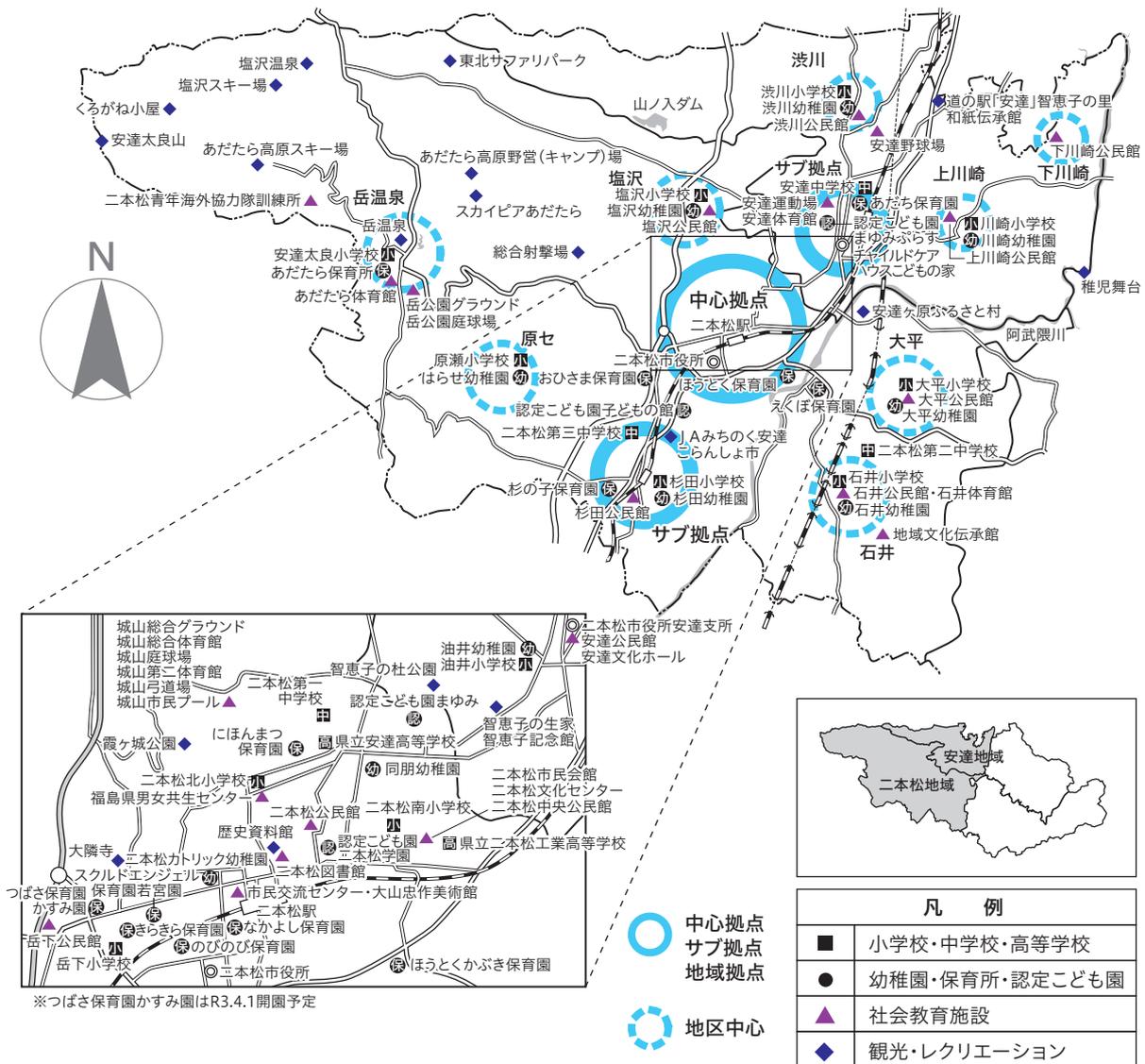
また、連携中枢都市圏である「こおりやま広域連携中枢都市圏」や「福島圏域連携中枢都市圏」などに参画し、各市町村の特性を組み合わせた相乗効果による圏域全体の活性化を図ります。

目指す姿

- ▶地域医療などの生活関連機能サービスが維持されるとともに、観光などの活性化により圏域全体がにぎわっています

3 地域のまちづくりの方向性

(1) 二本松・安達地域



二本松地域は、国の史跡に指定された二本松城跡（霞ヶ城公園）をはじめ、城下町としての風情を今に残す中心市街地に事業所、商店街、住宅が立ち並び、また行政、教育、医療機関など市の基幹となる施設が多数立地しています。

二本松駅前整備事業が完了し、にぎわいのある中心市街地の再生を目指して周辺商店街と一体となった整備を進めていますが、近年の人口減少や大型店の郊外立地に加え、消費者ニーズの多様化やインターネット販売の台頭などにより、既存商店に大きな影響を与えています。

中心市街地はまさに「二本松の顔」であり、今後のまちの発展の方向性を位置付ける中心拠点であるとともに、市内外の人たちの交流地点としての役割も果たしています。二本松駅周辺においては市民交流センターを核に、身近な商業、サービス機能の集積を促進し、にぎわいのある市街地の形成と経済活動の活発化に努めるとともに、人口減少・少子高齢化に対応し、誰もが安心して暮らせるようコンパクトに都市機能を集積することで、中心市街地への居住を推進します。

また、本市の歴史・文化の象徴である霞ヶ城公園周辺については、観光拠点施設の整備や魅力ある景観形成に努め、観光都市としての魅力向上を図ります。杉田駅周辺については、地域の生活ニーズに対応した施設の集積・誘導を進めるとともに、良好な住環境の整備を図ります。

安達地域は、二本松地域の市街地から連なる旧奥州街道周辺や智恵子の森団地、安達駅周辺において宅地化が進むとともに、近年は大規模な商業施設の立地が相次いでいます。

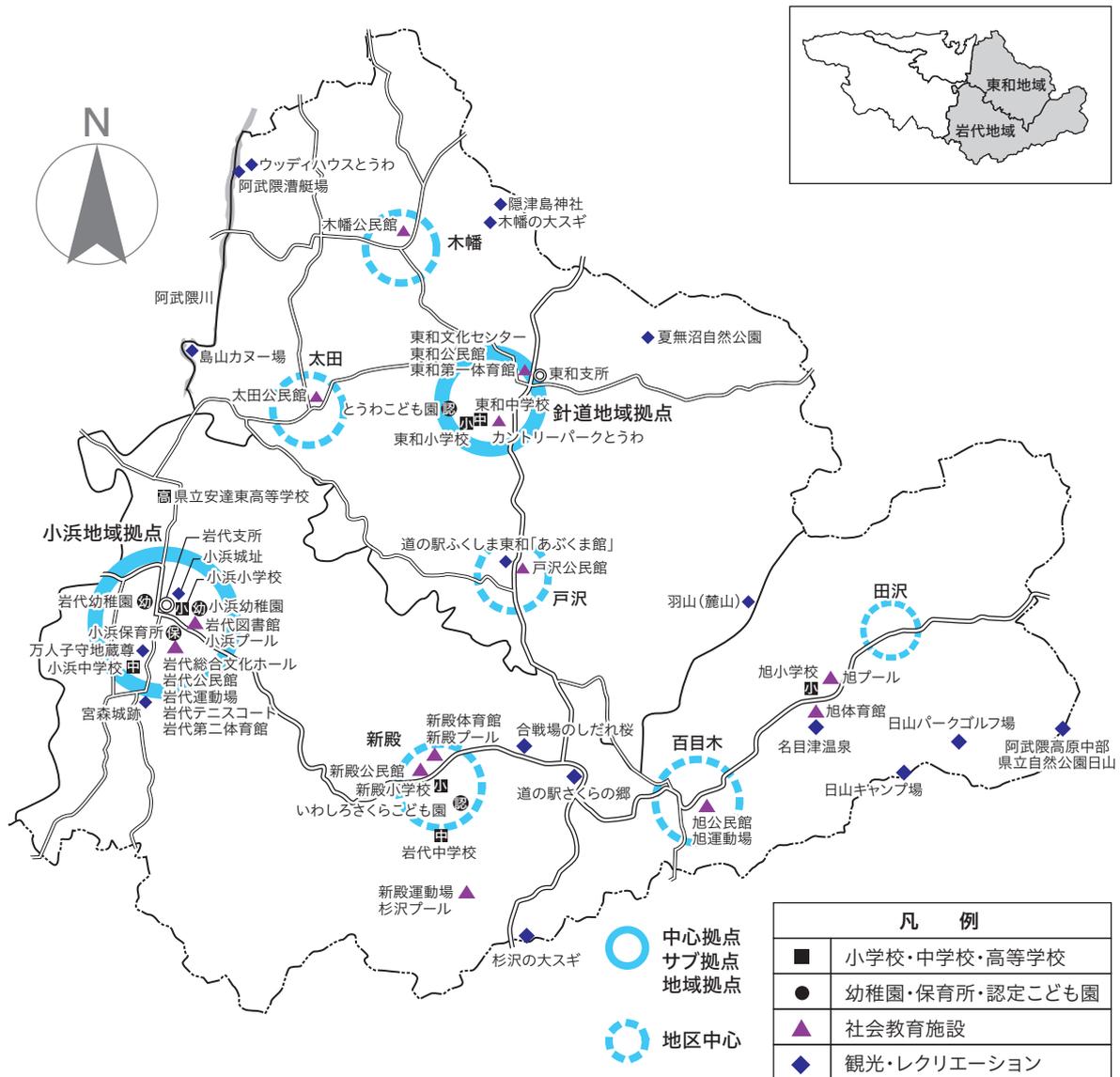
こうした動向を踏まえ、安達駅周辺では道路整備等のインフラ整備を進めるとともに、民間による開発や宅地造成の誘導など、良好な住環境整備に取り組んでいます。安達支所を中心とした行政機能のほか、安達駅周辺には医療機関をはじめ学校や保育機能が近距離に立地していることから、まちの機能がコンパクトに集約された利便性の高い市街地の整備を図ります。

また、二本松地域に連なる智恵子の杜公園等の丘陵地は、緑化を充実させるとともに文化・レクリエーションの場としての活用を図ります。

安達太良山のふもとは農地が広がり、山麓では酪農や畜産が営まれるなど、地域の特性を生かした農業振興が行われています。一部が国立公園の指定を受けた安達太良山系とその山裾に広がる高地は、四季折々の美しい自然を有し、岳温泉があるなど、観光・レクリエーションの拠点となっています。

豊かな自然環境と景観資源の保全に努めるとともに、これらを活用した観光客の誘致に向け、周辺自治体と連携した安達太良山や阿武隈川流域の広域観光ルートづくりや、観光と農業者を結びつけた6次産業化を推進します。

(2) 岩代・東和地域



岩代地域・東和地域は、阿武隈高地特有の起伏に富んだ山間丘陵地にあるため、山間地の中腹高台に耕地・住家が点在しています。このため、小規模な農地が多く、過疎化の進行に伴い山林・農地の荒廃が目立ち、耕作放棄地も増加傾向にあります。

地域生活の拠点、岩代地域では小浜地区に、東和地域では針道地区に、それぞれ集積していますが、岩代地域・東和地域ともに人口減少と少子高齢化が進み、空き店舗や空き家が増加するなどにぎわいが薄れつつあり、買い物先として二本松地域や市外が選ばれることも多くなっています。基本的な生活機能の維持に向け、地域の実情に合った小さな拠点づくりを進めます。

道の駅「さくらの郷」および「ふくしま東和」は、農産物直売所として地域振興の中核的な役割を担っており、地域イベントや農作業等体験、グリーンツーリズムなどを通じて都市部との交流を行うとともに、二地域居住や移住促進のために雇用創出や新規就農の受け入れなど、独自事業も展開しています。引き続き、道の駅が地域振興の拠点としての役割を果たすことができるよう活動支援に努めます。

また、阿武隈高原中部県立自然公園の北に位置する日山や名勝木幡山などは、市内でも随一の自然環境を有し、杉沢の大杉や木幡の大杉、合戦場のしだれ桜などの名木や、小浜城跡、隠津島神社三重塔などの歴史・文化遺産とあいまって地域の風土を形づくっています。

これらの貴重な自然・歴史環境とあわせて、日山キャンプ場や夏無沼キャンプ場、日山パークゴルフ場、カヌーのメッカ阿武隈漕艇場、バイオマスエネルギーを活用した名目津温泉など魅力的な観光・レクリエーション資源が多数存在していることから、さまざまな観光資源を有効に生かしながら相互の連携性を高め、ネットワーク化し、新しい観光ルートを作成して市内外へ幅広くPRする事によって、交流人口の拡大に努めます。

新型コロナウイルス感染症のもとでの危機管理克服と 新しい未来に向けて ～「新たな日常」の実現～

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大は、人々の生活のみならず、経済、社会、さらには人々の行動・意識・価値観まで、多方面に大きな影響と変化をもたらしており、デジタル化の動きがさらにこの変化を加速させています。

本市においても新型コロナウイルス感染症による市民生活等への影響は大きく、市民意識・行動にさまざまな変化が生まれています。これらの影響を踏まえた二本松市の新しい未来に向けて、感染症拡大の局面で現れた新たな動きを、後戻りさせることなく社会変革の契機と捉え、通常であれば10年かかる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、「新たな日常」を実現することが重要となっています。

そのため、「新たな日常」構築の原動力となる社会全体のデジタル化を推進し、豊かで暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めるとともに、「新たな日常」を支える基盤として、「人」・イノベーションへの投資や誰一人取り残すことのない社会づくりを進め、新たな秩序の下で活力に富んだ地域経済を構築していくことが求められています。

ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の早期の実現に向けた主な取り組み

1 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への投資とその環境整備

- ▶ 行政手続のオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー※13化
- ▶ 民間企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）※14の促進
- ▶ 少子化対策や女性活躍の拡大と連携した、テレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方・暮らしの改革の推進 など

2 「新たな日常」が実現される地方創生

- ▶ 観光・農林水産業・中小企業など、地域の躍動につながる産業・社会の活性化 など

3 「人」・イノベーションへの投資の強化

- ▶ 教育の充実による、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成の推進
- ▶ 科学技術・イノベーションの加速による、生産性向上を通じた経済成長の実現 など

4 「新たな日常」を支える誰一人取り残すことのない社会の実現

- ▶ 国や県と連携した「新たな日常」を支える社会保障の構築
- ▶ 困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた所得向上策の推進と格差拡大の防止 など

5 新たな秩序の下での活力ある地域経済の実現

- ▶ 感染症拡大の防止や環境問題への取り組みなど地球規模の課題解決への貢献
- ▶ リスクに対応できる強靱な地域経済・社会構造の構築
- ▶ 経済安全保障の視点からみる、サプライチェーン※15の多元化に向けた支援 など

※13 一度提出した情報は再提出不要とする原則。

※14 Digital Transformation の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

※15 商品や製品が消費者の手元に届くまでの、原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れのこと。供給連鎖ともいう。

基本計画

基本目標 1 健康で暮らし続けられるまち

基本目標 2 地域の誇りに満ちた活力あるまち

基本目標 3 世代をつないで人を育むまち

基本目標 4 安全で快適な暮らしのあるまち

方策の柱 みんなで創る持続可能なまち

基本目標 1

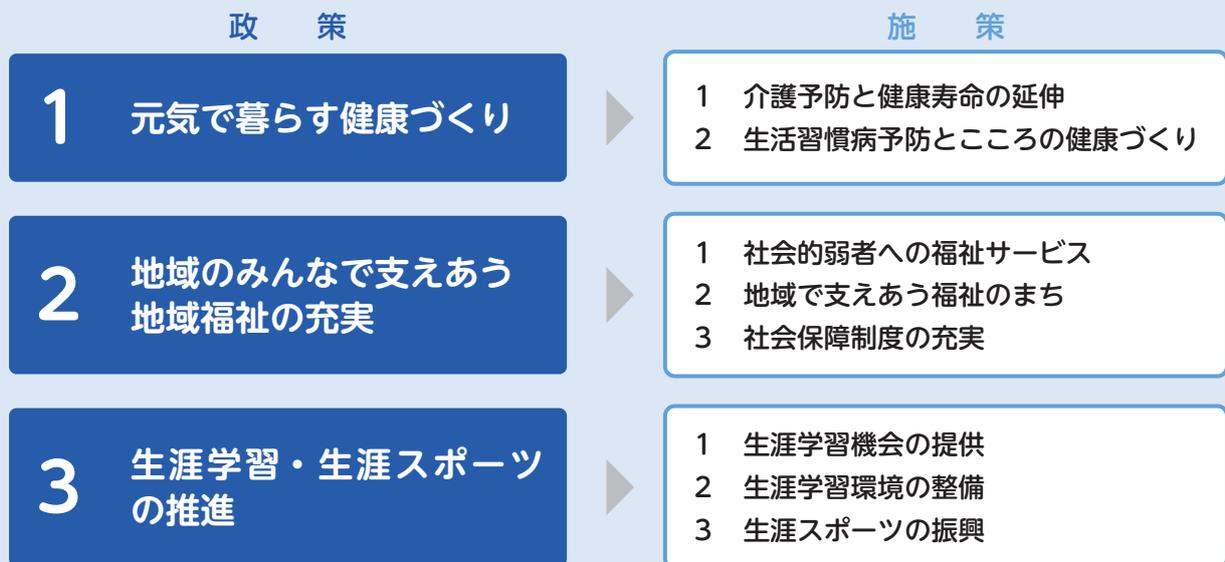
健康で暮らし続けられるまち

政策の展開

- 1 元気で暮らす健康づくり
- 2 地域みんなで支えあう地域福祉の充実
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

健康で暮らし続けられるまち

施策体系



重点プロジェクト

「日本一の健幸長寿都市・二本松」プロジェクト

市民の誰もが健康で幸せに長生きできる日本一の都市を目指し、政策パッケージとして、各種事業に取り組みます。

“いきいき” “にこにこ” “かみかみ” “てくてく” “しるしる”

- **いきいきと暮らす健康な心身をつくりましょう**
体を動かす場へ参加しよう、趣味や活動の場を見つけよう
- **にこにこしましょう**
ストレスとうまく付き合う方法を知り、にこにこ暮らしましょう
- **かみかみしましょう**
ずっと自分の歯で食べるためのお口の健康づくり
- **てくてく歩きましょう**
健康的に運動をして、寝たきりやメタボにならない体をつくろう
- **自分の体を知りましょう**
検診を受診して、自分の体の状態を知ろう、健康相談会で体の悩みを相談しよう

政策 1 元気で暮らす健康づくり

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.94%	81.63%	81.55%
特定健康診査受診率	44.1%	55.0%	60.0%
定期的に歯科検診を受けている人の割合	24.7% (平成30年度)	30.0%	35.0%
子ども1人当たりの平均「う歯」数	0.98本	0.83本	0.65本

施策 1-1

介護予防と健康寿命の延伸



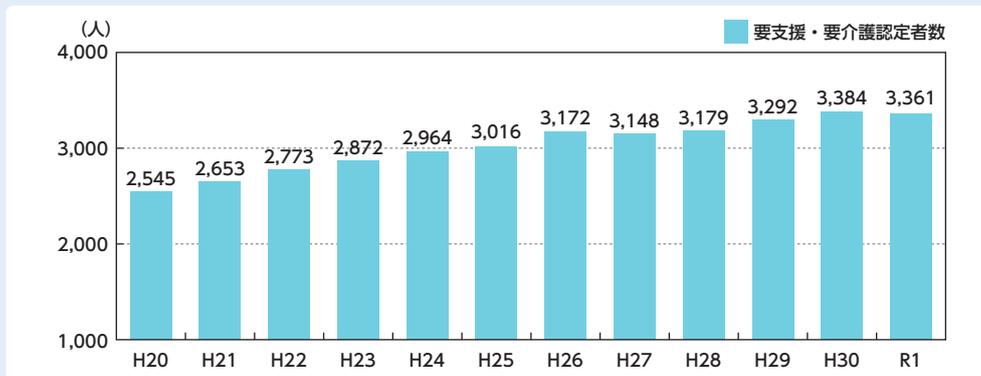
現状と課題

市民の健康の維持・増進に向けて、健康増進計画やデータヘルス計画に基づき、健康づくりに向けた幅広い施策や保健事業に取り組んでいます。

しかし、本市の要支援・要介護認定者数は年々増加の一途をたどっており、今後、本格的な超高齢社会を迎える中で、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現していくためには、介護予防をはじめとする健康づくりの推進が一層重要となっています。

関連データ

要支援・要介護認定者数



出典：「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）／各年度末

基本方針

高齢者がいつまでも健康で暮らし続けられるよう、介護予防の取り組みを充実させるとともに、食生活や運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を促進することにより健康寿命の延伸を図ります。

また、市民健康体操「ほんとの空体操」や「いきいき百歳体操」の普及を図り、地域ぐるみの健康づくり運動を推進するなど、多くの市民が元気で健やかに暮らせることを目指します。

主な取組事項

事業名	事業内容
健康づくり推進事業 (健康増進計画等各種計画の進行管理)	第二次二本松市健康増進計画(平成29年度策定:平成30~令和9年度)の進行管理を行う。すこやか親子21計画・食育推進計画・自殺対策計画を含む。
健康づくり推進事業 (健康づくり推進協議会・健康推進委員会)	市長の諮問に応じ市の健康づくりに関する事項について、審議を行う(健康づくり推進協議会)。市の保健活動を推進・協力するとともに、市民の健康保持増進のため知識や技術を提供する(健康推進委員会)。
健康づくり推進事業 (食育推進事業の実施(食事と減塩指導))	健康寿命延伸を目指し、食育月間、食育の日推進事業、県の減塩&野菜を食べよう大作戦と連携を図りながら、新たな健康づくり事業を実施する。
予防接種事業(成人・高齢者)	成人男性対象の風しん抗体検査等事業(令和3年度まで)や65歳以上または60~64歳の身体内部障がい1級程度の市民へのインフルエンザ・肺炎球菌予防接種を実施する。
予防接種事業(任意)	生後6カ月~中学生、妊婦のインフルエンザや妊娠出産予定の成人の風しん抗体検査および予防接種の補助を行う。また、未就学児のおたふくかぜワクチン接種の補助を行う。
歯っぴいスマイル事業	歯科衛生士、保健師による歯みがき教室(幼稚園、保育所、小中学校の希望校)を実施。また、妊婦歯科検診や満4歳まで3回分のフッ素塗布受診券の発行を行うほか、市内保育所・幼稚園年長児、および小学生の希望者に対しフッ素洗口を実施する。
温泉等利用健康増進事業	70歳以上になる方に、健康の増進、閉じこもりの解消を目的として、市が協定している温泉等施設の利用券を交付する。
特定健診受診勧奨事業	特定健診未受診者に対し受診を働きかけ、特定健診受診率の向上を図る。
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症の重症化が懸念される被保険者に対し、服薬・食事・運動等生活習慣の見直しにつながる保健指導を行い、重症化の予防を図る。

事業名	事業内容
データヘルス計画の推進	二本松市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく各種保健事業（医療費適正化対策事業を含む）をPDCAサイクルにより実施する。
介護予防事業	高齢者自身が健康で、自分の意志で自由に活動できるよう、厚生労働省等の根拠に基づく支援策を介護保険料を活用し、提案、支援を行う。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者ならびに事業対象者の介護予防および地域における自立した生活の支援として訪問型・通所型等のサービスを提供する。
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及のため、サロン・老人会・通いの場に対し、運動指導士・歯科衛生士・栄養士や包括支援センター職員などを派遣し、介護予防教室を行う。
通所型介護予防事業	要介護状態にならないように運動指導士等が筋力アップ運動やストレッチなどを指導する介護予防教室を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修および地域活動組織の育成・支援事業。通いの場の立ち上げを実施している組織リーダー等に研修を実施し、息の長い活動を支援していく。

施策
1-2

生活習慣病予防とこころの健康づくり



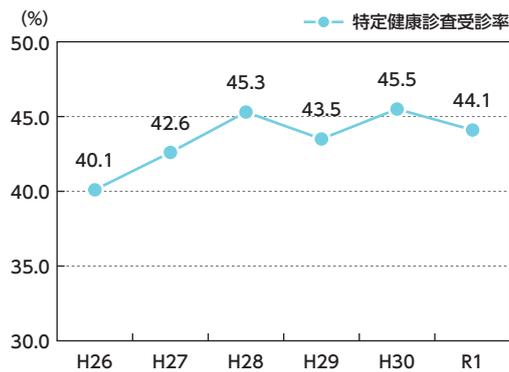
現状と課題

生活習慣病が増加の一途をたどっていることもあり、本市ではこれまで、保健センターを中心に生活習慣の改善に役立つ情報提供や食育の推進、各種健（検）診や保健指導などに取り組んできました。その一方で、各事業においてターゲットとなるべき年代の参加・受診が少ないなどの課題も見られることから、市民の自発的な事業参加や実践活動を促す効果的な取り組みを推進する必要があります。

また、体の健康のみならず、多くのストレス因子に囲まれて過ごす現代では、ストレスと上手に向き合い、適切な休養を確保するなど、こころの健康の保持・増進に向けた取り組みが求められています。

関連データ

特定健康診査受診率



出典：「国保年金課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

各種健康診査やがん検診、歯科口腔健診を実施するとともに、健康診査の事後指導の充実により、生活習慣の改善と疾病の早期発見・早期治療を促進します。

また、情報の提供、健康教室、健康相談などを通じて市民一人ひとりの健康づくりの意識啓発を図るとともに、食生活や運動、喫煙、飲酒に関する健康教育の実施により、予防可能な生活習慣病の発症と重症化の抑制に努めます。

さらに、こころの健康づくりの重要性の啓発や、悩みや困りごとに対する相談支援体制の強化、こころの発する SOS に気づくことのできる人材の養成など、こころの健康増進と自殺の未然防止に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
生活習慣病予防事業 (各種健診およびがん検診の実施 (特定健診除く))	<p>集団検診：健康診査（40歳以上の生活保護受給者）、胃・大腸・肺がん検診、肝炎・前立腺検査、結核検診、子宮がん・骨粗しょう症検診、乳がん検診（岩代・東和地区のみ）の実施。</p> <p>施設検診：胃・大腸・肺がん検診、肝炎・前立腺検査、子宮がん検診、乳がん検診の実施。</p>
生活習慣病予防事業 (健康教育、健康相談の実施)	関係各課と連携しながら、医師、栄養士、歯科衛生士、運動指導士による生活習慣病、がん、糖尿病、禁煙等に関する健康教育を実施する。
生活習慣病予防事業 (家庭訪問等による保健指導)	肝炎フォローアップ事業対象者、健診結果により緊急に医療的な対応が必要と思われる方への訪問指導を実施する。
生活習慣病予防事業 (健康教室（プールを活用したメ タボ解消事業）の実施)	特定健康診査の連続受診者で、BMI25以上かつ平成28年度をベースに体重増加がみられる者のうち、改善意欲のある方が対象。重症化予防の観点から体重増加量に着目する。
生活習慣病予防事業 (19歳以上のがん検診の実施)	19歳以上を対象に、肺がん、胃がん、大腸がんの集団検診および子宮がん、乳がん検診の集団・施設検診を実施する。
生活習慣病予防事業 (がん施設検診の実施（胃、大腸、 肺、前立腺がん等）)	施設検診での肺がん、胃がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、施設検診の子宮がん、乳がん検診を実施する。
生活習慣病予防事業 (保健師による特定保健指導の実 施)	特定健診の結果により、生活習慣病の重症化予防の対象者を把握し、健康の保持に努める必要がある者（腹囲・BMIが基準以上で、追加リスク（血糖・脂質・血圧）の該当と喫煙歴の有無）に対し、特定保健指導を実施する。
精神保健事業 (こころの健康づくり事業)	メンタルヘルスに関する情報の普及、個別の相談の実施により、こころの健康への関心を高める。

事業名	事業内容
精神保健事業 (ゲートキーパー養成講座の開催)	ゲートキーパー(命の門番)を担う人材の育成を行い、地域の中で住民のこころの変化への気づきや相談できる環境を作る。
自殺対策の実施	自殺対策計画に基づき、普及啓発・対面相談・支援人材育成事業等を行う。PDCAサイクルを通じて実践的な評価・改善を行い、自殺対策の目標値の達成、自殺対策の推進を図る。
人間ドック検診事業	30歳から65歳までの5歳毎の節目者および68歳になる市民に対し実施する。
特定健診受診勧奨事業 (再掲: 1-1-1 掲載)	特定健診未受診者に対し受診を働きかけ、特定健診受診率の向上を図る。
国保特定健診事業	40歳から74歳の被保険者に対し、生活習慣病の予防に着目した健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。
国保特定保健指導事業	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が期待できる被保険者に対して、保健指導により生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。
後期高齢者健診事業	75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の被保険者に対し、生活習慣病等の予防および早期発見のために健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。

政策 2 地域のみんなで支えあう地域福祉の充実

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
通いの場の参加者数	年 386 人	年 1,700 人	年 1,800 人

施策 2-1

社会的弱者への福祉サービス



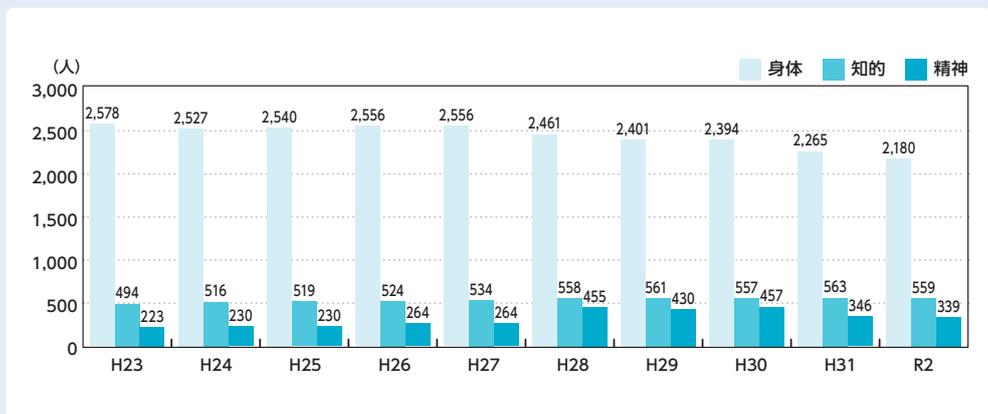
現状と課題

高齢者介護や障がい者支援等の福祉サービスのニーズ増加を受け、福祉・医療の現場で働く人材不足が、福祉サービス提供の体制づくりの大きな課題となっています。

家族の介護力の低下や地域のつながりの希薄化などが進む中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を持続するため、支援を必要とする人が必要となときに必要なサービスを提供できる体制の整備が求められています。

関連データ

障害者手帳保持者数



出典：「二本松市社会福祉の概況」（二本松市）／各年3月31日現在

基本方針

高齢者になっても元気でかつ、健康で自立した生活が送れるよう、日常生活に必要な支援を提供できる体制づくりとサービスの充実を図ります。

介護保険の円滑な運営と地域包括支援センターの充実により、医療機関やボランティア、NPO 法人、団体等と横断的な連携を図ることで、被保険者の意思を尊重し住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活が送れるよう支援します。

また、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の整備や相談支援体制の強化を図るとともに、障がい者一人ひとりがその適性を生かし就職ができるよう多様な就労機会の拡充に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
生きがい活動支援通所事業	介護保険の対象とならない概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、心身機能の維持向上を図り、健康でいきいきとした生活を営むよう支援するため、週 1 回のデイサービス事業を実施する。
高齢者等生活支援事業	高齢者の生活を支援し、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるような事業を展開する。
巡回福祉車両運行事業	65 歳以上の高齢者や障がい者等の方が、通院や買い物、公共施設に向かう時に利用できる乗合型タクシーを運行する。
公共交通の充実 (デマンド型乗合タクシー運行)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。
高齢者の公共交通の運賃無料化事業	75 歳以上の方を対象に二本松市内における公共交通（路線バス、デマンドタクシー、ようたすカー等）の無料化を実施する。
ごみ出し支援戸別収集事業 (高齢者)	家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者で構成される世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を実施し、高齢者の日常生活の負担を軽減する。
ごみ出し支援戸別収集事業 (障がい者)	家庭ごみを集積場に出すことが困難な障がい者で構成される世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を実施し、障がい者の日常生活の負担を軽減する。
障がい者福祉の充実 (治療材料、衛生器材の給付他)	下肢・体幹を含む身体障害者手帳 1・2 級所持者または手帳を所持していない人工肛門、膀胱造設者に対し、日常に必要な治療材料または衛生器材を購入する際に使用できる給付券を交付する。
人工透析患者通院交通費の助成	腎臓機能障害の身体障害者手帳を所持していて、片道の通院距離が 1.5km 以上であり、月当たりの交通費が 5 千円を上回る、本人、扶養義務者の所得が制限額未満、以上の条件を全て満たす対象者に助成する。

序論

基本構想

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
軽中等度難聴児補聴器購入費等の助成	早期の言語の習得、教育等における健全な発達の支援等を図るため、程度の重くない難聴児の補聴器購入を支援する。
タクシー料金等の助成	身体障害者手帳（個別の等級）下肢1・2級、体幹1・2級、視覚1級もしくは療育手帳Aを所持する方に市指定のタクシー会社またはガソリンスタンドで利用できる受給券を交付する。
在宅酸素療法者電気料金の助成	呼吸器や心臓障害、または筋ジストロフィー等の疾病により在宅で酸素濃縮器または人工呼吸器を使用している所得税非課税の方に対し、電気料金の一部を助成する。
寝具洗濯乾燥サービス事業	要介護3以上の認定を受けた65歳以上の在宅高齢者および移動、入浴、食事、着替えについて、全面的に介助を要する65歳未満の重度身体障がい者を対象に年2回無料で寝具洗濯乾燥サービスを実施する。
訪問理美容サービス事業	要介護3以上の認定を受けた65歳以上の在宅高齢者および移動、入浴、食事、着替えについて、全面的に介助を要する65歳未満の重度身体障がい者を対象に年2回無料で訪問理美容サービスを実施する。
障がい者支援施設整備助成事業	社会福祉法人等が国庫、県補助金の対象となる社会福祉施設等の整備を行う場合に、社会福祉法人等に対し、事業費の一部を助成する。
特定疾患患者等見舞金の支給	毎年10月1日現在において、二本松市に住所を有する特定疾患患者またはその保護者を対象に年1回の見舞金を支給する。
在宅介護者激励金の支給	二本松市に住所を有する65歳未満の在宅重度障がい者で寝たきり状態の者を介護している方を対象に激励金を支給する。
重度心身障がい児通学支援事業	特別支援学校への自立通学が困難な児童・生徒の保護者に対し、保護者の負担軽減および在宅生活の維持を図ることを目的に通学支援金を支給する。
車いす貸与事業	疾病および身体障がい等で一時的に車いすを必要とする者に3カ月以内の期間で車いすを貸与する。
地域生活支援事業（相談支援事業）	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。
地域生活支援事業（意思疎通支援事業）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。
地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）	重度障がい者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。
地域生活支援事業（移動支援事業）	地域における自立生活および社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う。

事業名	事業内容
地域生活支援事業 (訪問入浴サービス事業)	身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴車派遣による入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
地域生活支援事業 (知的障がい者職親委託制度事業)	知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導、技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。
地域生活支援事業 (日中一時支援事業)	障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するため、障がい者等の日中における活動の場を確保する。
地域生活支援事業 (社会参加支援事業)	障がい者等の社会活動への参加の促進を図るため、レクリエーション活動や芸術文化活動の振興、視覚障がい者向けの音声広報の発行等を行う。
地域生活支援事業 (発達障がい児支援事業)	発達障がい等の児童の保護者の子育てに対する負担の軽減を図るため、保護者を対象に子どもの行動の捉え方、対応方法を学ぶ場を提供する。あわせて支援者の技術向上の場とする。
手話奉仕員養成、手話通訳の普及推進	意思疎通を図ることに困難がある障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成する。
地域生活支援拠点等の整備事業	障がい者、児の地域での生活を今まで以上に支えることができるよう、既存の障がい福祉の枠組みや考え方にとらわれることなく、より緊密な連携やネットワークの確立を図り、圏域全体で支えていく体制を作る。
重度心身障がい者医療費給付事業	重度心身障がい者を対象に、医療費の一部負担金および徴収金の給付を行い、障がいのある方と家族の経済的負担を軽減する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
2-2

地域で支えあう福祉のまち



現状と課題

高齢化に伴い、一人暮らしや寝たきり、認知症、さらには障害者手帳を持つ人など支援が必要な市民は多くなっています。

このため、高齢者や障がい者への福祉サービスや支えあいがバラバラに提供されるのではなく、それぞれの地域の特性に応じて、複数の課題を持つ世帯を包括的に支援し、必要なサービスが提供されるよう、地域ぐるみの包括的な支援体制である「地域包括ケアシステム」の構築が一層求められています。

また、本市では、市内の各地区において社会福祉協議会を立ち上げ、地域福祉を推進していますが、今後も国が提唱する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みのさらなる推進が必要です。

基本方針

包括的な支援を行うための窓口を充実させ、支援内容の調整を図るとともに、医療機関やボランティア、NPO法人、団体等との連携強化により地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、地域の福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO法人、関係団体等の活動を支援するとともに、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進することで、互いに助けあい支えあう地域福祉の推進を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員が、地域福祉の推進者として、社会奉仕の精神を持って要援護者の相談・支援が行えるよう福祉サービス等の情報提供や福祉制度について周知啓発を行い、関係機関と連携を図る。
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置等に対し、人件費の補助を行う。
地域福祉計画策定	共生社会の実現に向けた、地域福祉を推進するため令和5年度から令和9年度までの第2期計画を策定する。
敬老事業	長寿を祝うため、婦人会等の団体に委託し、年度内に75歳以上になる方を対象に敬老会を実施する。100歳を迎えた方には賀寿状と祝金を贈呈する。

事業名	事業内容
緊急通報装置設置事業	65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り安心した生活が送れるようにする。
老人クラブ活動等社会活動促進事業	高齢者の生きがいづくりや健康増進、教養の向上、社会参加の促進を図るため、老人クラブが行う事業に対して助成を行う。
シルバー人材センター活動促進事業	地域の高齢者に働く機会を確保・拡大し、生きがいの充実と生活の安定を図るため、二本松市シルバー人材センターに対し運営補助を行う。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの委託により、市民の活動による地域づくりを考える第2層協議体を各包括支援センター単位に設置する。第2層協議体同士の情報交換等により、第1層協議体にて市全体の取り組みとして検討する等地域のサービス構築を目指す。
地域包括ケア推進管理運営事業	地域包括支援センター運営協議会を介護保険運営協議会と同時開催し、年2回程度開催する。ただし、介護保険高齢者福祉計画策定年は数回開催し、計画策定および市民アンケート等の実情把握も実施する。
介護者激励金の支給	要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で6カ月以上介護している方に対し、慰労と福祉の増進を目的として、激励金を給付する。
家族介護用品の支給	要介護1以上と認定された65歳以上の在宅高齢者で常時介護用品を必要とする方を介護している方に対し、経済的負担の軽減を目的に、介護用品給付券を発行する。
災害時要援護者避難支援事業	災害時要援護者（高齢者や障がい者等）からの申請に基づき、緊急連絡先や避難支援者等を記載した「個別計画」を作成し、災害が発生した場合、あるいはその恐れがあるとき、円滑で迅速な支援が行えるようにするための体制づくりを進める。
高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議の開催	高齢者が地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者虐待の防止、早期発見および早期対応を図るため、医師会や警察署等の関係機関で構成される高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催する。
認知症予防	地域包括支援センターと協働し、脳トレを中心とした地域型認知症予防教室を開催する。また、通いの場での活用ツールとして脳トレについての情報提供を行う。
認知症高齢者等見守り事業	各地域包括支援センターと市で連携協力しながら養成講座等を通じ、地域で認知症の人や家族を支援できるよう「認知症サポーター」の育成を図るとともに、行方不明等の緊急時に早期に対応できるよう「認知症高齢者等見守りQRコード」を交付する。

施策
2-3

社会保障制度の充実



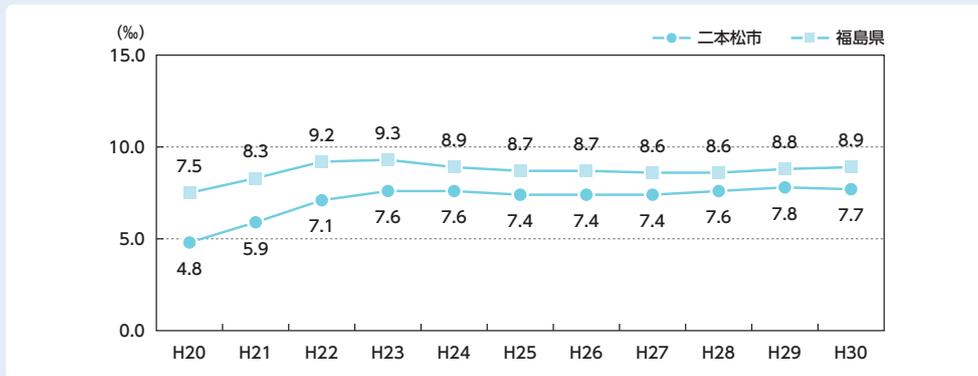
現状と課題

社会経済の変化などの影響を受けて、生活に困窮する世帯が増加しています。本市では、これまでも生活困窮世帯への相談支援を行ってきましたが、相談内容が複雑・多岐にわたるケースが増加しており、適切な制度運用と一層の自立支援が求められています。

また、本格的な高齢社会を迎え、医療、介護、年金等の社会保障制度の安定的で健全な運営に努めていく必要があります。

関連データ

生活保護法による保護率



※%はパーミル：千分率

出典：「福島県社会福祉課業務資料」（福島県）／各年度

基本方針

生活保護受給者の増加の抑制に向けた早期支援に努めるとともに、生活保護制度の適切な事務執行と、生活困窮者の自立支援に向けた相談体制等の充実を図ります。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な運営に向けて、健康づくり事業、重複頻回受診者個別訪問指導、後発医薬品^{※16}の利用促進等を積極的に行うことに加え、適切な医療の確保と医療費の適正化を推進するため、広域連合との連携を強化します。

さらに、老後の安定した生活のため、年金事務所等と連携した国民年金制度の周知に努めるとともに、複雑な年金制度についての市民の身近な窓口として相談業務を充実します。

※16 厚生労働省の許可を得て製造販売される、新薬と同じ有効成分を含む医薬品のこと。ジェネリック医薬品。

主な取組事項

事業名	事業内容
生活困窮者の自立促進 (自立相談支援事業)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し自立の促進等を図ることを目的として、相談窓口を設置する。
生活困窮者の自立促進 (住居確保給付金事業)	離職等により、経済的に困窮し住宅を喪失した者または喪失する恐れのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、それらの者の住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う。
生活困窮者の自立促進 (就労準備支援事業)	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。
国保の健全な運営 (国保特会繰出)(国保財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政の健全化および保険税負担の平準化に資するため、保険基盤安定制度に基づく保険税軽減額が多いこと(低所得者負担能力補填分)に対する支援措置および高齢被保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、一般会計からの繰出しを行う。
国保の健全な運営 (国保特会繰出)(低所得者に係る保険税軽減相当額)	国民健康保険特別会計の財政基盤の安定・強化を図るため、保険基盤安定制度による低所得者に対する保険税軽減相当額について、一般会計からの繰出しを行う。
後期高齢者医療制度の健全な運営 (負担金・繰出金)	後期高齢者医療特別会計に係る人件費、事務費、健診事業費および保険基盤安定負担金の繰出しを行う。
家族介護教室の開催	介護方法の指導、高齢者を介護している家族等の支援を行い、身体的・精神的負担の軽減へつなげるため、各地域包括支援センターへ委託し、市と連携、協力しながら教室を実施する。
家族介護継続支援事業	要介護4・5に該当する市民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間に介護保険サービスを受けていなかった者を介護している家族に慰労金を支給する。
介護相談員の養成と事業所への派遣	介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員が介護サービスの場を訪ね、利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う。
食の自立支援(配食サービス)事業	65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に安否確認を兼ねて、栄養のバランスのとれた食事(昼食のみ)を月～金曜日に提供する。
自立支援型地域ケア会議の開催	多職種(6専門職)の専門的な助言のもと、要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向け検討する地域ケア会議で、高齢者のQOL ^{※17} の向上や介護サービスの質の向上により、要支援・要介護認定率の低下などを目指す。
地域包括支援センター業務委託	中学校校区を基本とした市内6地域の地域包括支援センターの運営を委託し、3職種(保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)と認知症地域支援推進員の配置により、高齢者福祉サービスの充実を目指す。

※17 Quality of life の略。「生活の質」を示す概念であり、主に医療や福祉の分野で用いられる、生きる上での満足度をあらわす指標のひとつ。

政策 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市民講座の年間受講者数	987人	1,100人	1,200人
文化センター等年間利用者数	66,462人	67,000人	68,000人
市立図書館・公民館図書室貸出冊数(人口1人当たり年間)	3.83冊	4.35冊	4.63冊
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,663人	1,800人	1,900人
社会体育施設利用者数	606,949人	620,000人	630,000人

施策

3-1

生涯学習機会の提供



現状と課題

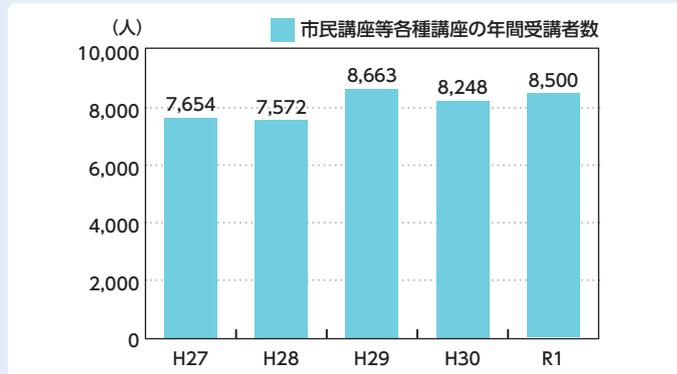
本市では、市民講座や市民大学セミナーなど各種講座を開催し、学習の機会の場を提供するとともに、図書ボランティアなどの活動を支援しています。特に若い世代に向けた講座の開催にあたっては、SNS等を用いて周知・募集を行っていますが、市民の余暇の過ごし方やライフスタイルの多様化などを背景に、受講者数が減少傾向にあり、また既存講座についても受講者の固定化がみられます。

市民が主体的に学び続けることは生きがいにつながる重要な取り組みです。学習した成果が地域活動等に生かされることにより、市民文化の振興や地域の活力維持、地域づくりの基盤である人づくりにつながることを期待できるため、市民の学びへの一層の支援が必要です。

また、文化センター等では、市民文化の振興や市民の余暇活動の充実を目指し、生涯学習の機会を提供していますが、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会や学習内容の充実に努める必要があります。

関連データ

市民講座等各種講座の年間受講者数



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させるとともに、関係団体の育成を図るなど市民の自主的な学習活動を支援します。

また、生涯学習活動の拠点である文化センター等においては、他自治体とも連携を図りながら、市民が優れた文化芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、豊かな心の醸成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
生涯学習プログラムの充実 (家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市民大学セミナー等)	公民館において、それぞれのライフステージを通して誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させた学級および講座等を開催する。
自主事業公演	市民の教養や感性を深め、豊かな心の醸成を図るとともに、センターの利用促進のため自主事業公演を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
3-2

生涯学習環境の整備



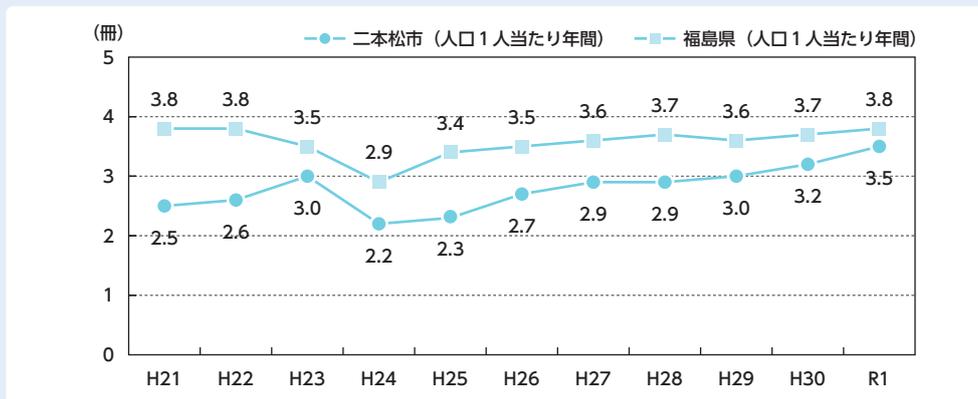
現状と課題

生涯学習施設の拠点である公民館については、施設の老朽化に対応し、改修等を行ってきました。市民がいつでも安全・安心・快適に学ぶことができるよう、今後は老朽化が進む文化センターや二本松図書館なども含めた、社会教育施設の安全・安心の確保や生涯学び続けることのできる環境の整備・充実が必要です。

また、図書館では蔵書検索ネットワークシステムの導入など情報拠点としての利便性向上に努めており、利用者は増加傾向にあります。読書は、知識や教養に加え、豊かな心、論理的な思考力や想像力を育むことのできる、有効な生涯学習のひとつであるため、今後も蔵書の充実や利便性向上に努める必要があります。

関連データ

市立図書館貸出冊数（人口1人当たり年間）



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

生涯学習や文化活動の拠点となっている各施設、公民館等については、設備改修等により、利用者にとって快適で機能的な施設とするとともに気軽に利用できる学習の場として活用を図ります。

また、地域公民館を生涯学習や交流の場として位置付け、地域の多様なニーズに応えることができるよう、施設の有効活用および計画的な改修を図ります。

図書館については、市民にとってより身近な施設となるよう講演会や講座を開催するとともに、「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。特に、二本松図書館については、市の

中核図書館として参考図書の充実を図り、必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービス^{※18}を通じた適切な資料や情報を提供します。

主な取組事項

事業名	事業内容
社会教育施設管理・運営	市内の文化センター、公民館等について、管理・運営を行い、利便性の向上を図る。

※ 18 利用者が必要な資料や情報について、図書館員が図書館資料を使って答えたり、調べている事柄の分かる情報源を提示・照会するサービスのこと。

施策
3-3

生涯スポーツの振興



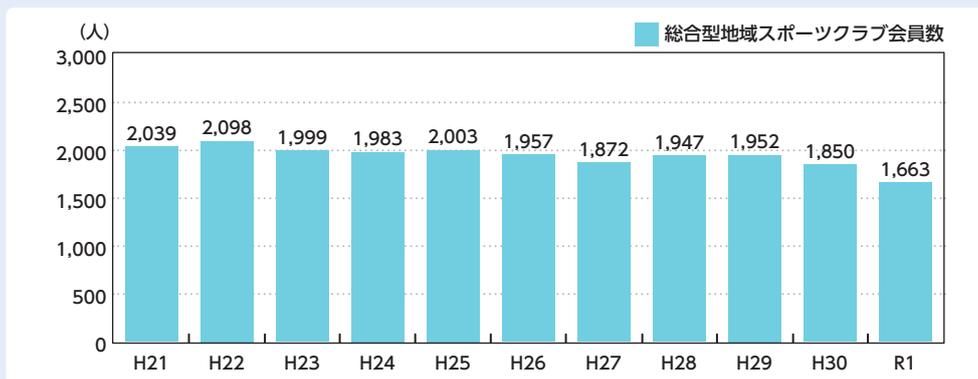
現状と課題

本市では、生涯スポーツの推進にあたり、総合型地域スポーツクラブの運営や体育協会を中心としたスポーツイベントへの助成を行うとともに、体育館やプールの整備、スポーツ選手の育成・強化を進めてきました。

引き続きスポーツ・レクリエーションを振興していくにあたり、健康づくり運動と連携した取り組みが求められており、健康増進を目的とするスポーツの充実や市民がいつでも身近に運動できるような環境の整備、効率的なスポーツ施設の活用などを行っていく必要があります。

関連データ

総合型地域スポーツクラブ会員数



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

子どもから高齢者まで、多くの市民が定期的にスポーツに親しむことができるよう、運動施設の整備を進めるとともに、既存施設については老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に進めます。また、スポーツ施設と近隣の観光施設が相互に連携することで、気軽にスポーツに親しめる機会を拡大し、利用者の増加と地域の活性化につなげます。

加えて、市民がスポーツを始めるきっかけ作りとして、体操やウォーキングなど時と場所を選ばず手軽に実践でき習慣化しやすい運動を推進するとともに、スポーツと健康を組み合わせた取り組みを行うことで、市民の健康な心と体を育みます。

さらに、スポーツ人口の底辺拡大を図るために各地域にある総合型地域スポーツクラブの運営支援を行い、スポーツの楽しさを実感し高い目標を持って成長できる選手の育成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
屋内市民プール管理運営事業	管理運営を指定管理者とし、施設利用の安全管理のほか民間のノウハウを生かし利用促進を図り、市民の健康づくりや体力の向上を支援する。
パークゴルフ場整備の検討	大会等を誘致し周辺施設を含めた利用促進を図るとともに幅広い年代が楽しめる機会を提供するため、市内にパークゴルフ場の整備を検討する。
芝生広場の整備	杉内多目的広場を芝生広場（サッカー場等）に改修し、人工芝2面の公認サッカー場を整備する。
スポーツ力向上事業	市民の健康維持促進を図るため、指導者向けの講座や種目別強化講習会の実施、また全国大会等出場者への激励金贈呈、総合型地域スポーツクラブへの補助などを行う。
社会体育施設等の管理・運営	施設利用の安全管理と市民の健康づくりや体力向上のため、環境整備を行う。

基本目標 2

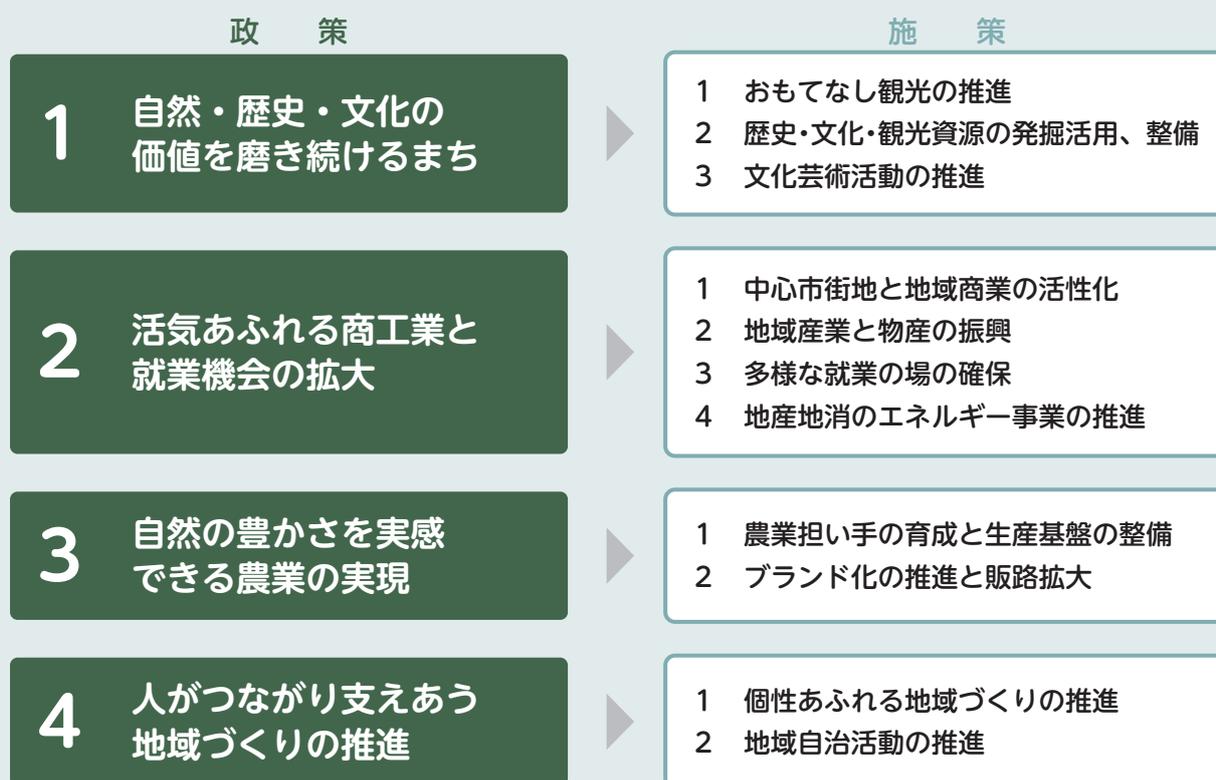
地域の誇りに満ちた活力あるまち

政策の展開

- 1 自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち
- 2 活気あふれる商工業と就業機会の拡大
- 3 自然の豊かさを実感できる農業の実現
- 4 人がつながり支えあう地域づくりの推進

地域の誇りに満ちた活力あるまち

施策体系



重点プロジェクト

二本松城跡総合整備事業

平成 19 年に国の史跡に指定された二本松城跡は、歴史と文化を継承する貴重な遺産であることから、これをよりよい形で後世に伝えるために、江戸期を再現した整備を行い、また、市民が歴史を理解する契機となる「歴史公園」とし、市民の憩いの場とするとともに、この二本松城跡が本市のシンボルとして創生することにより市民一人ひとりにとって、二本松市の「宝」であることが再認識でき、市民共通の財産として世界に誇れる存在としていく必要があります。

また、保存と活用を来訪者目線で一体的に実施することで、魅力ある環境を作り出し観光資源としての史跡の価値向上を図ります。

本計画では、史資料の調査に基づき、二本松城の復元整備を行います。

政策

1 自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
年間観光客数	370万人 (平成31年1月～ 令和元年12月)	400万人	420万人
外国人観光客数	11,554人	20,000人	21,000人
二本松城跡検索回数 (RESAS 目的地検索 (交通手段:自動車))	416回 (平成30年)	450回	450回
二本松城文化観光施設入館者数	10万人 (見込み数: 令和3年度内開館予定)	11万人	12万人
伝統芸能祭入場者数	820人	850人	950人

施策

1-1

おもてなし観光の推進



現状と課題

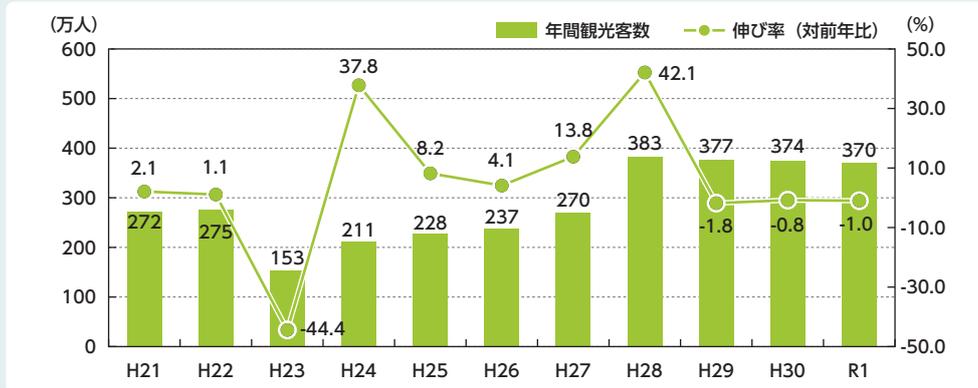
本市には、智恵子抄にも詠われた安達太良山とその山麓、岳・塩沢温泉、阿武隈川などの豊かな自然、二本松城跡の霞ヶ城公園や智恵子の生家など多くの歴史文化があります。二本松城跡の城下町である中心市街地では、約350年余続いている「二本松の提灯祭り」や菊の祭典「二本松の菊人形」が行われ、これら観光資源の積極的なPRとおもてなし観光を推進してきました。

また、平成30年には「一般社団法人にほんまつDMO」を設立し、各関係団体の連携のもと観光地域づくりを推進しているほか、平成28年には台湾等からの誘客事業を実施するなど、インバウンド誘客促進にも力を入れています。

このような取り組みにより、近年、本市の年間観光客数は震災前を大きく上回る人数で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客数の急激な減少が見られます。今後、観光交流人口を増加していくためには、観光戦略事業の更なる推進に加え、多言語による情報発信や環境整備などインバウンド誘客策の強化を図るとともに、新たな日常に対応した誘客策を推進していくことが求められます。

関連データ

年間観光客数



出典：「福島県観光客入込状況」（福島県商工労働部観光交流局観光交流課）／各年

基本方針

「にほんまつ DMO」を中心とした観光戦略事業の推進により、観光客受け入れ環境の充実を図るとともに、おもてなしの心を第一に市内の観光施設が一丸となって誘客体制を整備し、観光都市としての魅力の向上を目指します。さらにグローバルな視点に立ち、外国人観光客の獲得のために効率的な体制づくりを検討するとともに、引き続き台湾やタイなどアジア圏を中心とした外国人向けの PR 事業の展開を図ります。

また、高度情報化社会の現在において、インターネットの特性である情報の即時性、双方向性を有効活用し、あわせて観光交流等の中核を担っている各地域の道の駅を利用する等、さまざまな場や媒体を通して、二本松ならではの情報発信に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
DMO 推進事業	二本松市の観光誘客、交流人口増加等の観光戦略事業を推進するため、観光 DMO に対して支援を行う。
観光ボランティアガイド協会育成	歴史と文化が薫る二本松市を広く PR するために二本松観光ボランティアガイド協会に対して助成を行う。
祭り、イベントへの助成	本市の伝統、文化等を継承するため祭り、イベントに対して助成を行う。
観光立市推進事業	観光誘客、交流人口の増を推進するため、住んでよし、訪れてよしの観光立市二本松の実現を目指し、各種推進事業を展開する。
フィルムコミッション運営事業	ロケ誘致等を推進するため、二本松フィルムコミッションに対して支援を行い、映画、テレビ等の誘致を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
「観光立市二本松」イメージアップ広報宣伝事業	「観光立市二本松」イメージアップキャンペーンとして秋の電波宣伝、紙上広告、ポスター、リーフレット作成等を行う。
インバウンド誘客促進事業	インバウンド誘客に向けたプロモーションおよび受け入れ体制の整備を行う。

施策
1-2

歴史・文化・観光資源の発掘活用、整備



現状と課題

国の史跡であり、本市のシンボルとなっている二本松城跡（霞ヶ城公園）については、親しめる空間づくりに向け、二本松城跡および大手門跡の保護・保存等の整備を進めています。このほかにも、市内にはまだまだ埋もれた観光資源がたくさんあり、それらにスポットライトをあてて、磨き上げていく必要があります。また、東日本大震災により誘客数が落ち込んだ観光地点・イベントも少なくないことから、引き続き二本松の魅力テレビや雑誌、インターネット等のメディアを活用し発信していく必要があります。

市内の道の駅施設は、観光情報の発信だけではなく交流拠点・観光施設としても大きな役割を果たしており、道の駅を核とした観光活性化に取り組んでいく必要があります。さらに、市内の各地域間における連携や点在する観光施設・商店街への誘客が課題となっていることから、観光エリアが連携した交流滞在型の観光地づくりや、祭りの周遊観光ルートの造成が重要となります。

関連データ

主な観光地点・イベントの観光客数

	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H21比	H23比
安達太良山	人	202,039	208,865	60,483	140,254	132,209	144,913	139,270	149,426	123,682	141,392	160,854	79.6%	265.9%
合戦場のしだれ桜	人	85,735	95,584	30,239	44,988	56,743	70,150	90,103	63,421	82,986	53,569	95,519	111.4%	315.9%
霞ヶ城	人	520,198	501,695	140,652	443,704	378,461	405,452	434,721	401,230	381,161	364,402	383,995	73.8%	273.0%
智恵子記念館	人	31,510	30,799	12,271	20,644	19,684	17,846	19,222	16,922	16,147	15,950	13,854	44.0%	112.9%
隠津島神社	人	19,500	19,100	18,800	18,800	18,800	18,300	18,300	17,100	17,100	17,100	17,100	87.7%	91.0%
安達ヶ原ふるさと村	人	85,216	84,325	32,968	56,385	93,892	93,138	125,970	113,137	115,646	91,287	90,210	105.9%	273.6%
東北サファリパーク	人	304,070	262,270	58,020	85,800	109,480	105,170	109,200	108,400	101,090	118,600	117,937	38.8%	203.3%
あだたら高原スキー場	人	97,475	91,400	76,220	43,950	53,140	48,095	38,990	27,905	40,725	44,580	26,320	27.0%	34.5%
塩沢スキー場	人	27,562	26,025	21,690	15,203	21,660	20,196	16,771	10,142	14,784	14,329	10,040	36.4%	46.3%
岳温泉	人	373,197	401,465	231,224	264,023	284,540	263,909	272,966	253,426	277,465	281,482	275,286	73.8%	119.1%
スカイピアあだたら	人	55,618	83,954	85,996	121,994	122,757	123,969	126,287	121,914	116,230	119,691	112,064	201.5%	130.3%
道の駅「安達」上り線	人	282,669	281,882	215,321	215,301	212,904	239,432	295,001	857,292	823,262	816,700	787,691	278.7%	365.8%
道の駅「安達」下り線	人	-	-	-	-	194,052	252,286	313,282	935,085	929,008	929,783	901,224	-	-
道の駅「ふくしま東和」	人	177,221	137,005	99,260	77,867	81,903	80,426	135,231	161,543	156,166	140,434	170,739	96.3%	172.0%
道の駅「さくらの郷」	人	51,582	54,648	36,408	47,747	64,130	75,228	86,982	95,956	94,442	97,160	93,140	180.6%	255.8%
二本松の提灯祭り	人	205,000	180,000	120,000	180,000	190,000	170,000	200,000	170,000	185,000	190,000	195,000	95.1%	162.5%
針道のあばれ山車	人	11,000	11,000	8,000	10,000	13,000	13,000	10,000	13,000	16,000	12,000	6,000	54.5%	75.0%
木幡の幡祭り	人	10,000	10,000	4,000	5,000	15,000	6,000	10,000	11,000	11,000	11,000	10,000	100.0%	250.0%
万人子守地藏尊例大祭	人	34,646	35,391	20,174	25,163	25,000	25,000	25,500	25,000	25,000	25,000	30,000	86.6%	148.7%
紋付祭り	人	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	3,000	2,500	2,000	2,000	2,000	-	-	-
二本松の菊人形	人	131,852	115,257	177,108	197,001	90,200	102,803	81,269	83,575	66,682	80,829	62,293	47.2%	35.2%

出典：「福島県観光客入込状況」（福島県商工労働部観光交流局観光交流課）／各年

基本方針

市内では当たり前のもので埋もれている自然や歴史、文化、食等のさまざまな素晴らしい地域資源に、従来とは違った視点で光をあてることにより魅力を向上させます。

県立霞ヶ城公園については、誰もが親しむことのできる史跡公園にふさわしい整備を図ります。特に、年間を通しての観光拠点となる施設を霞ヶ城公園周辺に整備し、市への注目と関心を高め、観光客の滞在時間の拡大を図るとともに、各観光エリアが連携の上、市内全域への誘客の波及を目指します。

また、歴史と伝統に育まれた二本松の魅力を外に戦略的に発信するなど、地域イメージをブランド化します。さらに、地域資源の適切な維持・管理と発掘・活用を図るとともに、趣味、関心が多様化している観光客にあわせたさまざまな観光ルートやプログラムづくり、地域が一丸となったPRや受け入れ態勢の整備に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
二本松城跡総合整備事業	史資料の調査に基づき、二本松城の復元整備を行う。また、二本松城跡前に歴史資料展示や観光案内等の機能を有する施設を整備し、これを核とした二本松城跡の総合的な整備を行う。
霞ヶ城公園整備事業	公園の日常管理のほか、公園を利用する市民や観光客等の満足度向上を目的に施設整備を行う。
道の駅「安達」・和紙伝承館管理運営事業	道の駅の機能充実と地域情報の発信を行う。
道の駅「さくらの郷」管理運営事業	道の駅の機能充実と地域情報の発信を行う。
道の駅「ふくしま東和」管理運営事業	道の駅の機能充実と地域情報の発信を行う。
安達ヶ原ふるさと村運営事業	指定管理制度を活用し安達ヶ原ふるさと村の管理運営を行う。
スカイピアあだたら運営事業	指定管理制度を活用しスカイピアあだたらの管理運営を行う。
「名目津温泉」管理運営	指定管理制度を活用し名目津温泉の管理運営を行う。
杉沢の大杉周辺整備事業	木道の修繕を行い、大杉の樹勢回復と観光客の安全確保を図る。
体験・滞在型観光の推進	農業体験(グリーンツーリズム)や登山、スキーなどのアクティビティを通じ体験・滞在型観光を推進するため実施団体に助成を行う。
オープンガーデン二本松	市民庭園であるオープンガーデン二本松に対して支援を行い観光振興を推進する。

事業名	事業内容
菊のまち二本松推進事業	菊のまち二本松の伝統を継承する「二本松の菊人形」に対して支援をする。
桜の郷にほんまつの推進事業	桜の維持管理研修会等を実施し桜の名所づくりを推進する。

序
論

基本
構想

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

方
策
の
柱

資
料
編

施策
1-3

文化芸術活動の推進

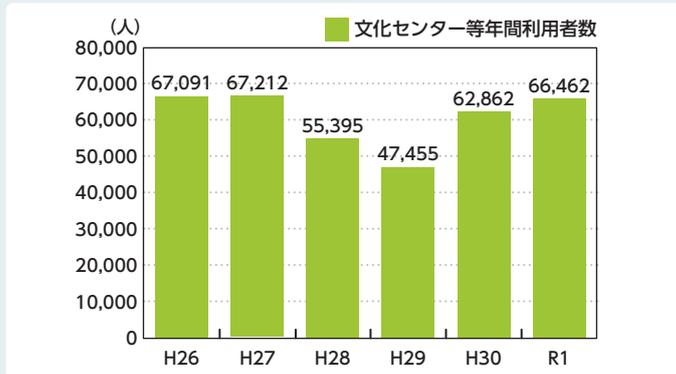


現状と課題

文化・芸術活動の推進にあたり、埋蔵文化財の発掘調査や保存、芸能の伝承や後継者育成などを行うとともに、誰もが気軽に文化に親しみ、触れることのできる機会の充実に努めています。一方で無形民俗文化の後継者不足や文化団体数の減少は大きな課題であり、文化団体への財政的支援やPR活動の充実、後継者の育成支援などを引き続き行っていく必要があります。

関連データ

文化センター等年間利用者数



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

少子高齢化や過疎化による人材不足のため継承が難しくなっている無形民俗文化財を後世に残すため、活動への助成や映像記録の作成を行うとともに、市民の参加促進や学校等との連携の推進、後継者育成支援に努めます。また、埋蔵文化財については発掘調査を継続し、保存・活用を図ります。

市民の文化芸術の鑑賞の場である文化施設については、大山忠作美術館での特別企画展の開催やコンサートホールでの音楽鑑賞事業の開催など活用強化に努め、文化芸術活動の盛んなまちづくりを推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
埋蔵文化財発掘調査	開発行為に伴う遺跡の保存協議資料を得るため、市内遺構の試掘調査等を行う。
二本松城跡調査事業	二本松城跡の保存・整備および指定追加のための発掘調査を実施する。
二本松城跡資料調査・収集	二本松城跡の資料調査収集を行い、また調査範囲を拡大する。
大山忠作美術館管理運営 (コンクール等を含む)	大山忠作美術館の管理運営を指定管理委託で行う。また、全国の小・中学生を対象とした絵画コンクールを実施する。
コンサートホール改修事業 (コンサート等の実施含む)	コンサートホールの計画的な改修を行うとともに、市民に良質な音楽鑑賞の機会を提供する。
地域文化顕彰事業	朝河貫一博士講演会や戒石銘顕彰作文コンクールの実施に加え、高村智恵子顕彰事業への補助を行う。
歴史文化体験事業	小・中学生に二本松の歴史についての学習・体験の機会を提供し、また広く市民を対象した講座等を開催する。
文化団体の活動支援・文化団体の育成	各種文化団体への補助を行う。
無形民俗文化財記録保存事業	無形民俗文化財を後世に継承するため、映像記録を作成し、保存する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

政策 2 活気あふれる商工業と就業機会の拡大

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
繁盛店づくり支援事業補助金決定件数	13件	年15件 (累計75件)	年15件 (累計150件)
市内直売所年間売上げ額(3道の駅+こらんしょ市)	629,110千円	681,170千円	690,502千円
新規創業者数	年5件	年15件 (累計75件)	年15件 (累計150件)

施策 2-1

中心市街地と地域商業の活性化



現状と課題

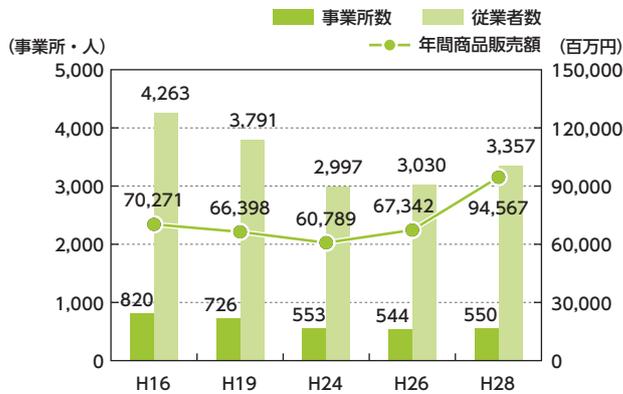
中心市街地は、まちの顔としての機能を持ち、そこに集まってくる人々の楽しみとにぎわいの場でもあることから、魅力ある店舗づくりや商品開発にあたっての支援などを実施してきました。二本松駅周辺については広場や市民交流センターを整備し、周辺地域の産業と連携した中心拠点の形成に努めています。

一方で、消費者ニーズの多様化や郊外型の大型店、コンビニエンスストア、インターネットによる通信販売など販売形態も多様化する中、人手不足・後継者不足もあり既存商店街は低迷傾向にあります。

地域の特性を生かし、本市を訪れる観光客にとって魅力的な空間を形成し、地域コミュニティの拠点となるような地域密着型の商業に力を入れていく必要があります。

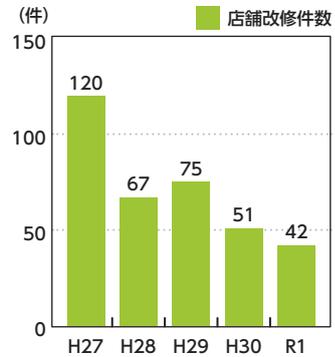
関連データ

商業（卸売業・小売業）の事業所数・従業者数・年間商品販売額



出典：平成 16・19・26 年「商業統計調査」（経済産業省）、平成 24・28 年「経済センサス」（総務省・経済産業省）／平成 16・19・28 年は6月1日、平成 24 年2月1日、平成 26 年7月1日現在

店舗改修件数



出典：「商工課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

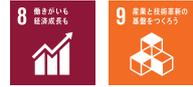
人口減少、少子高齢化に対応し、誰もが便利で安心して暮らせるよう、商業機能や公共交通、公共施設など都市機能がコンパクトに集積した特色ある中心市街地の再生を図ります。また、良好な都市型住宅の整備・誘導により、高齢者にも配慮したまちなか居住を推進します。さらに、地域の消費生活や経済を支える商工団体等に対しハード面・ソフト面に対する助成やイベント実施に当たっての支援を行うなど、地域経済の活性化や交流人口の拡大を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
中心市街地活性化事業	地域コーディネーターとしての役割を担う中心市街地活性化協議会の支援を行う。また、中心市街地活性化基本構想に基づく事業の展開を図る。
にぎわいづくり支援事業	商業者組織、まちづくり団体等が市内地域経済の活性化および交流人口の拡大に資するために実施するイベント事業に対して支援し、にぎわいの創出を図る。
二本松市民交流センター管理運営事業	指定管理制度を活用し、二本松市民交流センターの管理運営を行う。
商業まちづくり基本構想	商業の振興と適正な土地利用について一体的に取り組むための基本的な方針を示し、市全体を対象とした小売商業施設の適正な配置等の推進を図る。
商工振興事業	商工業の振興を図るため、商工団体（商工会議所・商工会等）に対する支援を行う。
商店街活性化推進事業（繁盛店づくり支援等）	商店街等の活性化を図るため、中小企業者等が行う各種事業に対して補助をし、支援する。
展示会等出展支援事業・事業所等人材育成事業（経営力の向上）	市内事業者等の市場開拓や販路拡大を目的とした展示会等への出展に対し支援を行う。また、優秀な人材の育成・確保に対して支援し、企業への定職と市内への定住を図る。
創業支援事業	新たに市内で創業しようとする者を支援する。

施策
2-2

地域産業と物産の振興



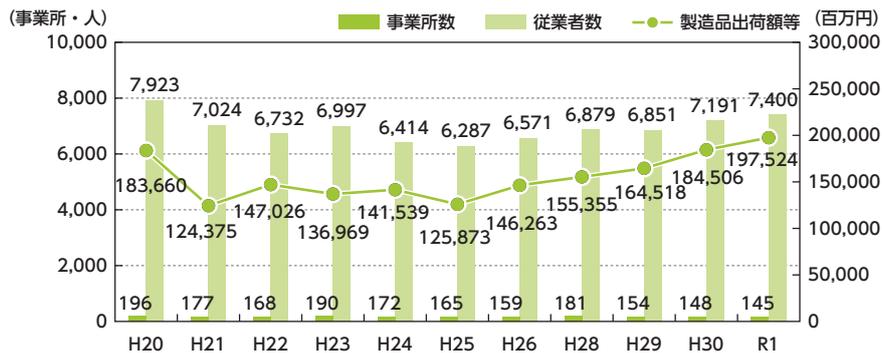
現状と課題

本市における地場産業の育成と振興を図るため、関係団体等への支援を実施しているほか、市外への特産品のPRや原発事故による風評被害を払拭するための活動支援を行っています。

一方、地場産業および本市の特産品の製造に携わる職人の高齢化や後継者不足が課題となっており、後継者育成や技能の継承のための支援を行っていくことが必要です。また、特産品の更なる販路拡大に向け、酒、家具、菓子等といった伝統ある商品の認知度の向上およびブランド化を促進することが求められます。

関連データ

工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等



※平成27年はデータなし

出典：「工業統計調査」(経済産業省)、「経済センサス」(総務省・経済産業省) / 平成23年は平成24年2月1日、平成28～30年は各年6月1日、それ以外の年は12月31日現在 平成28年以降の製造品出荷額等は前年1月～12月計

基本方針

地元の歴史と伝統に育まれた酒、家具、菓子等に代表される匠の作る地場産業を振興するためブランド化を促進します。また、市内外への情報発信や各種イベント等でのPR機会の拡大および風評被害の払拭に努め、二本松ブランドの振興を図ります。

加えて、商工団体との連携による専門相談体制と、各種融資制度の充実を図ることにより、中小企業者等や地場産業の安定的な経営基盤の確立に寄与し、活力ある経営を支援します。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方針の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
企業間交流推進事業	市内の企業・事業所および関係機関等を対象に交流会を開催し、情報交換の促進を図る。
地場産業振興事業	地場産業の育成、振興を図るため、地場産業を営む団体等を支援する。
風評被害対策の推進	東日本大震災による風評被害払拭、物産の振興を図るため、本市特産品のPRを行う。
商工業融資事業	中小企業者等の経営安定と発展を図るため、各種制度資金の融資および信用保証料補助等を行う。

施策
2-3

多様な就業の場の確保

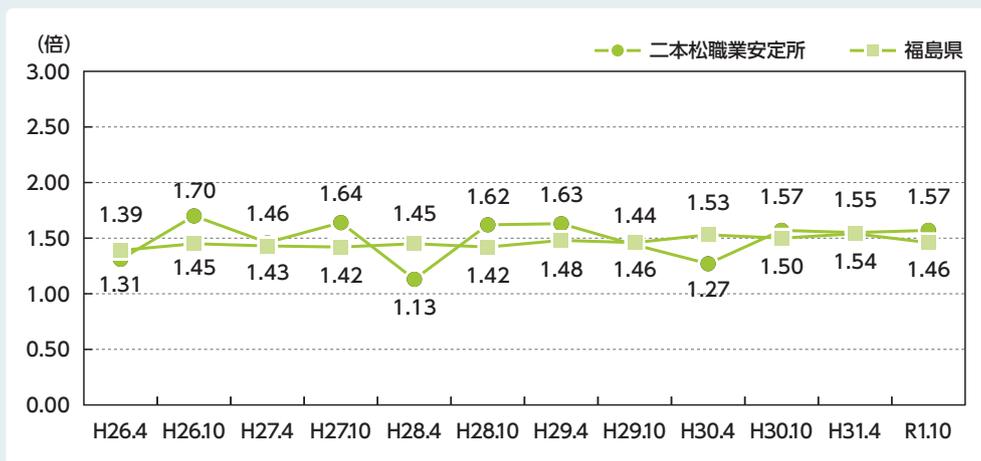


現状と課題

本市では、雇用の確保、税収の増加等を目指し、企業誘致を進めてきた結果、製造品出荷額等が大きく伸び、多くの就労の場が創出されてきました。しかし、経済のグローバル化による競争の激化や東日本大震災による影響なども重なり、市内経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。とりわけ市内企業の採用難が深刻化していることから、求職者の希望に沿った多様な就業の場を確保することはもちろん、市内企業の人手不足解消に向けた支援が求められています。

関連データ

有効求人倍率



出典：「公共職業安定所業務取扱月報」（福島県労働局職業安定部）／各年4月、10月現在

基本方針

新たな工業用地の確保に努めるとともに、社会経済の変化に対応した優遇措置など、多様な手法によって企業立地を促進し雇用を創出します。また、ハローワーク二本松（二本松職業安定所）と連携することで地域雇用の安定化を図ります。

特色ある市内企業の振興を図るため、新技術・新製品の開発やブランド力向上などを支援するとともに、企業の人手不足・採用難への対策として、市内企業への就業促進や産業人材育成を支援します。

さらに、商工団体と連携しながら、新たに事業を起こそうとする若者に対する相談体制の充実をはじめ、育成から発展まで切れ目ない支援に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
企業誘致推進事業	長命工業団地および空き工場用地への企業誘致を積極的に推進し、産業の振興および雇用の創出を図る。
工場等立地促進事業	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、奨励金を交付する。
産業団地整備事業	企業立地の促進を図るため、新たな産業団地の整備を進める。
雇用の確保・安定対策 (ハローワークとの連携)	ハローワーク二本松と連携し、地域雇用の確保・安定を図る。
企業・事業所の魅力再発見バス ツアーの開催	地域雇用の確保するため、市内高校の1年生を対象に市内企業・事業所を訪問するバスツアーを実施する。
にほんまつ企業就職ガイダンス 等の開催	地域雇用の確保するため、市内高校の2年生を対象に企業就職ガイダンスを開催する。

施策
2-4

地産地消のエネルギー事業の推進

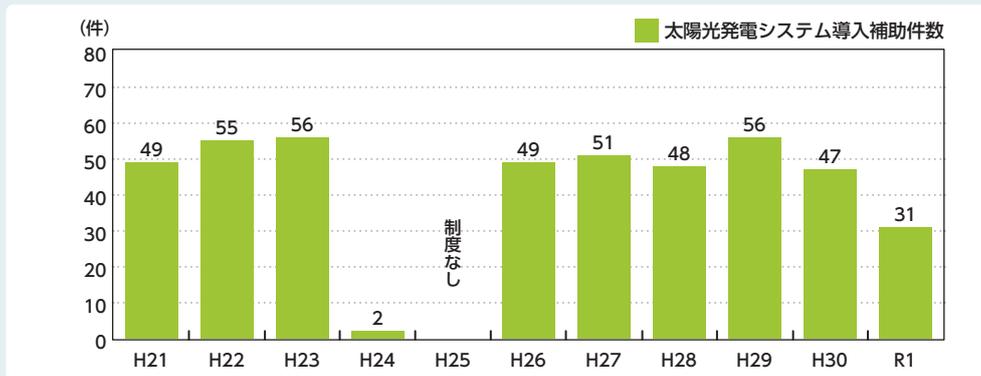


現状と課題

地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響が地球規模で顕在化する中、化石燃料からの脱却および再生可能エネルギーの積極的な活用が重要性を増しているだけでなく、エネルギーの地産地消による地域活性化の取り組みが世界的に注目を集めています。このため市では「二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（ゴチカン）」と協定を結び、エネルギー自給率 100%に向けた取り組みを推進していくこととしています。

関連データ

太陽光発電システム導入補助件数



※平成 24 年度は、前年度の繰り越し分の施工のみ
平成 24 年度から 25 年度は制度がなく、新規受付なし

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

市内のエネルギー自給率が 100%となるエネルギーの地産地消を推進するとともに、新たな産業・雇用の創出、再生可能エネルギーによって得られた利益の還元等による地域経済の活性化を目指します。

序論

基本構想

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

方策の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
地産地消のエネルギー事業の推進	電力の地産地消による地域活性化を目指す。
再生可能エネルギー導入促進事業（太陽光発電設備設置補助）	住宅用太陽光発電システム補助を行い、市民電力の推進を図る。

政策 3 自然の豊かさを実感できる農業の実現

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
認定農業者数	406人	420人	430人
営農団体の法人化数	2団体	4団体	6団体
新規就農者数（累計）	20人	25人	35人
農家民泊宿泊者数	1,126人 (平成31年1月～ 令和元年12月)	1,600人	1,800人
振興作物（キュウリ）の作付面積	57.1ha	60.0ha	60.0ha

施策 3-1

農業担い手の育成と生産基盤の整備



現状と課題

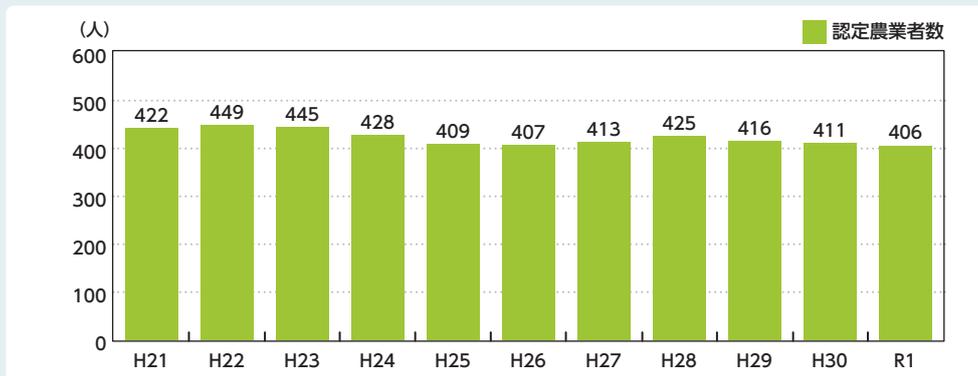
本市の農業は、米を中心に野菜、花き、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営が多くを占めています。農業の推進にあたり、人・農地プラン等を活用し農地の流動化による経営規模の拡大、認定農業者や営農組織の育成による経営の効率化、法人化による経営基盤の強化などに取り組んでいます。

一方、農業経営者の高齢化や担い手の不足が進み、それに伴い耕作放棄地が増加傾向にあります。加えて中山間地域では、有害鳥獣による農作物の被害が深刻化しています。

中山間地域においては、集落機能の維持に努めるとともに、農業生産や加工、販売、さらには都市住民との交流によるグリーンツーリズムなどを結びつけた6次産業化などに取り組んでいく必要があります。また、地域が一体となったより効果的な有害鳥獣対策を推進する必要があります。

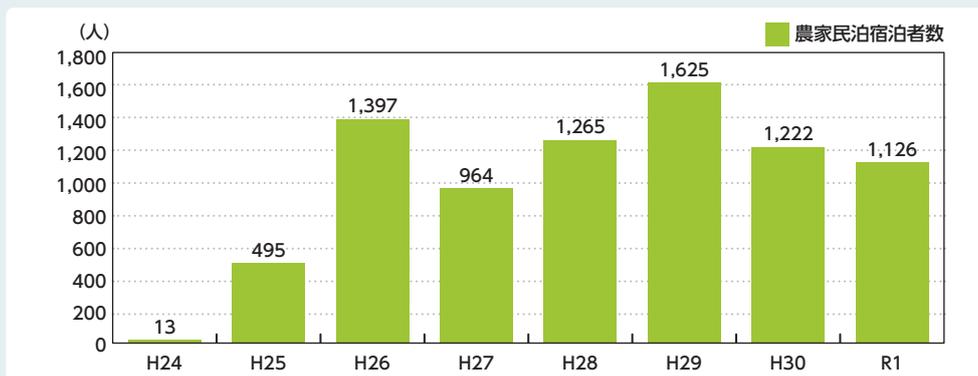
関連データ

認定農業者数



出典：「農業振興課資料」（二本松市）／平成 27 年までは 4 月 1 日現在、平成 28 年以降は年度末 3 月 31 日現在

農家民泊宿泊者数



出典：「農業振興課資料」（二本松市）／平成 26 年までは年度毎、平成 27 年以降は暦年毎の集計（県調査方式の変更に伴う）

基本方針

認定農業者の経営改善への支援や、集落営農組織の法人化等を進めます。また、就農希望者の受け入れ体制の構築や多様な農業の担い手を育成するとともに、優良な農地の保全・確保や耕作放棄地の解消に努め、あわせて生産性を高めるための基盤整備や用排水路等の整備、農業用施設の長寿命化を計画的に推進します。

環境に配慮した農林業の推進も重要であることから、周辺環境への負荷を低減する環境保全型農業や中山間地域における農地保全の取り組みを推進します。また、農薬や化学肥料を削減した循環型農業の普及を行うことで、安全安心な農産物の生産を推進し商品価値を高めます。加えて、近年有害鳥獣が増加し農作物への被害が拡大していることから、環境整備、捕獲活動、被害防除の総合的な対策を推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
安達地域農業振興公社の円滑な事業運営	本市およびふくしま未来農業協同組合で出資する当団体に対して、負担金を支出することにより、効率的で生産性の高い農業の確立等に資する。
あだち地域農業振興協議会	ふくしま未来農業協同組合と市村が一体となって活動を行う当団体に対して、負担金を支出することにより、効率的な地域農業の活性化に資する。
農業経営基盤の強化	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、国県の基本方針等の見直しに伴い、概ね5年毎に見直しを行う。
人・農地プランの推進	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化する「人・農地プラン」について、地域の取り組みを支援する。
農地中間管理事業	地域内の農地利用を整理し、担い手に集約するため農地中間管理機構が借り受け、担い手に貸し付ける事業を支援し、条件に応じて機構集積協力金等を交付する。
農用地の利用集積	認定農業者等の担い手が農地を賃貸借および所有権移転等により集積する際の支援を行う。
耕作放棄地再生事業	耕作放棄地の解消と農地の有効活用を進めるため、耕作放棄地を再生・利用する者に対して補助金を交付する。
中山間地域等直接支払制度事業	中山間地域における耕作放棄地の増加等を防止し、集落による農地維持管理を支援するため、直接支払制度により助成する。
多面的機能支払交付金事業	農業、農地の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動、農業用施設の長寿命化等に取り組む活動組織に対して交付金により支援を行う。
水田営農の活性化推進 (経営所得安定対策等)	二本松市地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等の推進活動や、需要に応じた作物の生産方針等の策定等に必要となる経費について助成する。
地域担い手育成総合支援事業	農業担い手組織等の農業経営の合理化と省力化を図るために、農業機械、施設等の経費の一部を助成する。
葉たばこ・果樹生産振興の推進	園芸畑作の振興を進める二本松葉たばこ振興協議会および羽山果樹組合の活動経費に対して助成する。
畑作生産振興事業 (種苗、施設、病害対策資材費助成)	園芸畑作物用の種苗、施設資材等の共同購入、機械、施設等の整備および低コスト化、安定出荷体制の確立を目指す生産団体等に対して補助金を交付する。
新規就農者支援事業	新規就農者を研修者として受け入れ、指導する団体に対し、研修経費の一部を助成するとともに、新規就農者に対して資金を交付する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
酪農ヘルパーの推進・畜産振興会助成	搾乳および飼養管理を代行者に依頼し、酪農家に定期的な休養を与える事業について補助金を交付するとともに、各畜産団体の運営経費の一部助成を行う。
病害虫防除対策事業	農産物の病害虫防除のため、防除機の貸出等を行う。
営農道整備事業（永田原セ地区）	永田地区と原セ地区を結ぶ農道の改良舗装を行う。
水利施設整備事業（基盤水利施設保全型）岳地区	機能保全計画に基づき、岳ダムの各部機器等の更新を平成29年度～令和5年度（2期事業）にかけ行う。
防災重点ため池整備事業	防災重点ため池について、ハザードマップ等の緊急時の迅速な避難行動につなげる対策と耐震補強等の施設機能の適切な維持、補強に向けた対策を行う。
農業水利施設長寿命化対策事業	農業水利施設の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、個別計画（機能保全計画）を策定し、施設の長寿命化を図る。
林道施設長寿命化修繕事業	老朽化が進む林道橋の修繕費の増大を防ぐことを目的に、個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。
農地集積・集約化対策事業	農地の中間的な受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約を支援する。
農地移動適正化あっせん事業	農地の集団化等を図るため、農業委員会が農地の出し手・受け手のあっせん申出を受け、農業委員会で定める「あっせん基準」に基づき農地のあっせんを行う。
有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農林水産業や生活環境への被害拡大防止のため、有害鳥獣の捕獲・被害防止対策を実施する。

施策
3-2

ブランド化の推進と販路拡大



現状と課題

地産地消が普及しつつある中で、市内には道の駅をはじめとした農産物直売所があり、生産者・消費者が一体となった産地ブランド化に取り組んでいます。

また、生産から加工、流通、販売までを一貫して行う6次産業化に取り組んでおり、引き続き特色のあるブランド商品の開発など農産物の付加価値の向上に努める必要があります。

基本方針

地元の新鮮な農畜産物を加工し、付加価値を高めた産地ブランド化商品を販売することにより、収益の増、農業経営の安定化および風評被害の払拭を図ります。また、消費者のニーズを的確に分析し、安全で品質の高い農畜産物の生産をするとともに、農畜産物の生産・加工・販売ができる直売所等の施設整備を進め、多様な販売ルートの確保を図ります。

道の駅等においても、新鮮で質の高い地元農畜産物の販売・PRをすることにより、市民の地元農畜産物に対する理解を深め、地産地消を推進します。

さらに、農産物加工施設の運営や生産加工グループなどの担い手の確保を支援し、新たな特産品の開発を促進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
食と農の安全性の確保	地産地消およびGAP ^{※19} の推進等、食と農の安全性確保に係る各種事業について、関係機関等と連携を図りながら推進する。
農業6次産業化推進事業	農業6次産業化を推進するため、6次産業化を進める団体等への施設整備や開発研究事業および研修事業等に助成を行うとともに、開発された商品や農産物ブランド化の振興を行う。
風評被害対策の推進（農産物PR支援事業）	農畜産物の風評被害を払拭するため、安全・安心な生産および流通を確保するための取り組みを広く消費者に理解してもらうためにPR活動・販売促進事業を実施する。
水田営農の活性化推進（残留農薬検査助成）	ふくしま未来農業協同組合が実施する水稻の残留農薬自主検査に要する経費の一部を補助する。
二本松菊花品評大会助成	二本松の菊人形での菊花品評大会の開催に対して助成を行う。

※19 Good Agricultural Practiceの略。農業生産工程管理。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

事業名	事業内容
畑作生産振興事業 (残留農薬検査助成)	ふくしま未来農業協同組合が実施する青果物の残留農薬自主検査に要する経費の一部を補助する。
畑作生産振興事業 (産地化支援)	振興作物の生産について、種苗、施設資材等の共同購入に対して助成する。
畜産振興事業 (家畜導入事業助成・優良牛改良増殖ゲノム解析等)	畜産経営の安定を図るため、肉用牛、乳用牛の増殖・改良等の推進および各種畜産団体への助成等を行う。
家畜防疫対策事業	家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染病を予防し、そのまん延を防止する事業の費用の一部を助成する。
四季のかおりの推進	ふくしま未来農業協同組合と共同で行っている、本市の新鮮な農産物を発送する「四季のかおり」について、事務支援を行う。
公設地方卸売市場管理	多種多様な生鮮食品等を広く集出荷する市場施設の機能維持に努めるほか、多様化する需要と供給のニーズに対応するため、取引拡大のための支援および地産地消の推進に努める。
菌茸生産促進事業	菌茸類の生産を推進するため、共同仕込みのしいたけ種菌および菌床資材の共同購入に要する経費を助成する。

政策4 人がつながり支えあう地域づくりの推進

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
I・J・Uターン ^{※20} 等移住者	年15人	年15人	年15人
地域おこし協力隊任期満了者の定住状況	年2人	年2人 (累計10人)	年2人 (累計20人)

施策 4-1

個性あふれる地域づくりの推進



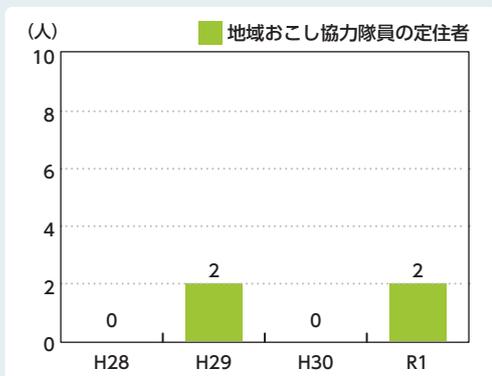
現状と課題

本市では、協働の推進に向け、行政区や各種団体などの地域づくり支援事業・自治推進事業などに積極的な支援を行っているほか、地域おこし協力隊によるイベントの企画、農業体験、地域との交流や、集落支援員による持続的な集落の維持に向けた支援を行っています。

また、市外および県外の都市部と農村部の交流を促進して地域活性化を図るため、二地域居住を推進しているほか、交流都市である東京都荒川区、世田谷区、墨田区の物産販売に本店し二本松市の魅力をPRする地域間交流を行っています。今後は二地域居住および地域間交流の更なる充実を図るため、受け入れ・発信態勢の拡充が必要です。

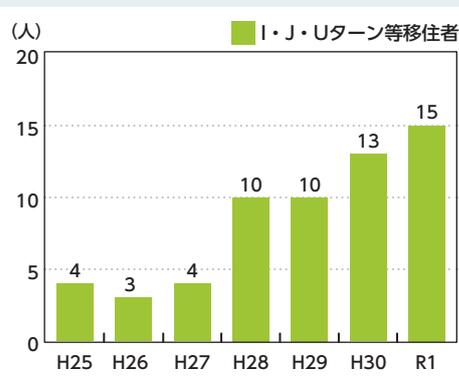
関連データ

地域おこし協力隊員の定住者



出典：「秘書政策課資料」(二本松市) / 各年度

I・J・Uターン等移住者



※ゆうきの里東和に照会した数字と二本松市の助成金等を活用した、県外からの移住者をカウント
出典：「秘書政策課資料」(二本松市) / 各年度

※ 20 Iターンは、生まれ育った故郷にはない要素を求めて、故郷とは別の地域に移住すること。Jターンは、進学や就職を期に生まれ育った故郷を離れた後、故郷にほど近い地域に移住すること。Uターンは、進学や就職を期に生まれ育った故郷を離れた後、再び生まれ育った故郷へ移住すること。

基本方針

地域住民が自主的に行う地域おこし活動や生活サービス、地域資源を活用した取り組みを支援します。また、地域づくり活動団体やNPO法人の育成を推進するとともに、地域おこし協力隊を積極的に活用し、市外の人材の視点による地域の魅力の再発見と地域振興に努めます。

市の重要施策である人口減少対策のため、地方創生を推進していくとともに、首都圏をはじめとした都市の住民に世代を問わず田舎暮らしが見直されてきていることから、グリーンツーリズムやイベントを通し地域住民と都市住民との交流を促進し、本市が幅広い世代の定住先の選択肢となるよう各種移住の支援を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
市民との協働による地域づくり支援事業	市民が主体となって事業の企画、選定を行い、協働のまちづくりを推進する。
地域おこし協力隊および集落支援員事業	地域おこし協力隊、集落支援員を採用し、地域活性化と定住促進を図る。
地方創生推進事業	二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合調整および地方創生の推進を行う。
地域づくり推進事業	地域づくりを推進するため、イベント等へ助成を行う。
定住促進・二地域居住推進事業	移住・定住を促進するため、全国への情報発信や都市部住民向けのPR活動を行う。
定住支援員事業	定住支援員を設置し、移住・定住を促進する。
移住者空き家改修費補助	移住者が空き家を改修する際に助成を行う。
空き家バンク事業	移住者の住居対策として、市内にある空き家で売却や賃貸を希望する方を登録し、移住希望者に紹介する。
地域間交流事業	友好都市との交流やイベントへの参加を通じて、二本松市の情報と魅力を発信する。
友好都市交流事業 (長野県駒ヶ根市)	青年海外協力隊訓練所のあるまちとして、平成12年より友好都市締結しており、相互交流等により友好関係を深めている。
廃校の解体と跡地の活用 (廃校舎等利活用事業)	廃校舎は老朽化が進んでいるため、有効活用が期待できないものについては、施設の安全性等を考慮した上で解体を行うとともに、民間企業等による利用の希望があるものについては売却や貸付を検討し、地域活性化や自主財源の確保を図る。

施策 4-2

地域自治活動の推進



現状と課題

市内の各行政区は、子どもの健全育成、自主防災、地域防犯、環境美化など地域の課題を解決するため積極的な活動を行っています。一方で、急速な少子高齢化と人口減少に伴う活動の担い手不足により、今まで地域で解決できていた課題に対応していくことが困難になっています。引き続き、市民の市政参加やさまざまな組織・団体による連携の促進など、地域における自治活動の積極的な推進が必要となっています。

基本方針

よりよい地域社会の維持・形成や地域共通の課題解決への取り組みなど、地域コミュニティ活動を支援するとともに、市民の市政参加を促進し、さまざまな地域課題に対して協働の取り組みに努め、各地域の自治組織の活性化を図ります。

また、過疎化や少子高齢化の影響で、地域住民だけでは自治活動を行うことが困難な地域もあることから、集落支援員を配置し人的支援を充実させ、自治活動の活性化を推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
市民との協働による地域自治推進費助成	市民との協働のまちづくりを目指して、行政区の自主的な公共活動を支援し、住みよい地域づくりを推進する。
集会施設整備費補助金	行政区における集会施設の新築、増築、改築、上下水道整備について交付要綱に基づき助成する。
集会施設進入道路および駐車場整備補助金	行政区で管理する集会所の進入道路および駐車場の整備について交付要綱に基づき助成する。
地域集会施設大規模改修事業	市所管の地域集会施設の地区への移管を見据え、建て替え・大規模改修に対し助成する。

基本目標 3

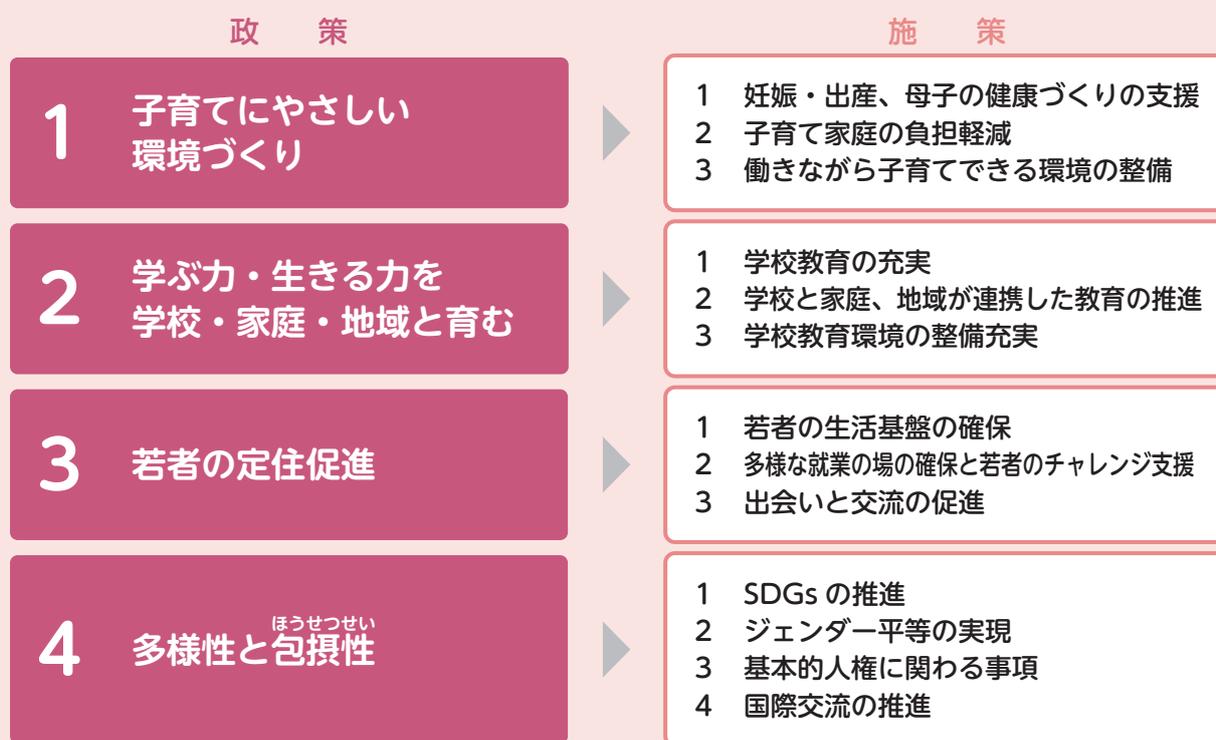
世代をつないで人を育むまち

政策の展開

- 1 子育てにやさしい環境づくり
- 2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む
- 3 若者の定住促進
- 4 多様性と包摂性^{ほうせつせい}

世代をつないで人を育むまち

施策体系



重点プロジェクト

次世代育成「市の宝」「市の未来」プロジェクト

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。

このような中、安心して子どもを産み育てられる環境整備と次世代を担う「市の宝」である子どもたちの健やかな成長を支援する施策を推進します。また、「市の未来」である若者の移住、定住につながる居住環境を整備し、暮らしやすいまちづくりを進めます。

mama になるなら「にほんまつ」《妊婦さん・子育て・学び・若者を本気で応援》

- **妊婦さん応援** 妊婦健康診査、産後ケア、出産時交通費助成等
- **子育てを応援** 出産祝金、18歳まで医療費無料化、学童保育等
- **学びを応援** 高等学校通学費助成、ブックステップ事業、放課後子ども教室等
- **若者を応援** 結婚推進支援、結婚新生活支援等

政策 1 子育てにやさしい環境づくり

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
合計特殊出生率（ベイズ推定値）※21	1.42 (平成25年～平成29年)	-	2.11
妊婦健診受診率	98.4%	100.0%	100.0%
乳幼児健診受診率	95.5%	100.0%	100.0%
待機児童数	24人 (令和2年4月1日時点)	0人	0人

施策 1-1

妊娠・出産、母子の健康づくりの支援



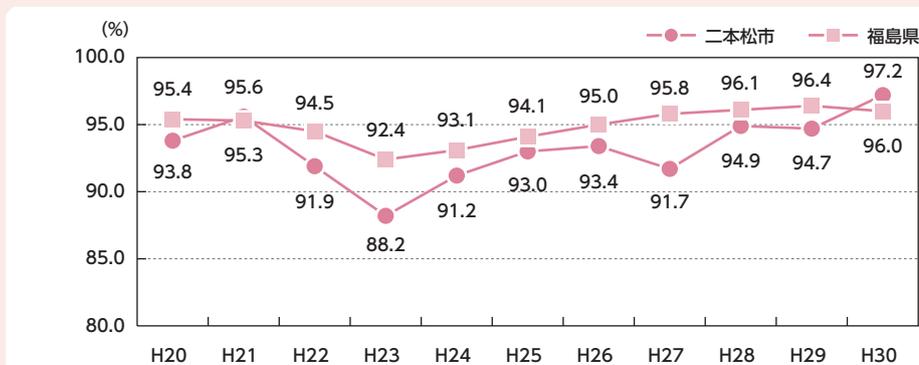
現状と課題

子育て支援については、妊婦健診・乳幼児健診や産後健診の費用助成などを実施したほか、乳児家庭の全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）・相談事業、子育て応援アプリの配信による情報提供などに取り組んでいます。

市民アンケート調査では、今後のまちづくりの優先対応項目として「妊娠・出産支援施策」や「子育て支援施策」があげられています。特に、子育て支援に関する保健・医療体制については医師等の十分な確保が進んでおらず、産後うつなど出産後間もない時期の産婦の支援も課題となっていることから、安心して子どもを産むことのできる体制づくりが必要です。

関連データ

乳幼児健診受診率



出典：「健康増進課資料」（二本松市）／各年度

※ 21 合計特殊出生率の経年的な動向をみる場合、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出し、数値を推定したものの。

基本方針

不妊や妊婦健診の助成、各種健診事業の充実、産前産後の心のケアや相談事業など妊娠、出産、育児それぞれの段階で一貫して支援するサービスを提供するとともに、核家族化や地域コミュニティの希薄化によって生じる子育て期の孤立感や負担感を解消するため、きめ細かな育児情報の提供や気軽に相談できる体制づくりを推進します。

また、産科・小児科医師の確保に努め、妊娠から出産まで安心して子どもを産み育てることのできる保健・医療などを充実し、少子化の抑制に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、安全な妊娠および出産を支援し、妊婦健康診査にかかる費用を負担し経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦一般健康診査 15 回分の費用を助成する。
特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、体外受精および顕微受精および特定不妊治療の過程の一環として男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療を行う夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成する。
一般不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、一般不妊治療を行う夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成する。
出産時交通費補助事業	市内で出産できない状況にある妊婦が、出産のため入院または出産後退院する場合にタクシーを利用したとき、その料金を助成する。
産後ケア事業	出産後身体機能の回復のため医療機関において産後の経過に応じた休養および保健指導を行う。
子育て支援アプリ事業	妊娠期から子育て期の方への応援メールや最新の情報発信を行うなど、ICT 技術を活用したリアルタイムでの相談体制の整備を目指し、切れ目のないサポートを行う。
予防接種事業（乳幼児・学童）	定期予防接種および法定外予防接種（おたふくかぜワクチン）の実施・接種費用の助成を行う。
乳幼児健診・相談事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦および乳幼児・その保護者の健康の保持増進を図ることを目的に母子健康手帳交付、セルフプランの作成、支援プランの作成、助産師相談、個別相談、来所親子のケース検討会、乳幼児健診（1 カ月児・4 カ月児・10 カ月児・1 歳 6 カ月児・3 歳児健康診査）、離乳食ふれあい教室等を行う。

事業名	事業内容
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (乳児全戸訪問事業)</p>	<p>生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の様子や養育環境の把握等を実施する。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (養育支援訪問事業)</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に必要と認められる児童および保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施する。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (ホームスタート事業)</p>	<p>未就学児を抱えた子育て家庭にボランティアが訪問し、相談ごと等の傾聴、育児や家事等を一緒に行う協働等の支援を実施する。</p>
<p>出産祝金支給事業</p>	<p>1年以上市内に居住している方を対象に、出産祝金を支給する。</p>

施策
1-2

子育て家庭の負担軽減



現状と課題

平成 30 年度に開所した子育て世代包括支援センターにより親子の交流・相談体制を充実したほか、経済的な支援として、令和元年よりスタートした国の制度による幼児教育・保育の無償化にあわせて行う保育費用の独自軽減（第 2 子以降の保育料の全額助成）や、18 歳までの子ども医療費の無料化、就学児の教材費の助成、通学助成などを実施し、子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んでいます。

また、これまで要保護児童対策地域協議会により虐待防止対策を推進してきたところですが、近年全国的に児童虐待が増加傾向にあることから、継続的な相談・支援体制の整備などさらなる予防対策の強化が求められています。

基本方針

子育てに関する親の不安や負担を和らげることができるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした子育て支援拠点づくりや情報提供、相談・支援体制の整備を推進するとともに、児童虐待防止に向け関係機関と連携しながら、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童・生徒の早期発見と適切な保護に取り組めます。

また、引き続き 18 歳までの子どもの医療費を無料化するとともに、国の制度による 3～5 歳児の幼児教育・保育の無償化にあわせた、第 2 子以降の保育料の全額助成、遠距離通学の助成、ひとり親家庭などを含めた支援を必要とする子どものいる家庭への支援などを実施することで、経済的理由から生じる子育てに関する不安を軽減します。

主な取組事項

事業名	事業内容
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦および乳幼児・その保護者の健康の保持増進を図ることを目的に母子健康手帳交付、セルフプランの作成、支援プランの作成、ケース検討会、助産師相談、個別相談、来所親子のケース検討会等を行う。
母子支援事業 (両親学級、子育てチャットの会)	妊娠期から切れ目のない支援、情報提供を行うとともに、交流を図ることにより、育児不安の軽減および虐待を未然に防止する。
子ども医療費助成事業	出生から 18 歳までの子どもを対象に保険診療医療費の一部負担金および食事療養費定額分を助成することにより、子育て家庭の医療費負担を軽減する。
国保税における子どもの均等割額減免事業	子育て世帯の負担軽減を図るため、国保税において、18 歳以下の子どもに係る均等割額について、全額を免除する。

序論

基本構想

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
要保護児童対策事業 (児童虐待防止関係)	児童相談所、二本松警察署、教育委員会、市関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会で要保護・支援児童に関する情報を共有し、連携して虐待対応を行う。
子育て支援センター運営事業	子育て支援センターを運営し、育児不安等についての相談・支援、保育サービス等の情報提供、育児セミナーを開催し、子育て家庭の育児不安の軽減を図る。
児童センター等の運営	子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを提供するとともに、異年齢児童の交流等を図る。
家庭児童相談員の相談活動推進	子どものおかれた家庭環境の健全化、児童養育の適正化、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談支援を実施する。
親と子の電話相談事業	妊娠期から出産・子育て期に関する相談を実施する子育て世代包括支援センター Mum、親と子の相談を実施する家庭児童相談室等の相談体制を整備する。
ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。
母子父子家庭自立支援給付金事業	母子父子家庭の自立促進のため、生活の安定に資する資格の取得、主体的な能力開発を支援する。
保育所、認定こども園、幼稚園 保育料の助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園等の対象施設が保育料、副食費を減額した場合に減額分を補助する。
認可外保育施設への助成	認可外保育施設の入所児童の健康診断経費および施設の管理運営に要する経費の一部を助成する。
認定こども園施設整備事業補助	認定こども園を整備する事業者に整備補助金を交付する。
保育所等施設整備事業補助	認可保育所等を整備する事業者に整備補助金を交付する。
就学援助事業（新入学用品援助・ 保護児童等援助・その他）	教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な援助を行う。
保護者の負担軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の教材等の費用の支援をする。
遠距離通学費支給事業	保護者の負担を軽減するとともに、通学時の安全および教育の機会均等を確保するため、定期券または通学費の支給を行う。
高等学校通学費助成事業	高等学校に遠距離通学する生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の支給を行う。

施策
1-3

働きながら子育てできる環境の整備



現状と課題

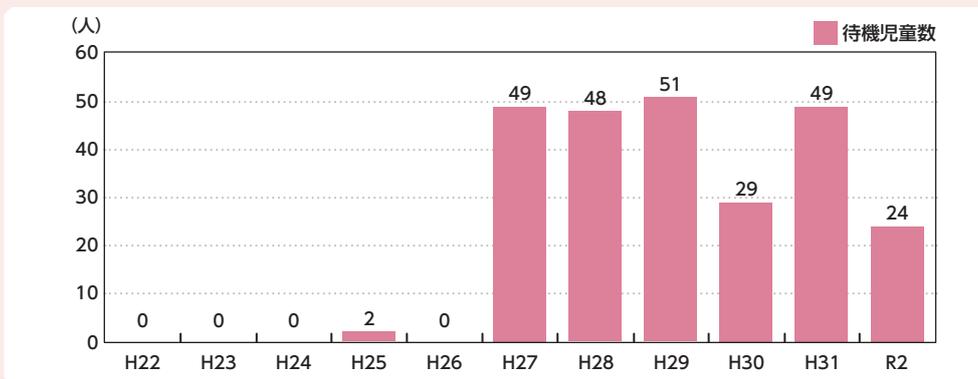
多様化する保育ニーズに対応すべく、延長保育や一時保育、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業など、さまざまな保育サービスの充実化を図っており、老朽化した施設の建て替えや幼稚園と保育所の一体化など、施設整備も含めた子育て環境の整備を進めています。

その一方で、保育ニーズの拡大や子育てに関わる人材不足を背景に、本市の待機児童はいまだ解消に至っておらず、特に待機児童全体に占める0～2歳の割合は増加傾向にあります。また、未就学児のみならず学童保育のニーズも拡大しており、受け入れ体制の整備は喫緊の課題です。

近年推進されている女性の活躍や社会進出を支援するためにも、働きながら子育てできる環境の整備は重要となっています。そのため、保育の受け皿を整備するとともに、子育て家庭を地域全体で支援し、市民協働による子育て支援を推進することが求められています。

関連データ

待機児童数



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年4月1日現在

基本方針

保育の質と人材を確保するとともに、地域の実情に応じて延長保育、一時保育、障がい児保育など多様な保育サービスを提供し、ニーズの拡大や働き方の多様化に応じた保育サービスの充実を図ります。学童保育所や放課後子ども教室についても、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもが安全に過ごすことのできる場の確保に努めます。

また、公立幼稚園については、統廃合や幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れ、市民ニーズを踏まえた効率的な運営を推進します。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
認定こども園施設整備事業補助 (再掲：3-1-2 掲載)	認定こども園を整備する事業者に整備補助金を交付する。
保育所等施設整備事業補助 (再掲：3-1-2 掲載)	認可保育所等を整備する事業者に整備補助金を交付する。
mama パンプ、祖父母手帳の 作成	妊婦・子育て・学び・若者を応援する情報を掲載するリーフレット「mama になるならにほんまつ」、祖父母世代の子育てへの参加を促進するための「祖父母手帳」を作成する。
学童保育事業	昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後の適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。
ファミリー・サポート・センター 事業	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を連絡・調整し、地域における育児の相互援助活動を推進する。
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つことができる子育てのきっかけづくりを行う。
待機児童解消対策事業	待機児童を解消するため、3歳未満児の定員拡大を図る保育所等運営事業者に対し、備品購入費等を補助する。
保育所等給食調理業務の 民間委託事業	保育所、認定こども園の給食調理業務を民間委託し、子どもたちに、より安全安心な給食を提供する。
延長保育	私立認可保育所等が行う延長保育事業に対し助成を行う。
一時保育促進事業	私立の認可保育所・認定こども園・幼稚園が行う一時保育または預かり保育事業に対し助成を行う。
病後児保育事業	病後児（病気やけが等が急性期を経過する等安定した以後の回復期にある児童）を一時的に預かり保育を推進する。
保育士宿舍借り上げ支援事業	待機児童解消に向けた保育士の就業継続支援として、民間の保育所等の設置者が保育士の宿舍を借り上げるための費用を補助する。
市立保育所（園）の民営化の 検討	公立保育所、認定こども園の運営について、財政面や定員管理の面から効率化を図るため、施設運営の民営化・民間委託化の検討を行う。
公立幼稚園の適正配置	入園児の少ない幼稚園の適正配置や認定こども園への移行を検討する。

政策 2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
児童生徒1人当たりの1カ月平均読書冊数	小学校5年 7.9冊 中学校2年 3.5冊	小学校5年 9.0冊 中学校2年 4.0冊	小学校5年 10.0冊 中学校2年 5.0冊
全国学力・学習状況調査における2019を基本とした各教科の正答率の比較	-	小学校6年 +1ポイント 中学校3年 +1ポイント	小学校6年 +2ポイント 中学校3年 +2ポイント
地域と連携した郷土教育を教育課程に位置付け実践している学校の割合	小学校62.5% 中学校57.1%	小学校70.0% 中学校70.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における各種目の全国値との比較	4割の種目で 全国平均を 上回る	8割の種目で 全国平均を 上回る	全ての種目で 全国平均を 上回る
不登校の発生率	小学校0.4% 中学校4.2% (5月1日時点)	小学校0.3% 中学校3.5%	小学校0.15% 中学校3.0%
放課後子ども教室数	5	6	6

施策 2-1

学校教育の充実



現状と課題

学校教育については、学力向上対策や非常勤講師の配置、外国語活動推進などを進めるとともに、児童生徒の体力・健康づくりに向けて、スポーツ力向上やスキー教室の開催、食育指導を実施しています。

今後においても、子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の「知・徳・体」3つをバランスよく身につけた「生きる力」を高めるとともに、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援が必要です。また、各学校では、豊かな自然環境や歴史文化など豊富な学習資源を生かした取り組みを推進し、その特性を発揮していくことが重要となっています。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

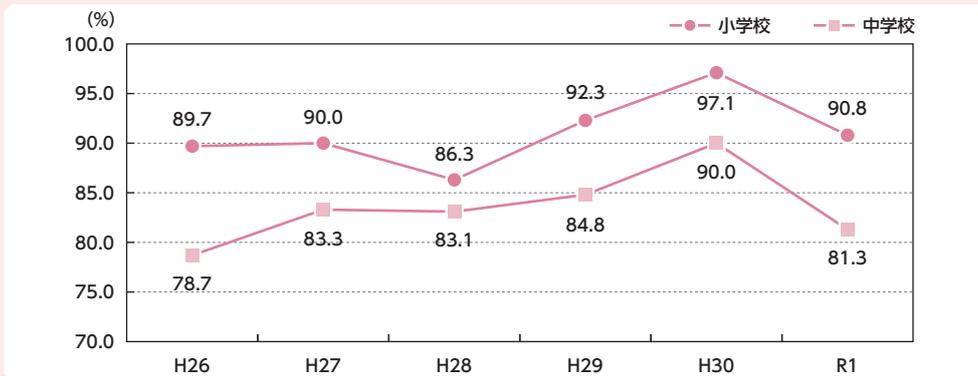
基本目標4

方策の柱

資料編

関連データ

学校に行くのが好きな児童・生徒の割合



※平成 30 年度は QU テスト値

出典：「学校教育課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

非常勤講師を配置したチーム・ティーチング^{*22}や外国人英語指導助手の配置などによる学習指導の強化、教員の指導力向上や学校図書館機能の充実など、次代を担う子どもたちに豊かな学びを提供するとともに、海外派遣による国際理解の促進を図るなど、広い視野を持った人材を育成します。

また、子どもの発達段階に応じた体力向上の機会を提供するとともに、自ら進んで運動する習慣づくりに向けた取り組みやスポーツの底辺拡大を推進し、健やかな体の育成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
学力向上対策事業（小学校）	任期付短時間勤務指導主事と学力向上非常勤講師を配置し、学習指導の強化を図る。また、小学2・4・6年生に知能検査を、小学1～6年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。
学力向上対策事業（中学校）	学力向上非常勤講師を中学校全7校に配置し、チーム・ティーチングによる学習指導を実施。中学1・3年生を対象に知能検査を、中学1・2年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。

※ 22 2人の教員（中心となって授業を進める教員（T1）と授業に協力して入る教員（T2））が協力して授業を進めること。

事業名	事業内容
学び合う環境づくり推進事業	学力向上や生徒指導など各学校の課題解決のために、校内研修を充実させるための講師招聘と、管理職の学校経営マネジメント力向上のための研修の機会を確保する。
研修図書等充実	教師用教科書・指導書購入のための費用と、教職員研究図書代を配当し、各校の「わかる・できる」授業のために教材研究の充実を図る。
元気な児童育成支援事業	小学4・5・6年生、中学1年生を対象に市内スキー場において、スキー教室を実施し、スキーに親しみ、冬季の体力づくりと自然に親しむ体験を行う。
英語指導外国青年招致事業	中学校における英語指導と国際化推進を図るため、外国語指導助手を招致する。
外国語活動講師派遣事業	小学校における外国語活動について、外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。
プログラミング教育の推進	コンピューターを使ってプログラミングを体験しながら、プログラムの思考を育成する。
学校図書館支援事業	学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動を推進する。
生徒指導充実事業	生徒指導の充実および性教育の推進を図る。
道徳教育の充実	道徳科の授業を充実させるため、指導体制の教員研修会を開催する。
市民の翼海外派遣事業（中学生）	中学2年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。

施策
2-2

学校と家庭、地域が連携した教育の推進



現状と課題

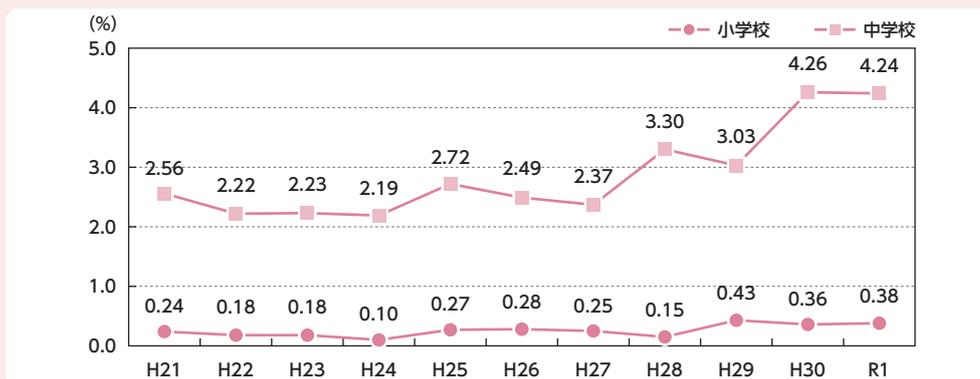
本市では、放課後子ども教室による子どもたちの居場所づくりや青少年の交流・体験活動、ボランティアによる読み聞かせをはじめとした本と親しむ機会の提供など、学校、家庭とともに地域で子どもたちを育む取り組みを実施しています。

また、学校や家庭と連携し、不登校や配慮を要する子どもたちに対するカウンセリングや家庭訪問などの支援を行っていますが、不登校の児童・生徒の増加により、施設やサポートする人材の不足が課題となっています。

今後も人材の確保や施設の充実を図り、家庭や地域と連携した教育を推進するための取り組みを充実していく必要があります。

関連データ

不登校の発生率



出典：「平成 21 ～ 27 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」（福島県統計課編）、平成 28 年以降「学校教育課資料」（二本松市）／各年 5 月 1 日現在

基本方針

地域性や独自性を生かした特色ある教育を通じて、個性・創造性を育むとともに、学校や家庭、地域がそれぞれの役割の中で、食育や郷土教育、道徳教育の機会をつくり、子どもの社会性や思いやりの心を育む教育を推進します。

また、地域の教育活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

不登校など特別な支援を要する子どもたちについては、保育所、幼稚園、小中学校や関係機関との連携を強化するとともに、広域連携による支援や支援施設の拡充など、教育相談活動のさらなる充実を図ります。

さらに、放課後や休日に子どもが安全な環境の中で、学びや遊びを体験できる場の充実に努めるとともに、学童保育所との連携に取り組みます。

主な取組事項

事業名	事業内容
学校給食と食育の推進	子どもたちが生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、学校給食と食育活動を通して望ましい食習慣の形成を図る。
総合的な学習の時間充実対策事業	総合的な学習の時間等における活動を充実し、特色ある学校づくりを推進する。また、副読本を活用して二本松の産業や歴史・人物について理解を深め、郷土愛を育む。
教育相談推進、生活相談員活用、教育支援センター管理運営	学校生活の意欲や満足度を測る検査や教育相談員等の研修を行う。また、児童・生徒の心身の安定と不登校の解消等に向けて、小学校および中学校に生活相談員を配置する。あわせて、教育支援センターにおいて、学校・家庭や関係機関と緊密に連携しながら、不登校生徒の通所支援や特別に支援を要する児童・生徒の保護者との教育相談を実施する。
社会教育推進事業 (公德心高揚運動推進)	公德心高揚運動の推進を図る。
放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちが地域住民やボランティアと交流(地域連携)し、スポーツおよび文化活動を実施する。
幼保・小連携教育の推進	幼児教育・小学校教育双方の教育や子どもの育ちや学びについて理解を深め、円滑な接続の推進に努め、教育・保育の充実を図る。
少年センター運営事業	補導委員による街頭補導、各種相談活動および有害環境浄化活動を行う。
青少年育成事業	青少年育成市民会議、ボーイスカウトおよびガールスカウトへ補助金を交付し、青少年育成団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進する。
青少年体験事業	小学生にさまざまな体験活動プログラムを提供し、子どもたちの特技や特性を見出し、伸びやかな心をもった青少年の育成を図る。
成人式の開催	新成人の門出を祝うため成人式を開催する。
読書振興事業 (子ども読書活動、ブックステップ事業)	未就学児に、本に触れる機会を提供することで、就学時からの読解力向上につなげる。また、ボランティアによる読み聞かせを行うことで本に親しむ機会を提供する。
屋内遊び場運営事業	遊具等を活用した体力向上を目指し、子どもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場(げんきキッズパーク)を運営する。

施策
2-3

学校教育環境の整備充実



現状と課題

学校施設・設備については、小規模小学校の統合整備をはじめ、老朽学校施設の改築・耐震化、電子黒板やパソコンなどの情報機器の整備、空調設備の設置、給食センター整備など教育環境全般について取り組んできました。今後は、給食施設の改修と設備の修繕や、より高度化する情報化社会に対応すべく、タブレット端末の充実を図るなど ICT（情報通信技術）環境の整備が求められています。

また、配慮を要する子どもたちの支援体制としては、スクールソーシャルワーカーや介助員を配置していますが、各学校からの介助員ニーズが高まっていることから、更なる支援体制の強化が必要です。

基本方針

子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修を行うとともに、子どもたちの減少を踏まえた学校規模の適正化について検討を進めます。

また、子どもたちの情報活用能力を育成し、学校における ICT 環境整備のさらなる推進に努めるほか、特別支援教育の充実や各学校のニーズに応じた介助員の配置を行います。

教育環境のみならず、子どもたちの通学時の安全を確保するため、良好な通学環境を整備するとともに、スクールバス運行による通学支援を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
小・中学校改修整備	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、学校施設の構造体における老朽対策を行い長寿命化を図る。
小・中学校の耐震化	屋内運動場における特定（吊り）天井並びに非構造部材の落下防止対策を図る。
学校規模の適正化についての検討	少子化に伴う児童・生徒数の減少に対応するため、小中学校の適正規模および適正配置について検討する。
（福島県）特別支援学校整備事業	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、建設予定地における敷地造成等を行う。
学校給食センター施設、設備改修等事業	安定的な学校給食を提供するため、給食施設の改修、設備修繕等を行う。

事業名	事業内容
小・中学校 ICT 環境整備事業	小・中学校に、電子黒板の整備を行いデジタル教科書の活用促進を図る。
GIGA スクール整備事業	「児童生徒 1 人 1 台端末整備を前提とした高速大容量の通信ネットワーク」を整備することで、小中学校児童・生徒に個別最適化された学びを持続的に提供する。
介助員配置事業	障がいのある児童を支援するため、介助員を配置する。
スクールバス運行事業	公共交通を利用できない遠距離通学の児童・生徒を支援するため、スクールバス等を運行し、通学時の安全および教育の機会均等を確保する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

政策 3 若者の定住促進

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
三世帯同居世帯の住宅改修助成件数	年 12 件	年 20 件	年 20 件
来てにほんまつ住宅取得促進事業補助件数	年 1 件	年 4 件	年 4 件
新規創業者数（再掲）	年 5 件	年 15 件 (累計 75 件)	年 15 件 (累計 150 件)
市内高校の市内就職率	35%	50%	60%
出会いの場の提供	年 6 回	年 6 回 (累計 30 回)	年 6 回 (累計 60 回)
お世話役による成婚	年 0 件	年 3 件 (累計 15 件)	年 3 件 (累計 30 件)

施 策

3-1

若者の生活基盤の確保



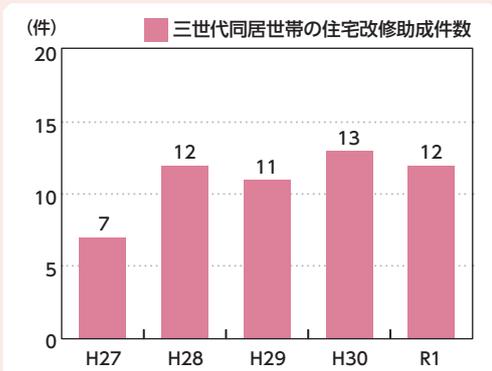
現状と課題

本市では若者の定住を推進するため、三世帯同居世帯の住宅改修助成、新築住宅の補助を行っています。

国では、少子高齢化、人口減少という大きな課題に対し、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」を、令和元年 12 月に「第 2 期総合戦略」を策定し、地方創生を推進しています。本市においても、人口減少と若年労働者の市外流出が課題となっていることから、結婚から妊娠、出産、子育てを社会全体で支援し、若者の定住に向けた取り組みを推進するとともに、UターンやI・Jターン希望者に対する支援体制を整備するなど、都市部からの移住促進に努める必要があります。

関連データ

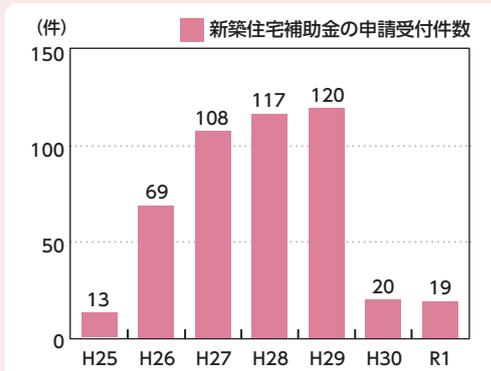
三世代同居世帯の住宅改修助成件数



※制度は平成 27 年度から施行

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

若年者の新築住宅助成件数



※平成 30 年度から事業内容を見直し、市内業者だけを対象とした

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

若者や定住希望者が安心して暮らせる住居・生活の支援を充実するなど生活基盤の確保に努め、市外への転出抑制と市外からの転入促進を図ります。

また、住まい、仕事、子育て、教育など若者の定住につながる積極的な施策を展開するとともに、市内外の若者に対し、定住関連情報ははじめとした地域情報を積極的に発信します。

主な取組事項

事業名	事業内容
三世代同居住宅改修助成金事業	三世代で同居する方が住宅をリフォームする際に助成を行う。
移住促進奨励金事業	若者の移住を促進するため、市内事業者を活用して住宅を取得するものに助成金を支給する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

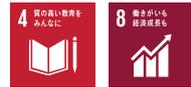
基本目標4

方策の柱

資料編

施策
3-2

多様な就業の場の確保と若者のチャレンジ支援



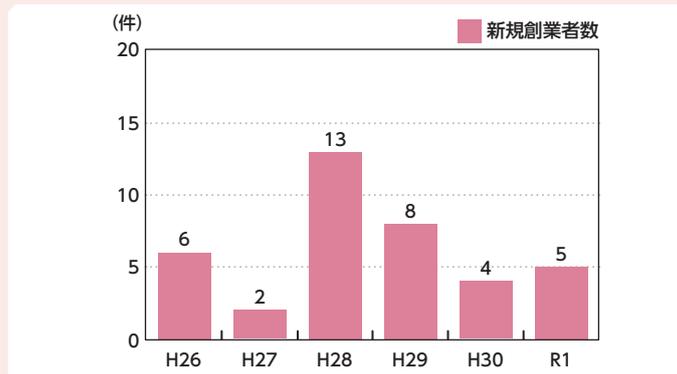
現状と課題

若者の就労の場を確保するため、産業団地の整備や企業誘致の推進、市内事業所の基盤強化支援などを行うとともに、市内に定着する若者を増やすため、大卒者等への定住奨励金の交付、市内高校の生徒を対象とした企業ガイダンスや地元企業のバスツアーなどの取り組みを行っています。

その一方で、人口減少とそれに伴う就労人口の減少により企業の採用難が深刻化しており、若年労働者の市外流出を抑制し、若者の市内就労・定着に向けた支援策のさらなる充実が求められています。

関連データ

新規創業者数



出典：「商工課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

市内に多様な就業の場を確保し、若者の就職を支援するため、社会経済の変化に対応した優遇措置のほか、多様な手法によって企業誘致を推進するとともに、新技術・新製品の開発やブランド力向上に向けた支援により、市内の既存事業所の振興を図り、雇用の創出につなげます。

また、若者の市外への流出抑制と企業の人手不足・採用難への対策として、市内高校の生徒を対象とした企業見学や就職ガイダンスを実施し、地元企業への就業促進と地域雇用の安定化を図ります。

さらに、若者の新しい可能性への挑戦を支援するため、商工団体と連携しながら、新たに事業を起こそうとする若者に対する切れ目ない支援の充実にも努めるとともに、海外に留学する若者に奨励金を支給し、将来、国際的な視野に立ち活躍する人材の育成を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
企業誘致推進事業 (再掲：2-2-3 掲載)	長命工業団地および空き工場用地への企業誘致を積極的に推進し、産業の振興および雇用の創出を図る。
工場等立地促進事業 (再掲：2-2-3 掲載)	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、奨励金を交付する。
企業立地資金融資事業（市）	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、資金を融資する。
産業団地整備事業 (再掲：2-2-3 掲載)	企業立地の促進を図るため、新たな産業団地の整備を進める。
雇用の確保・安定対策 (ハローワークとの連携) (再掲：2-2-3 掲載)	ハローワーク二本松と連携し、地域雇用の確保・安定を図る。
企業・事業所の魅力再発見バスツアーの開催 (再掲：2-2-3 掲載)	地域雇用を確保するため、市内高校の1年生を対象に市内企業・事業所を訪問するバスツアーを実施する。
にほんまつ企業就職ガイダンス等の開催 (再掲：2-2-3 掲載)	地域雇用を確保するため、市内高校の2年生を対象に企業就職ガイダンスを開催する。
勤労者互助会支援・勤労者融資 資金融資	二本松市勤労者互助会に対し助成し、組織の強化を図るとともに、各種事業を推進する。また、会員の生活安定を図るための融資事業を実施する。
展示会等出展支援事業・事業所 等人材育成事業 (再掲：2-2-1 掲載)	市内事業者等の市場開拓や販路拡大を目的とした展示会等への出展に対し支援を行う。また、優秀な人材の育成・確保に対して支援し、企業への定職と市内への定住を図る。
創業支援事業 (再掲：2-2-1 掲載)	新たに市内で創業しようとする者を支援する。
国際留学助成事業	ダートマス大学、イエール大学へ留学する学生等に対し、奨学金を支給する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
3-3

出会いと交流の促進



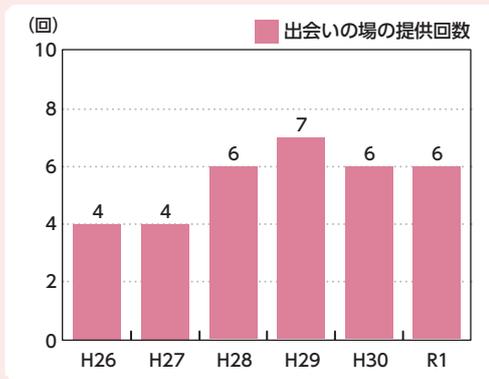
現状と課題

若者の出会いと交流の促進策として、婚活イベントの実施や結婚希望者同士を引き合わせる仲人型の事業など出会いの機会づくりに努めています。

今後は、婚活イベントでのカップル成立後のフォローや仲人型事業のお世話役の増員など、若い世代の結婚の推進に向けた事業の充実が必要です。

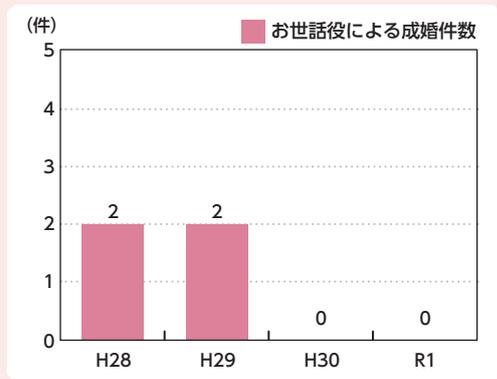
関連データ

出会いの場の提供



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年度

お世話役による成婚



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

若者の交流機会を充実させ、活気のあるまちづくりを目指すとともに、出会いの機会を増やし結婚の推進を図ります。

また、若者が地域とのつながりを深め、持てる力を存分に発揮することができるよう、イベントをはじめ、さまざまな活動を支援するとともに、結婚を望む男女の出会いの場の創出や結婚をサポートする人材の確保など結婚に向けた支援を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
結婚推進の充実	少子化対策の一環として、希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の提供等、晩婚化・未婚化に対する支援を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

政策 4 多様性と包摂性

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市民の翼団員数（アメリカ合衆国）	10人	10人	10人
ホームステイ受け入れ数	9人	9人	9人
審議会等における女性の登用状況	23.9% (5月1日時点)	25.0%	30.0%

施策 4-1

SDGs の推進

現状と課題

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みとして、平成27年9月に国連サミットにおいて「SDGs」が採択されたことを受け、我が国でも平成28年に「SDGs実施指針」が決定し、令和元年には具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方創生の一層の推進のためには、SDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとされていることから、本市においてもSDGs推進の視点を踏まえた計画の推進が求められています。

基本方針

SDGsの理念や目標に沿って多様性と包摂性のあるまちづくりを進めていくため、基本目標や政策、各施策についてSDGsとの関連を示すとともに、多様な主体と連携しながら事業を推進します。また、SDGs推進の視点を踏まえた計画の推進を図ることで、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
SDGsの目標達成に向けた進行管理	持続可能で多様性と包摂性 <small>ほうせつせい</small> のある社会の実現を目指す。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
4-2

ジェンダー平等の実現



現状と課題

本市ではこれまで、男女共同参画基本計画に基づき、女性の就労や社会参加をはじめとした各施策に取り組んできましたが、社会慣行や意識の中には、いまだ性に基づく男女の役割を固定的に捉える考え方が根強く残っています。

国が推進する一億総活躍プランにより、女性も男性も、高齢者も若者も、誰もが活躍できる社会の実現に向けた取り組みが進められている中、女性の活躍はより一層期待されています。

男女が互いに尊重し協力し合い、それぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、仕事や家事・育児等に対する意識変革を進め、女性が活躍できる環境づくりを一層強力に推進していくことが重要となっています。

基本方針

男女共同参画社会の必要性を踏まえ、女性が積極的に社会に進出し、活躍しやすい環境を作るため、固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画基本計画の基本理念である「すべての市民が個人として尊重され、性別に関わりなく、自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にとともに参画し、責任を担う社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
男女共同参画基本計画の策定と進行管理	男女共同参画の普及推進等を図る。

施策 4-3

基本的人権に関わる事項



現状と課題

人権は、日常生活の最も基本的なルールで、万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。しかし、子ども・高齢者・障がい者などの社会的弱者への虐待やいじめ、配偶者や恋人からの暴力(DV)、ハラスメント^{※23}など、他者の人権を脅かすような問題が全国的に多発しており、近年では、インターネットを介した誹謗中傷やヘイトスピーチ^{※24}、LGBT^{※25}など新たな人権問題も生まれています。

これらの多岐にわたる人権問題の解消に向け、互いに尊重しあう意識の普及・啓発と人権意識の高揚に取り組み、誰もが平和で平等な生活を送ることのできる社会の実現が求められています。

基本方針

学校や地域、企業、関係機関と連携・協力しながら、市民一人ひとりの基本的人権が真に保障される地域社会を実現するため、各種研修会などの啓発活動を推進します。

また、身の回りで起こる人権問題等に対し的確に対応できるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
人権擁護事務(人権擁護委員)	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する委員を選任し議会の同意を得て推薦するとともに、相談活動や研修などの補佐を行う。
LGBTに関する理解の促進	LGBTの人権を尊重するため、正しい情報発信を行い、適切な理解を促すことで、LGBTについての差別を解消する。

- ※ 23 さまざまな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
- ※ 24 特定の人種や国籍、主義や思想、性的指向や身体的特徴、あるいは社会的地位などにより特徴づけられる人々に対する、主観的で一方的な憎悪や敵意に基づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動のこと。
- ※ 25 Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

施策
4-4

国際交流の推進



現状と課題

本市では、市民目線での国際交流を目指し、市民団体の活動を支援するとともに、独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所（JICA 二本松）との連携による事業を進めてきました。

目まぐるしく変化する社会情勢に対応するため、グローバルな視点を持った人材の育成は不可欠です。国際交流の推進により、国際化する社会に対応することのできる人材の育成を図り、多文化に対する理解を深めることで多文化共生の地域づくりを推進していくことが重要となっています。

基本方針

交流イベントや友好都市等への海外派遣、PR の連携など国際交流を推進することにより、国際的感覚の醸成を図り、グローバルな視点を持つ人材の育成と多文化が共生する世界に開かれた二本松づくりを進めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
市民の翼海外派遣事業（中学生） （再掲：3-2-1 掲載）	中学 2 年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。
国際友好都市交流事業	朝河貫一博士を縁にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町と友好都市を締結。相互に学生の派遣・受け入れを行う。
国際理解の推進 （JICA・にほんまつ地球市民の会）	訓練所のあるまちとして、駅でのお出迎え、交流イベント等青年海外協力隊訓練所の訓練生の支援を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

基本目標 4

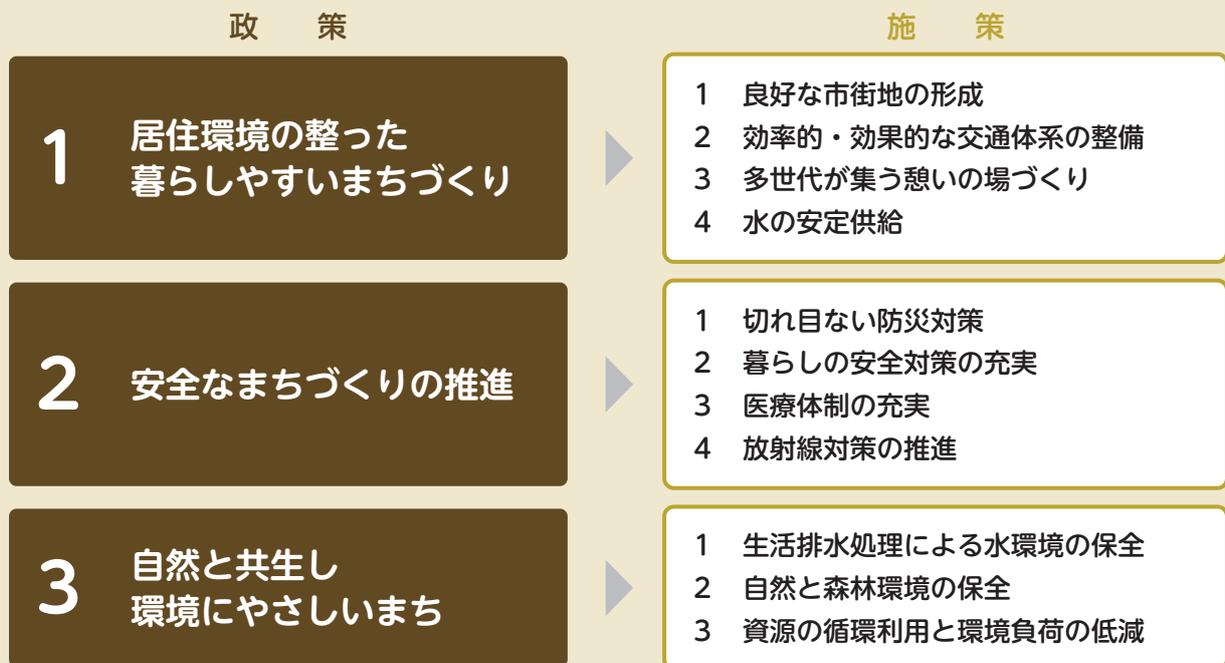
安全で快適な暮らしのあるまち

政策の展開

- 1 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり
- 2 安全なまちづくりの推進
- 3 自然と共生し環境にやさしいまち

安全で快適な暮らしのあるまち

施策体系



重点プロジェクト

二本松駅南地区整備事業・二本松駅南住宅団地造成事業

二本松駅南地区は、狭^{きょう}あいな道路に挟まれた住宅密集地のため建築確認要件の接道義務を満たしていない敷地が多く、さらには消防・救急活動もままならない状況にあります。

また、駅南側からの駅利用者も相当数見受けられる一方で現在の南北に通じる跨線橋^{こせんきょう}の幅員も狭く、二本松駅周辺環境の改善が求められています。

良好な居住環境の整備と駅利用者の利便性の向上、更には歩行者の安全を確保しつつ人口減少時代に向けたコンパクトシティの形成を目指します。

二本松駅南整備事業にあわせ、旧市営住宅茶園団地敷地を有効活用し、優良宅地の供給を行うことにより、持ち家の促進を図り人口の定着化、中心市街地の人口増加、地域の活性化を図ります。

政策

1

居住環境の整った暮らしやすいまちづくり

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
中心機能拠点地区の人口増加数（率）	22,421 人	22,752 人 (+0.1%)	22,672 人 (+0.1%)
市道舗装率	60.7%	61.7%	62.7%
公共交通利用率	8.6 回 / 年・人	9.3 回 / 年・人	9.3 回 / 年・人
水道普及率	87.9%	91.2%	92.2%

施 策

1-1

良好な市街地の形成



現状と課題

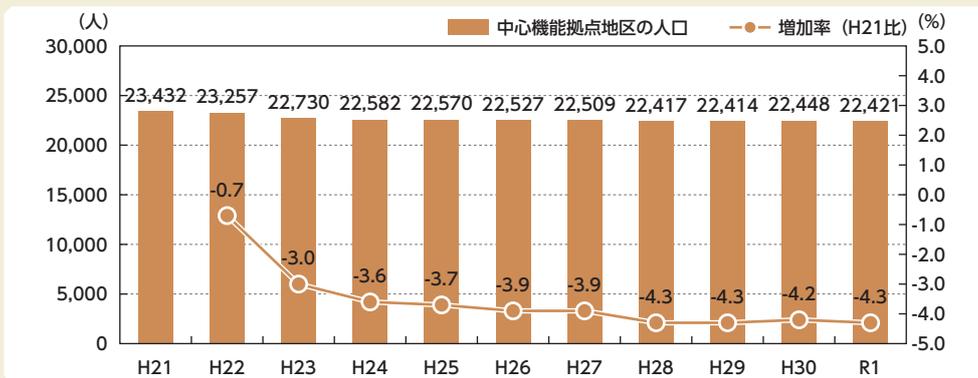
住宅地や交通網などの生活基盤となる居住環境は、暮らしの基本となるものであり、本市においても住環境の向上に向けた整備を進めています。

少子高齢化や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市機能を集約したコンパクトな市街地の形成が求められています。良質な住環境を提供するため、機能的な都市づくりを進めるとともに、周辺地域においては、生活を支える機能の整備と交流活動等により、地域の活性化につなげる必要があります。

公営住宅の整備については、一部の老朽化した市営住宅の修繕・維持管理が必要となっています。また、震災後に復興公営住宅が市内 4 箇所を整備されたことも踏まえつつ、ニーズ量に基づいた住宅開発等に努める必要があります。

関連データ

中心機能拠点地区の人口・増加率



出典：「都市計画課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

豊かさが実感できる個性あるまちづくりを進め、まちの魅力向上やにぎわい創出につながるよう、都市機能がコンパクトに集積し、歴史・文化を背景とした良好な景観形成に努めます。

二本松駅周辺については、にぎわいのある都市空間の創出と良好な居住環境の整備、駅利用者の利便性の向上、さらには歩行者の安全確保に努めるなど、計画的な整備を推進します。安達駅および杉田駅周辺は引き続き民間による開発事業の促進を図り、居住環境が整備された秩序あるまちを計画的に創出します。

市営住宅については、市内で復興公営住宅や雇用促進住宅の整備が完了したことを踏まえ、新たな整備は行わず、既存住宅の適正な維持管理により長寿命化を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
都市計画マスタープラン改定事業	都市計画法第18条の2に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が義務付けられている。概ね5年毎に計画の評価を実施し、必要に応じて改定する。
景観形成重点地区基本計画策定事業	景観法（平成17年施行）の枠組みを活用した景観行政を推進するため、景観行政団体になり、景観法委任条例に移行し景観計画を策定する。
都市計画の見直し事業	新たな都市計画政策全般の基本方針となる都市計画マスタープランの改定とあわせて都市計画規制の見直しにより無秩序な土地利用を防止するとともに、良好な住環境の整備を図る。
立地適正化計画改定事業	「集約・連携型都市構造」の実現につながるまちづくりと、地域交通との連携による「コンパクトシティ+ネットワーク」を進めるため、立地適正化計画を策定し、必要に応じて改定する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
屋外広告物規制指導、景観条例に基づく景観形成	屋外広告物条例および景観条例に基づき、指導・許可事務を行う。
二本松駅南地区整備事業	二本松駅南地区に広場および接続道路を整備することにより、良好な住環境整備および利便性の向上を図り、コンパクトシティの形成を目指す。
杉田駅周辺整備事業	杉田駅周辺の良好な道路ネットワークを整備することにより、住環境向上を図るとともに、民間開発の促進を図る。
安達駅西地区整備事業	開発が進む安達駅周辺において、整備が完了した東地区との均衡ある発展を図るため、また魅力ある街区形成を推進するため西地区を整備する。
安達支所東地区整備事業	安達支所東地区に公共的施設を計画的に誘導するとともに、公園を設けるよう努める。
二本松駅南住宅団地造成事業	二本松駅の南側の本市の中心市街地に位置しており利便性の高い本地区を、現在進められている二本松駅南地区整備事業とあわせて優良な住宅地として整備し、市営住宅移転跡地の有効活用を図り、中心市街地の人口増加と活性化を図る。
空家除却費補助事業	不良度の高い空家の除却を行う者に対し、除却にかかる費用の一部を補助し、空家等の除却を促進し、居住環境の整備改善を図る。

施策
1-2

効率的・効果的な交通体系の整備



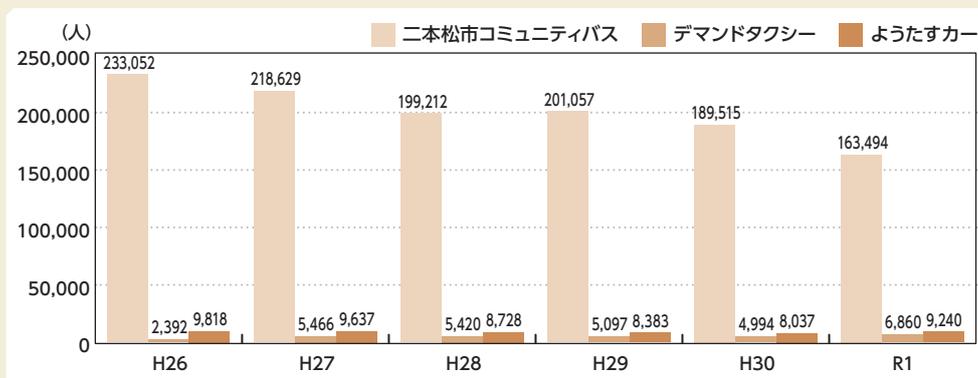
現状と課題

市内の道路網は、東北自動車道や国道のほか主要地方道、一般県道を基幹道路として、地域間を結ぶ幹線市道や集落間を結ぶ生活道路があります。幹線市道や生活道路においては、改良工事や拡幅工事により快適な交通網の整備を進めるとともに、公共交通を確保し、道路のネットワーク化を推進してきましたが、居住環境や社会情勢の変化、観光交流による交通量増加、通学路等における安全対策など、新たな課題に対応する整備が求められています。また、これまでに整備した道路網を維持するために、路面・側溝や橋りょう、安全施設等の修繕・長寿命化もあわせて行っていく必要があります。

公共交通については、地域間を鉄道と路線バスで、地域内をコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどで結び、市民が利用しやすく持続可能な公共交通サービスを継続して提供していく必要があります。

関連データ

地域公共交通の輸送人数（交通機関別）



※コミュニティバスは小中学校通学利用も含む
 ※デマンドタクシーは平成26年10月から運行開始

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

国道および主要地方道・^{きょう}県道の狭あい区間と交通渋滞の早期解消、交通安全施設の整備などを関係機関に働きかけ整備を促進します。

都市計画道路については、都市計画の見直しにあわせ、周辺の土地利用も考慮した整備を進めます。幹線道路については、優先順位に基づき計画的な整備とあわせて一体的な沿道市街地づくりを進めるとともに、生活道路については、幹線道路と有機的に連携し、安全・安心な整備を進めます。加えて、道路や橋りょうなどを点検し、老朽化した舗装路面の補修、質的改良・補修などを実施し、安全性の向上や長寿命化を図ります。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

また、通学路や交通量の多い道路については、交通安全施設の整備を行うとともに、歩行者の夜間の防犯および交通の安全を確保するため道路照明の設置を進めます。

公共交通については、利便性の強化のほか、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー（福祉タクシーを含む）の利用者の意向を踏まえた料金の助成事業の充実や運行の在り方を見直し生活交通の確保に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
公共交通の充実 (生活バス路線維持対策事業)	住民の交通の利便性を維持することを目的として、生活バス路線の運行に要する経費について補助金を交付する。
公共交通の充実 (コミュニティバス運行)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてコミュニティバスを運行する。
公共交通の充実 (デマンド型乗合タクシー運行) (再掲：1-2-1 掲載)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。
公共交通の充実 (タクシー料金助成事業)	高齢者等の移動支援を目的として、タクシー料金の一部を助成する。
地域公共交通活性化協議会運営	地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議する地域公共交通活性化協議会を運営する。
駐輪場の維持管理	二本松・杉田・安達駅周辺駐輪場の適切な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携して放置自転車の調査・整理等を行う。
主要幹線道路整備事業	地域間を結ぶ幹線道路である1級市道および2級市道について、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
幹線道路整備事業	幹線道路のうち歩道のない区間や屈曲 <small>ききょう</small> で狭い箇所を解消し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
生活幹線道路整備事業	地域間を結ぶ連絡道路であるとともに、観光道路や農産物の輸送路として利用されている路線の屈曲 <small>ききょう</small> で狭い箇所を解消し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
一般市道整備事業	道路整備計画を基本に、地域要望等も勘案し、交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
生活道路整備費補助事業	生活道路整備に係る費用の一部を補助することにより、生活環境の向上を図る。
都市計画道路整備	市街地の道路条件の改善や、計画的な都市づくりのため、都市計画の一環として道路整備を進め、土地利用の高度化と良好な住環境整備を推進する。

事業名	事業内容
道路環境整備事業	雨水排水路・側溝の整備および舗装路面の補修を行い、安全かつ円滑な道路環境の整備を図る。
道路照明新設事業	夜間の防犯および交通の安全を確保するため、道路照明（LED灯）の整備を図る。
道路照明LED更新事業	CO ₂ 排出抑制および電気量削減のために、既存道路照明をLED灯に交換する。
交通安全施設整備事業	交差点等のカラー舗装、グリーンベルト、歩道整備、ガードレール等の交通安全施設の整備を行い交通安全確保を図る。
除雪対策事業	冬期の道路交通を確保するため、道路除雪を行う。
歩道整備事業	計画的な歩道整備を行い歩行者の安全を確保する。
道路ストック総点検事業	路面性状調査（ひび割れ率、わだち掘れ深さ、平坦性等の調査）、道路附属物点検調査（大型標識、道路照明の点検調査）を行い、道路の安全確保を図る。
道路補修事業	道路の老朽化が進んできた舗装路面の補修を行うとともに、路上再生路盤工により質的改良を行い、安定した道路を構築し、道路を走行する車両の安全かつ円滑な交通を確保する。
道路橋長寿命化修繕事業	老朽化した道路橋を点検、修繕して、道路橋の安全性の向上や長寿命化を図る。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編



現状と課題

美しいまちなみや歴史・文化の薫り高い景観は、市民の生活にうるおいを与えるとともに、市外からの観光客にとって二本松らしさを実感できる空間となります。引き続き公園や緑地確保に努めるとともに、鏡ヶ池公園や智恵子の杜公園、安達ヶ原ふるさと村など既存公園の機能強化や老朽化対策など、公園整備を計画的に推進していく必要があります。

基本方針

地域コミュニティの交流の場として身近な公園を整備し、市民との協働による維持管理に努めます。

また、観光・交流の拠点となる公園については、既存施設の機能強化や老朽化施設の再編などを行っていくほか、集客や滞在時間の延長による消費拡大も考慮した整備に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
霞ヶ城公園整備事業 (再掲：2-1-2 掲載)	公園の日常管理のほか、公園を利用する市民や観光客等の満足度向上を目的に施設整備を行う。
安達ヶ原公園・安達ヶ原ふるさと村整備事業	四季折々の楽しみ方を持つ両公園の整備を推進することによりその相互利用を図り、公園利用者の満足度向上を図る。
観音丘陵遊歩道整備事業	本市の中心部に位置する本遊歩道について、利用者が安全かつ快適に通行できるよう整備を行う。
地域公園利活用促進事業	地域住民の憩いの場所として点在する公園の利活用を促進するため、日常管理とあわせ施設整備を行う。
公園ボランティア	地域に根ざした公園づくりを目的に、市民等に清掃ボランティアを募り、公園美化活動への積極的な参加を促す。

施策
1-4

水の安定供給



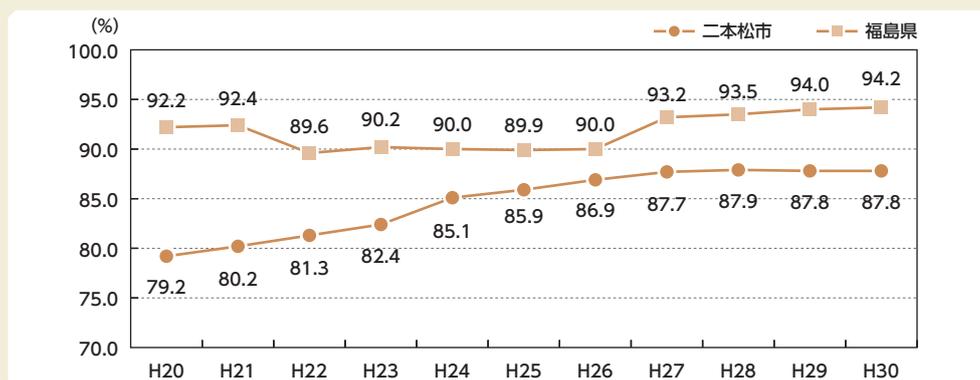
現状と課題

水の安定供給については、上水道および簡易水道において給水区域の拡張、老朽化した配水管の布設替えや施設の耐震化などを推進するとともに、上水道事業と安達簡易水道事業との統合を進めてきました。

今後も、老朽施設の改修など施設管理の徹底により、水の安定した供給を推進していく必要があります。また、地域により差異のある水道料金体系等の課題があり、合併前の旧4市町の水道事業の変遷等を勘案しながら、総合的な検討が必要です。

関連データ

水道普及率



出典：二本松市「上下水道課資料」（二本松市） 福島県「福島県食品生活衛生課業務資料」（福島県）／各年度

基本方針

安全でおいしい水の提供は、住民生活と福祉の向上、地域の発展等に不可欠なものであることから、経営基盤の安定と強化を図りながら、上水道未普及地域の解消を進めるとともに、老朽化した配水管の布設替えや施設の耐震化、水源バックアップ体制の確保など、災害時にも安定供給可能で上質な水の提供に努めます。

また、水道事業の安定化を目指し、効率的、効果的に事業を推進するとともに、さらなる経営の効率化や水道料金の見直しなどについて検討し、持続可能な水道事業経営を図ります。

上水道および簡易水道の計画区域以外の地域においても、生活用水の確保等に対し助成を行い、衛生的で質・量ともに安心できる水源の確保を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
上水道第七次拡張（未普及地域解消）事業	第七次拡張事業を推進するとともに、上水道未普及地域解消を進める。
東和簡易水道未普及地域解消事業	東和地域の水道未普及地域を解消するため、水道施設を整備する。
二本松地域施設改良事業	二本松地域上水道の水道施設の耐震化や、老朽化に伴う施設等を整備する。
安達地域施設改良事業	安達地域上水道の塩化ビニル管等、耐震管へ布設替える。
生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事費助成)	水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。

政策 2 安全なまちづくりの推進

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
移動系防災行政無線のデジタル化の進捗率	30%	100%	100%
年間犯罪発生件数	152件	144件	136件
交通事故発生件数	84件 (平成31年1月～ 令和元年12月)	79件	75件
夜間休日医療の実施率	100%	100%	100%

施策

2-1

切れ目ない防災対策



現状と課題

東日本大震災は、大規模な自然災害の恐ろしさを改めて認識させるものとなり、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射性物質が放出されたことにより、市民の生活、産業活動などに今なお甚大な影響を及ぼしています。行政だけによる大規模災害への対応には限界があることから、市民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組む必要があるほか、人口減少や少子高齢化の進展により減少している消防団員の確保や消防設備等の充実による消防力向上に向けた取り組みが求められます。

また、本市の地勢的特性は、近年の気候変動による台風や局地的豪雨などにより河川の氾濫やがけ崩れなどを招いており、特に令和元年10月に発生した台風第19号では甚大な被害が生じました。引き続き、浸水被害や土砂災害の防止対策を推進していく必要があります。

基本方針

集中豪雨や大雪、安達太良山火山活動情報などの緊急情報を迅速かつ確実に伝えるため、防災行政無線やIP無線機などの整備による情報伝達体制の強化充実を図るほか、排水ポンプ等の整備による浸水対策をはじめ、気候変動の影響で起こり得る災害等への対策を進めます。加えて、避難所においてさまざまな避難者に対応するための備蓄やポータブル発電機、感染症対策用品などの計画的な整備に努めます。

また、自主防災組織の立ち上げについて支援するとともに、消防団の組織強化と団員の確保および士気高揚を図るため、活動しやすい環境整備や災害等の緊急時に対応可能な消防設備、消防機器および消防水利の計画的な整備を図ります。

さらに、森林の有する土砂災害防止、水源保持などの機能が十分に発揮できるよう、森林整備や治山対策を進めるとともに、治水対策の推進やハザードマップの検討を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
地域防災計画の総合管理 (適時見直し等)	防災関係機関の処理すべき事務または業務を管理し、必要に応じて適宜見直しを行う。
ハザードマップの総合管理 (適時見直し等)	災害危険区域等の見直しにあわせて修正を行い、全戸への配付、説明会を行い周知を図る。
国民保護措置の推進	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、計画等に基づき、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
自主防災組織育成事業	地域住民が協力し、平常時には災害に備えた取り組みを行い、災害時には被害を最小限に食い止める自主防災組織の立ち上げについて、出前講座や組織作りのための支援を行う。
防災備蓄品整備事業	指定避難所等で使用する食料、保存水を定期的に購入・管理するとともに、簡易間仕切りや段ボールベッドなど避難所で必要となる備蓄品を随時購入する。また、感染症対策として備えるべき備蓄品を管理し、必要数量の更新を行う。
防災設備整備事業 (防災ラジオ・防災行政情報配信システム)	防災行政情報配信システムの適正な維持管理と、防災ラジオの更なる普及に努める。
防災設備整備事業 (防災行政無線(移動系))	デジタル式移動系防災行政無線(IP無線、簡易無線機等)の適正な維持管理および運用に努める。
水防対策の充実 (内水処理対策含む)	安達ヶ原に設置する可搬型排水ポンプの適正な維持管理に努め、更なる内水処理対策として小型排水ポンプ等の導入を図る。
火山防災対策	安達太良山噴火に備えたハザードマップと避難計画について必要に応じて適宜見直しを行う。
火災予防運動の推進	安達地方広域行政組合消防本部や消防団、女性防火クラブと協力し、火防広報等を実施する。
消防団の活性化 (消防団活動の充実)	消防団の組織の強化と、消防団員の活動環境の整備を図る。
団員の資質の向上と意識の高揚 (研修訓練等の実施)	安達地方広域行政組合消防本部の協力を得て初任団員教育訓練や幹部団員教育訓練を行うほか、消防学校への派遣、出初式や検閲の実施により団員の資質向上、意識高揚を図る。
女性防火クラブ運営助成等	一般家庭からの火災を防止する等の活動を支援するため、運営費の助成を行う。

事業名	事業内容
消防団協力事業所表示制度の普及	市の消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付する。
消防施設等整備事業(屯所)	防災活動の拠点となる消防屯所の計画的な整備を図る。
消防施設等整備事業(ポンプ車)	消防力の強化を図るため、ポンプ自動車、タンク車、積載車、小型動力ポンプの計画的な整備更新を行う。
消防施設等整備事業(消防水利施設)	市内全域のバランスを考慮しながら、消防水利の計画的な整備を図る。
山岳遭難対策	関係機関、団体との連携を図り、山岳遭難における捜索および救助、その他必要な山岳遭難防止対策を行う。
一級河川未改修区間の整備促進	国、県が管理している河川について、未改修区間の整備を働きかけ、治水対策を進める。
大規模盛土造成地の変動予測調査事業	大地震時等における宅地地盤の被害を防止するため、既存の造成宅地の大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認(変動予測調査)を実施する。
民間木造住宅の耐震化促進事業	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、希望する市民に耐震診断者を派遣する。また診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域として指定を受けた地域の危険な「がけ地」の崩壊を未然に防止する工事を行い、地域の住民が安心して暮らせる環境づくりを行う。
土砂災害警戒区域等指定	土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図る。

施策
2-2

暮らしの安全対策の充実



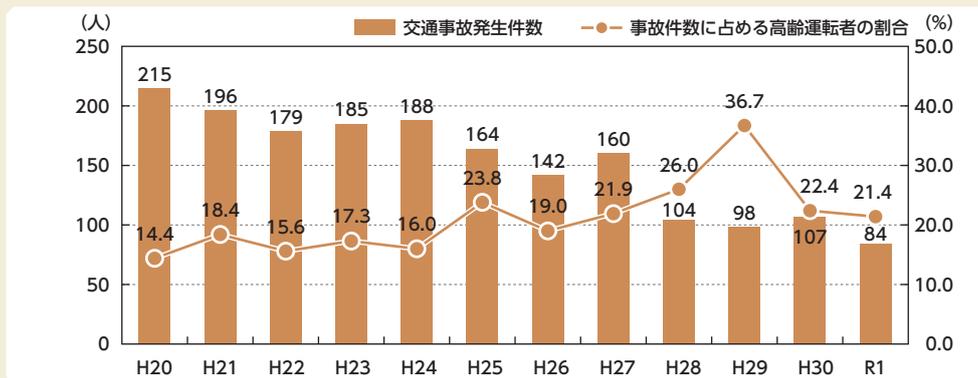
現状と課題

防犯や交通安全については、市民、警察、関係団体が連携のもと啓発活動や防止活動に取り組んでいます。特に、高齢者が関わる交通事故や「なりすまし詐欺」などの被害について、一層の対策が必要となっています。また、新法が施行された特定空家^{※26}対策については、引き続き所有者への周知や利活用の推進など対策を講じていく必要があります。

消費者を取り巻く環境は複雑・多様化しており、新たな商品取引や悪質商法などによる被害を未然に防ぐことができるよう、平成 29 年度から消費生活センターを設置し、消費生活全般に関する相談体制を整備しています。今後は令和 4 年の成人年齢引き下げなど新たな環境変化を踏まえ、必要な知識の普及や相談体制を強化していく必要があります。

関連データ

交通事故発生件数



出典：「交通白書」（福島県警察本部）／各年

基本方針

市民、警察、関係団体と連携した広報・啓発活動をはじめ、市民の防犯意識の高揚、地域での自主的なパトロール活動を支援するなど防犯体制の強化を図るとともに、街路灯や防犯カメラの効果的な設置を図ります。

また、警察、関係団体と連携して交通安全思想の一層の定着を推進し、交通安全意識の向上を図ります。さらに、インターネットを利用した悪質商法や、高齢者を狙ったなりすまし詐欺など、複雑化する手口に対し被害を未然に防ぐことができるよう、知識の普及や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

※ 26 そのまま放置すれば著しく保安上危険または衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家。

年々増加が懸念される管理不全の特定空家等については、所有者に対して適正な管理を促す一方、所有者の意向を踏まえつつ、専門家による建築物の危険度判定も考慮し、解体や空き家バンク等を活用した利活用を促します。

新型コロナウイルスの流行により国が推進する「新しい生活様式」は、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話対策で、ウイルスの特徴を踏まえ、正しく恐れながら、日常の生活を取り戻していく指針と位置付けて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとしており、日常生活の中で一人ひとりに望まれる行動のポイントが示されています。

本市においても、「新しい生活様式」の定着を推進し、市民の行動変容につながる取り組みを支援していきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
防犯運動の推進 (防犯協会活動助成等)	警察その他の関係機関との緊密な連携のもと、犯罪のない明るい地域社会をつくる活動を行う。また、その活動費について助成する。
地域安全パトロール隊設置事業	市民生活の安全確保と犯罪のない明るい地域づくりを推進するための活動を行うとともに、地域安全パトロール隊の拠点となる二本松奉行所の適正な維持管理に努める。
地域安全運動の推進 (防犯カメラ設置・設置補助)	安全・安心を実感できるまちづくりを実現するため、計画的に防犯カメラを設置する。また、防犯カメラを設置する地域団体に対して補助金を交付する。
交通安全推進対策事業	交通死亡事故多発警報・注意報発令への対応や通学路等危険箇所の調査・対策に取り組むほか、交通遺児の支援を行う。
交通安全運動等の推進	年4回程度実施される交通安全運動等に際して、関係機関との連携を図り、合同推進会議の開催や街頭啓発活動等を実施する。
交通安全教育専門員の設置	市民の交通安全に関する知識の普及および交通安全思想の高揚を図るため、交通安全教育専門員による交通安全教育活動等を行う。
交通安全推進団体への協力	各種交通安全推進団体への協力をを行い、市民、関係機関・団体等が一体となった交通安全運動の推進を図る。
市民交通災害共済加入促進	万一の交通事故に備えるため、市民交通災害共済への加入促進を図る。
消費者の保護 (消費生活モニター設置・消費生活相談、生活再建相談)	消費者の利益の擁護および増進を図り、市民の消費生活の安定および向上に資するため、消費生活相談等の事業を行う。
行政相談事業	行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱する委員を推薦するとともに、相談活動や研修などの補佐を行う。
家屋消毒事業	衛生的な環境を保持するため、家屋消毒事業の推進を行う。

事業名	事業内容
畜犬登録事業	畜犬登録および狂犬病予防注射を実施するとともに、飼養マナーの啓発および迷い犬等の保護を行う。
墓地の適正な管理指導	適正な墓地の維持管理ができるよう、管理者および所有者への指導を行う。
暴力団排除推進	市民や警察など関係機関と連携し、暴力団の排除のための活動を推進する。
空家等対策事業	空家の適正管理に関し、特定空家等の所有者等に対する助言や指導、勧告等を行い、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域の振興を図る。
空家除却費補助事業 (再掲：4-1-1 掲載)	不良度の高い空家の除却を行う者に対し、除却にかかる費用の一部を補助し、空家等の除却を促進し、居住環境の整備改善を図る。
民間木造住宅の耐震化促進事業 (再掲：4-2-1 掲載)	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、希望する市民に耐震診断者を派遣する。また診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
「新しい生活様式」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や飲食施設、医療機関、文化スポーツ施設等での 3 密対策支援 ・キャッシュレス決済の普及推進 ・地域の文化・スポーツ等の新たな発信の推進 ・オンライン教育や ICT 教育のための人材育成、学習支援、教育相談体制の充実 ・テレワーク用サテライトオフィス導入の推進 ・民間の ICT を用いた自動化等による効率化の推進 ・新しい旅行スタイルや新たな観光ビジネス展開の推進 ・行政手続きのオンライン化・電子処理化 ・避難所の感染症対策、新たな災害対応スタイルの構築等

施策 2-3

医療体制の充実



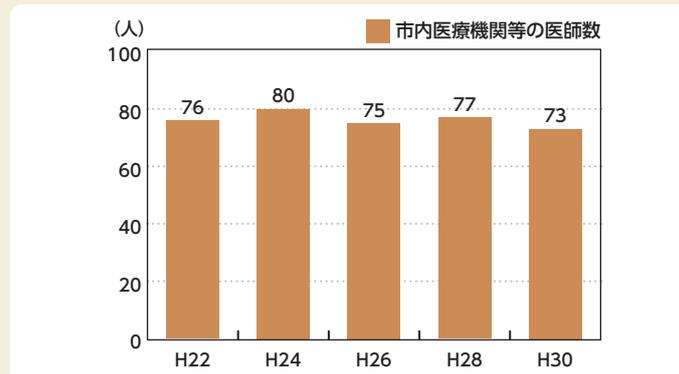
現状と課題

多様化する市民の医療ニーズに対応するため医師会、医療機関等との連携を進め、休日の当番医制度や夜間等の救急診療の推進に努めていますが、市内医師の高齢化が進んでいることから、休日当番医および診療所医師の確保や市民生活に直結する地域のかかりつけ医の減少が課題となっています。

また、令和元年に発生し世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、医療機関において人員・物資の大幅な不足が生じたことに伴い、感染症大流行時の対策が急務となっていることに加え、近年頻発している災害時等の医療体制の確保策も検討していく必要があります。

関連データ

市内医療機関等の医師数



出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）／各年 12 月 31 日現在
平成 30 年から「医師・歯科医師・薬剤師統計」に名称変更

基本方針

市民の多種多様な医療ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めるため、地域医療機関との情報交換を密にし、連携の強化を図りながら、医師等の確保に努めます。

引き続き医師会や近隣市村等との連携を強化し、休日・夜間の救急医療時の在宅当番医制を維持するとともに、受診者それぞれの症状に応じた適切な医療の提供に努めます。

また、救急医療の初期対応や感染症の大流行を見据えた対策、備品の常備を進めるとともに、自然災害時等の医療体制の確保策についても検討していきます。

主な取組事項

事業名	事業内容
地域医療機関との連携および医師確保対策	県外大学への寄付講座開設や市内公的医療機関勤務医師に対する研究費等助成、将来、市内公的医療機関の産科・小児科医師として勤務意思のある学生に対する奨学金貸与など、産科・小児科医師確保を目指す。
国保診療所診療設備整備事業	過疎地域自立促進計画に基づき、岩代国保診療所の診療設備について、老朽化した設備の更新または新たな設備の導入を行う。
救急医療対策事業 (在宅当番医制事業)	安達医師会に委託して、休日でも必要な医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (緊急歯科当番医制事業)	安達歯科医師会に委託して、休日でも必要な歯科医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (安達地方病院群輪番制事業)	4 病院（枅・枅記念・二本松・谷）の協力により夜間および休日の第二次救急医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業 (自動体外式除細動器 (AED))	市内小中学校を含む公共施設へ AED を設置する。
事業所および街頭献血の推進	企業および学校等での献血推進および青年会議所、日赤、婦人会等の協力による献血キャンペーンの実施。
救急医療対策事業 (救命講習会)	緊急時に救急車が到着するまで効果的な救命行動を行えるよう、AED の操作方法や心肺蘇生法等の応急手当の方法を学ぶ。
感染症予防事業 (保健衛生医薬品)	新型インフルエンザ等の感染症の流行時におけるまん延防止のための衛生用品（サージカルマスク、N95 マスク、手指消毒液、ペーパータオル、感染防護セット等）を購入し備蓄する。

施策
2-4

放射線対策の推進



現状と課題

放射線に対する市民の不安はいまだ大きく、不安解消のため市内全域において空間放射線量の測定を行い、市民への正確な情報提供に努めています。また、放射線の影響を最も受けやすい子どもや妊婦等に積算線量計の配布、ならびに全市民を対象にホールボディカウンターによる被ばく線量の推定などを行っています。

除染については、中間貯蔵施設への搬出や仮置場の返地について取り組んでいく必要があるほか、農地への施肥による吸収抑制対策や、自家消費農産物の放射性物質測定を行うなど、食の安全安心の確保も引き続き推進していくことが求められます。

基本方針

国・県等関係機関と連携して、可燃性除染廃棄物等の減容化と除去土壌の早期の中間貯蔵施設への搬出を推進し、仮置場の速やかな返地（原状回復）についても実施していきます。

空間放射線量率や自家消費農産物等の放射性物質の測定については、現状の安全性を認識してもらうために必要不可欠なものであることから、今後も継続的に行っていきます。測定結果は市のウェブサイトや広報紙を通じて市民に情報を提供し、健康管理の取り組みや食の安心安全確保につなげるとともに、放射線に対する不安の解消を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
放射能除染事業	仮置場等から積込場への移送を行う。また、仮置場および積込場の管理、仮置場の返地を行う。
自家消費農産物・井戸水簡易測定	放射性物質の簡易測定を行うことにより、自家消費農産物等の安全性を確保する。
空間放射線量率メッシュ調査	市内全域の空間放射線量率のメッシュ調査を行い、市民に公表する。
屋内遊び場運営事業（再掲：3-2-2 掲載）	遊具等を活用した体力向上を目指し、子どもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場（げんきキッズパーク）を運営する。
保育所給食食材放射能測定事業	公立・私立認可保育所等で給食食材放射線量測定を実施する。
放射線対策（健康管理）事業（内部被ばく量測定）	東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に係る放射線被ばくから、市民の安全と健康を守ることを目的として、市民の内部被ばく検査（ホールボディカウンター：WBC）を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
放射線対策（健康管理）事業 （外部積算線量測定）	東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に係る放射線被ばくから、市民の安全と健康を守ることを目的として、市民の外部被ばく調査を実施する。
放射線対策（健康管理）事業 （母乳の放射性物質測定）	原発事故後、不安な中で育児をしている母親らが、子どもへの放射線の影響を最小限にするための生活改善ができるよう、内部被ばく量測定、あわせて母乳育児をしている母親の母乳中の放射性物質濃度調査を実施する。
放射線対策（健康管理）事業 （放射線学習会の開催）	「低線量被ばくの影響」をテーマに現状把握、生活全般にかかる注意点等について健康学習会を行い、晩発性障がいの予防と早期発見に努める。地域において放射能に関する知識、情報等を伝えあうことができるよう支援方法を構築し、放射線への関心・意識の維持・向上を目指す。また、同じ境遇の方同士が不安や悩みを吐き出せる場とし、不安の軽減につなげる。
放射線対策（健康管理）事業 （19歳以上のがん検診実施）	19歳以上の方を対象に肺がん、胃がん、大腸がん集団検診および子宮がん、乳がん検診の集団・施設検診を実施する（子宮がん、乳がん検診は奇数年齢が対象）。
放射線対策（健康管理）事業 （健康手帳の活用）	測定結果を健康手帳に記入し、自身の健康管理に活用いただく。4カ月児健診では母子健康手帳に健康手帳の内容を追加し活用するよう勧奨する。
農業系汚染廃棄物対策事業	放射性物質に汚染された農業系廃棄物の一時保管所の管理等を行う。
風評被害対策の推進 （農産物PR支援事業） （再掲：2-3-2掲載）	農畜産物の風評被害を払拭するため、安全・安心な生産および流通を確保するための取り組みを広く消費者に理解してもらうためにPR活動・販売促進事業を実施する。
放射性物質吸収抑制対策 （営農再開支援事業）	必要に応じ農産物への放射性物質の吸収抑制対策を行うとともに、利用再開の目途が立たない牧草地の保全管理等を行う二本松市地域農業再生協議会に対して補助金を交付する。
米の放射性物質検査	本県産米の安全性を確保するため県で実施するモニタリング検査に基づき適正な出荷・販売に努める。
風評被害対策の推進 （再掲：2-2-2掲載）	東日本大震災による風評被害払拭、物産の振興を図るため、本市特産品のPRを行う。
給食食材安全性確保事業	安全・安心な給食を提供するため、給食食材および完成食の放射性物質測定を行う。

政策 3 自然と共生し環境にやさしいまち

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水洗化率	82%	87%	92%
太陽光発電システム導入補助件数	年31件	年50件	年50件
資源回収団体による資源回収量	年529 t	年603 t	年603 t

施策 3-1

生活排水処理による水環境の保全

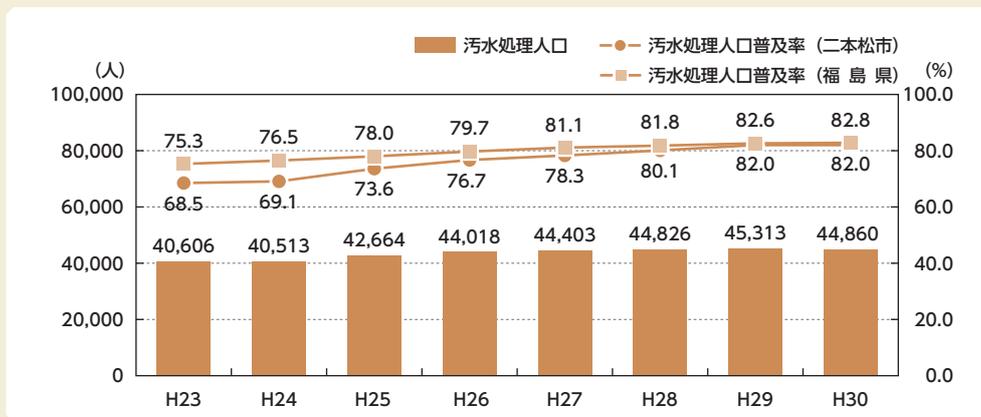


現状と課題

生活排水については、地域の実態にあわせ公共下水道および合併処理浄化槽で汚水を処理しています。引き続き公共下水道の接続率を高めるとともに、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、水環境の保全に取り組む必要があります。また、今後は下水道施設の計画的な補修による長寿命化や維持コストの効率化も求められます。

関連データ

汚水処理人口・汚水処理人口普及率



出典：二本松市「上下水道課資料」（二本松市） 福島県「福島県下水道課業務資料」（福島県）／各年度

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

基本方針

公共下水道を計画的に整備するとともに、処理区域内の世帯においては下水道への接続を促進し、水環境の保全と下水道の経営健全化を図ります。また、河川や水路の水質を向上させ、快適な居住環境を確保するため、公共下水道区域外において合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促し、生活排水処理の適正化を進めます。

側溝排水路については、適正な維持管理を推進し、歩行者の安全を確保するとともに、集中豪雨等による雨水の氾濫防止や水質保全に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
流域関連公共下水道事業 (二本松処理区)	流域関連公共下水道事業(二本松処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
流域関連公共下水道事業 (安達処理区)	流域関連公共下水道事業(安達処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
特定環境保全公共下水道事業 (岳処理区)	特定環境保全公共下水道事業(岳処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
特定環境保全公共下水道事業 (岩代処理区)	特定環境保全公共下水道事業(岩代処理区)の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
浄化槽設置事業	自らが居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助を行う。
排水設備融資利子補給事業	排水設備等を設置して公共下水道に接続するため融資を受けようとする者に対し、その工事資金の融資額に対する利子補給を行う。
公衆トイレの維持管理	公衆トイレを適切に管理し利用者の利便を図るとともに、施設を清潔に保ち衛生環境の確保を行う。
側溝改修事業	老朽化が進み安全に支障をきたしている道路側溝の改修・整備を行い、生活環境の向上を図る。

施策
3-2

自然と森林環境の保全



現状と課題

森林が、水源のかん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多様な機能を発揮することができるよう、「ふくしま森林再生事業」等を活用し、林業の再生に取り組んでいます。平成31年4月に森林経営管理制度がスタートしたことを踏まえ、今後は森林所有者に対する経営管理の意向調査等を実施していくことが求められます。

基本方針

森林の荒廃を防止し、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、森林の有する多面的機能を維持しながら、森林整備・再生を図るとともに、間伐材等の森林資源の新たな活用を推進します。また、森林を利用した体験学習、ボランティア活動を通じ、森を守り育てる意識の向上を図っていくほか、森林経営管理制度に基づき森林所有者への意向調査等の適切な実施を検討していきます。

市民の憩いの場である自然公園については、適切な保全を実施しながら、豊かな自然を利用した環境教育や自然体験学習など、心身の健康維持・増進への活用、自然循環機能の発揮に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
地球温暖化防止対策 (気候変動対策)	国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、広域的な対応の検討を行う。
公害防止対策の推進 (公害苦情処理、酸性雪の調査等)	国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、公害防止について対応を行う。
公害防止対策の推進 (河川水質検査事業)	水質汚濁等の実態調査を継続して進め、快適な生活環境の維持を行う。
公害防止対策の推進 (騒音調査)	騒音等の実態調査を継続して進め、改善策等について各関係機関に要請を行う。
市民の森整備事業	市民の森の機能維持のため、下草刈り、雑木伐採、遊歩道等の整備を行う。
有害鳥獣被害対策事業 (再掲：2-3-1 掲載)	有害鳥獣による農林水産業や生活環境への被害拡大防止のため、有害鳥獣の捕獲・被害防止対策を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
森林病虫害等（松くい虫）防除事業	森林資源の保全のため、松くい虫に係る防除事業を実施する。
森林環境交付金事業	森林環境の保全および森林を守り育てる意識の高揚を図るため、森林を活用した体験学習等を行う。
ふくしま森林再生事業	原発事故により森林の機能が低下しているため、森林の有する多面的機能を維持しながら、放射性物質の低減および拡散防止を図り森林を再生する。
森林経営管理事業	森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を推進する。
森林ボランティア関係	森林づくりへの市民参加を推進するため、情報の提供、森林づくりの参加の機会の確保および自主的な活動等を支援する。
磐梯朝日国立公園（安達太良休養林）の保全	安達太良休養林保護管理協議会を適切に運営し、磐梯朝日国立公園内の美化を促進する。
県立自然公園【霞ヶ城・阿武隈高原中部（日山）】の保全	県自然公園指導員に対し適切な助言等を行う。
自然公園整備事業	県自然整備事業補助金を活用した施設整備を行う。

施策
3-3

資源の循環利用と環境負荷の低減



現状と課題

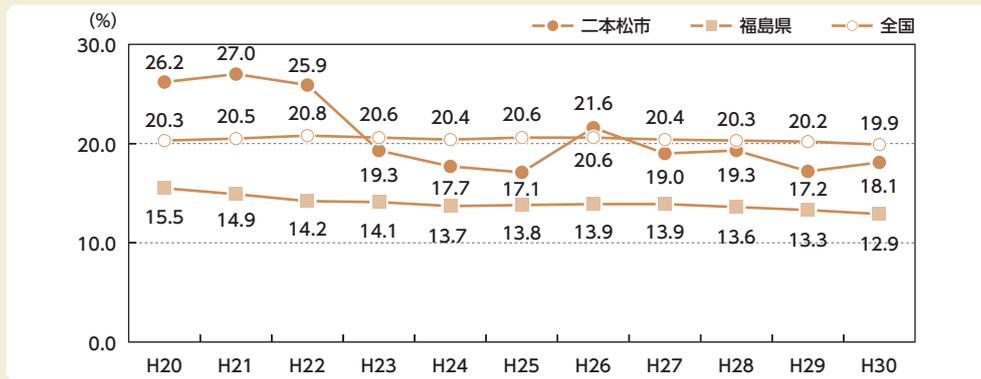
地球温暖化防止に向けては環境基本条例に基づき、環境の保全に努める必要があるほか、引き続き住宅や公共施設、事業所等への太陽光パネルの設置を推進するなど、持続可能な循環型社会の形成実現を図っていくことが求められます。

また、ごみの減量や再資源化については、改めて啓発と分別の徹底による資源化率の向上、資源回収団体の支援などに取り組んでいく必要があります。

不法投棄については、ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例を制定し、環境衛生監視員の巡回や看板設置等を行っていますが、引き続き関係機関と連携しながら指導、監督を強化していく必要があります。

関連データ

リサイクル率



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省) / 各年度

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

基本方針

地球温暖化防止と循環型社会の形成を進めるため、住宅への太陽光発電導入など再生可能エネルギーの推進を図るとともに、エネルギーの有効利用などについての情報発信や意識啓発に取り組みます。

ごみの減量化・再資源化については、3R運動^{※27}や分別収集の徹底を推進するとともに、資源回収団体への助成やリサイクル活動に対する啓発、資源の再利用を推進します。また、安達地方広域行政組合による広域処理体制により、ごみ・し尿の収集・運搬や適切な処理に努めます。

さらに、環境基本条例に基づき、水質汚濁や騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対しては適正な管理や改善の指導により公害の未然防止を図るとともに、警察や関係機関と連携し、市民の協力を得ながら不法投棄の防止を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
再生可能エネルギー導入促進事業 (太陽光発電設備設置補助) (再掲：2-2-4 掲載)	住宅用太陽光発電システム補助を行い、市民電力の推進を図る。
資源の再利用・再資源化の促進 (資源回収事業)	資源回収の推進により、ごみの分別意識を高めるとともに、ごみの減量を行う。
環境基本計画に基づく環境保全の推進	自然豊かな環境を維持するため、自然環境への負荷低減を図る事業を行う。
清潔な環境づくりの推進 (ごみの出し方、分別収集指導)	各行政区と協力し、適正なごみの分別ができるよう指導を行う。
清潔な環境づくりの推進 (不法投棄対策)	清潔で安全安心な生活環境づくりを推進するため、不法投棄防止策を講じるとともに、不法投棄物の回収や処理を行う。
清潔な環境づくりの推進 (河川等の清掃)	美しい環境を維持するため、各行政区と協力し河川等の草刈りやごみ回収を行う。
ごみの減量化の促進 (3R運動の推進)	限りある地球の資源を大切に使用し循環型社会の構築を進めるため、3R運動の推進を行う。
ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例に基づく環境美化の推進	美しい快適なまちを目指すため、市民や事業者と協力して美化活動を進め快適な生活環境の確保を行う。

※ 27 ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）を進め、循環型社会を形成し、環境負荷の少ない持続的発展を目指すための運動。

事業名	事業内容
<p>環境衛生事業 (安達地方広域行政組合による ごみ・し尿処理施設の運営)</p>	<p>ごみ・し尿処理施設・火葬場など安達地方広域行政組合で運営する施設に対し、負担金を支出し適正に管理運営ができるよう協力を行う。</p>
<p>公害防止対策の推進 (公害苦情処理、酸性雪の調査等) (再掲：4-3-2 掲載)</p>	<p>国や県、周辺市町村等と情報交換を進め、公害防止について対応を行う。</p>
<p>公害防止対策の推進 (河川水質検査事業) (再掲：4-3-2 掲載)</p>	<p>水質汚濁等の実態調査を継続して進め、快適な生活環境の維持を行う。</p>
<p>公害防止対策の推進(騒音調査) (再掲：4-3-2 掲載)</p>	<p>騒音等の実態調査を継続して進め、改善策等について各関係機関に要請を行う。</p>

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

方策の柱

みんなで創る持続可能なまち

方策の展開

- 1 市政改革
- 2 全ての市民に情報が行き届くまち
- 3 財政基盤の強化
- 4 広域連携推進

みんなで創る持続可能なまち

方 策

1 市政改革

- 手 法
- 1 市政改革の推進
 - 2 部課横断型組織体系での対応の強化
 - 3 民間との連携、民間への移行
 - 4 市民協働による市政運営

2 全ての市民に情報が
行き届くまち

- 1 広報・広聴の充実
- 2 シティプロモーションの推進

3 財政基盤の強化

- 1 効率的・効果的な行政運営
- 2 健全な財政運営の推進

4 広域連携推進

- 1 市域を超えた広域連携の推進

方策 1 市政改革

手法
1-1

市政改革の推進



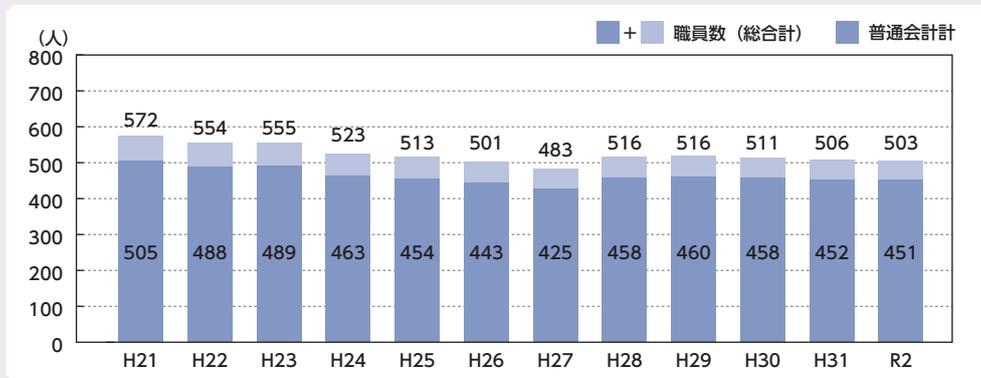
現状と課題

本市の行財政を取り巻く社会状況は、東日本大震災の発生や人口減少・少子高齢化の進行など社会潮流の急激な変化により、依然として厳しさを増しています。これを踏まえ市では、新二本松市市政改革推進行動計画に基づく行財政改革を推進してきたところです。

今後も引き続き、質の高い行政サービスを提供することができる成果重視の行政経営の仕組みづくりが求められます。

関連データ

職員数



出典：「人事行政課資料」（二本松市）／各年4月1日現在

基本方針

行政評価により事務事業の効果を明確化し整理・再編につなげるとともに、ICT（情報通信技術）の積極的な活用など質の高い行政サービスの提供に努めます。加えて、EBPM（Evidence-based Policy Making: 証拠に基づく政策立案）の考え方に則り、従来までの「慣行」ではなく、統計等の客観的なエビデンスを積極的に活用します。

また、職員が市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、研修の充実や継続的な意欲向上・能力開発を推進するとともに、業務量に応じた適正な職員数を常に把握し、施策の重点化に応じた柔軟な人員配置を図ります。

これらを踏まえ、本計画に示す目標のもと、選択と集中の考え方にに基づき、施策・事業の重点化を図り、PDCA マネジメントサイクル^{※28}の評価システムを活用した戦略的な行政運営を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
市政改革推進行動計画の総合管理	市政改革推進行動計画を策定し、改革項目の推進と進行管理を行う。
EBPMの推進	証拠に基づく政策立案を推進し、政策の有効性を高め、行政への信頼を確保する。
PDCA マネジメントサイクルの推進	PDCA マネジメントサイクルによる適切な進捗管理により、施策や事業の評価・検証を行い、市民サービスの向上を図る。
公共事業評価の実施	公共事業の効率的な執行と実施過程の透明性を図る。
行政評価の実施	政策や事業について、その効果や社会情勢の変化に基づく見直しを行うとともに、その結果の適切な反映と、結果の公表による市民への説明に資するよう行政評価を行う。
申請、届出オンライン化の推進	行政手続きの簡素化、オンライン化の推進により、電子申請等の活用について検討する。
適正な定員管理	行政需要に対応した適正な定員管理に努める。

※ 28 Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくこと。

手法
1-2

部課横断型組織体系での対応の強化



現状と課題

本市では、平成 30 年度に組織改編を行い、簡素化・効率化を図ってきたところです。一方、危機管理や情報政策の更なる強化の必要性に加え、組織が従来の「縦割り型」から脱却しきれていないことや、人口・職員の減少に伴う行政機能の見直しなど、検討すべき課題は依然として多くなっています。今後も引き続き、ニーズに合った効果的な組織改編を推進していくことが求められます。

基本方針

今後、特に行政需要が高まることが見込まれる危機管理や情報政策の更なる強化など、引き続きニーズに合った効果的な組織改編を維持していきます。また、従来までの「縦割り型」にとらわれず、部課横断型での柔軟な組織体系を目指した改編を行っていきます。

さらに、地域がそれぞれの個性を生かしながら振興と均衡ある発展をしていくには、支所も含めて組織全体の在り方を再検討する必要があることから、本庁・支所間の連携を図り、地域特有の課題に迅速に対応できる体制を構築します。

主な取組事項

事業名	事業内容
行政組織の見直し	効率的・効果的に市民サービスを提供するために必要な行政組織機構の見直しを行う。また、本庁・支所間の連携の充実を図る。

手法
1-3

民間との連携、民間への移行



現状と課題

複雑化・多様化する市民ニーズに対応し、質の高い市民サービスを実現していくためには、市民、NPO 法人、企業などと行政との協働による取り組みが必要となっています。これら取り組みをさらに広げる民間事業者の手法、サービス等の積極的な活用や市民サービスの提供主体の最適化に取り組み、市民満足度向上や経費削減を図っていく必要があります。

基本方針

効率的な行政の推進のために、NPO 法人との事業連携のほか、民間事業者の経営手法や知識・能力の積極的な活用に努めます。

公共施設の運営については、指定管理者制度などを効果的に活用し、質の高い市民サービスの提供を図ります。また、市民窓口業務の委託をはじめとして、民間に委ねた方がふさわしいと判断される事務事業については、積極的な外部委託を推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
指定管理者制度の活用・外部委託の推進	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図る。
窓口業務の民間委託 (郵便局への窓口業務委託)	郵便局へ市民窓口コーナーの業務委託を進める。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

手法
1-4

市民協働による市政運営



現状と課題

本市を取り巻く社会情勢は急激に変化しており、市民ニーズも多様化している中、地域において生じる問題も一層複雑化していくことが考えられます。このような諸問題に対し行政だけで対応していくのは困難であり、今後「持続可能な二本松市」を実現していくためには、行政だけでなく市民がそれぞれの役割を認識した上で、市民協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めるとともに、ボランティアをはじめとする市民の社会貢献活動を後押しするなど、市政への市民参加を推進していくことが求められます。

基本方針

市政情報の積極的な公開・共有を行うことで市民の興味・関心を高め、市政への市民参加を促進します。また、NPO 法人の設立やボランティア活動の活性化を図るなど社会貢献活動を後押しするとともに、各種計画の策定等において、計画段階から市民が政策形成に広く参加できるように、各種委員会等の委員の公募を推進するなど、市民との協働のまちづくりを進めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
NPO 法人設立支援事業	ボランティアをはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進する。
提案型業務委託制度を活用した協働型事業の推進	市が実施している事業を対象に、民間事業者や市民団体の自由な発想による提案を募り、業務の民営化、委託化を図る。
地域自治の推進 (行政連絡事務の委託)	市政の連絡等の事務を円滑に行うため、住民との連絡調整を行政連絡員に委託する。
市民とのパートナーシップによる施設等の管理 (除雪)	除雪ボランティアなど市民との協働による公共施設の管理を推進する。
公園ボランティア (市民とのパートナーシップによる施設等の管理) (再掲：4-1-3 掲載)	地域に根ざした公園づくりを目的に、市民等に清掃ボランティアを募り、公園美化活動への積極的な参加を促す。

事業名	事業内容
観光ボランティアガイド協会育成 (再掲：2-1-1 掲載)	歴史と文化が薫る二本松市を広くPRするために二本松観光ボランティアガイド協会に対して助成を行う。
市民道路パトロールの実施	郵便局、バス・タクシー会社の協力による民間道路パトロールを実施する。
道路・河川ボランティア活動支援	地域の生活環境の向上を目指して、道路・河川等の清掃ボランティアを行う市民・団体に対して、清掃資材を提供し、活動を支援する。
森林ボランティア関係 (再掲：4-3-2 掲載)	森林づくりへの市民参加を推進するため、情報の提供、森林づくりの参加の機会の確保および自主的な活動を支援する。
社会教育推進事業 (公德心高揚運動推進) (再掲：3-2-2 掲載)	公德心高揚運動の推進を図る。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

方策 2 全ての市民に情報が行き届くまち

手法
2-1

広報・広聴の充実



現状と課題

市民をはじめ多様な担い手と行政との情報共有を目指して、広報紙や市公式ウェブサイトなどにより市政情報の提供に努めています。また、平成 30 年度からは、市公式 SNS、素敵な情報（報道機関への市政情報の提供）を活用するなど、さまざまな手段を用いて市の情報を発信しています。

今後も見やすく親しみやすい広報紙の発行を目指すとともに、スマートフォンの急速な普及により重要性が増している市公式ウェブサイト、市公式 SNS などによる幅広い情報発信に努める必要があります。

基本方針

見やすく親しみやすい広報紙を目指すとともに、市公式ウェブサイトや市公式 SNS の充実などにより、まちづくりに関する情報が適切な時期に、適切な方法で届くよう広報活動を推進します。

まちづくりメール便や市民提案箱、各種行政計画の策定などを通して、幅広い年齢層や分野からの声が市政に反映できるよう、広聴活動の充実を図ります。

また、市政情報を積極的に市民に提供することにより、開かれた市政を一層推進するとともに、情報公開制度の適正な運営により積極的な情報公開に努め、市民と情報の共有化を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
分かりやすい広報紙発行	広報紙の内容充実と見やすい紙面づくりに努め、市政に関する正確な情報を発信する。
多様なウェブサイト運営等	市ウェブサイトを活用して、市政に関する正確かつ迅速な発信に努めるとともに、緊急情報メールおよび SNS との連動により、災害発生情報等はプッシュ式で迅速に発信する。

事業名	事業内容
ソーシャルメディアの積極的な活用による情報発信	SNSを新たな広報手段として活用し、市政情報をはじめ、二本松市の魅力、地域資源などを幅広く発信する。
報道機関を活用した市民レベルの情報発信事業（素敵な情報）	市が市民からの情報提供を受け、埋もれている市内の情報を報道機関に積極的に提供し、報道機関の情報発信力を最大限活用することで本市の魅力の再発見、市のイメージ向上と拡散を図る。
緊急情報メールなどによる災害情報の発信	緊急情報メールを活用して、災害発生時等においてウェブサイトおよびSNSと連動して、災害発生状況等をプッシュ式で迅速に発信する。
広聴活動の充実（まちづくりメール便・市民提案箱）	広く市民の声を市政に反映させるため、広報紙にはまちづくりメール便（市へのご意見、提案ができる郵送可能な様式）を、市役所、各支所、住民センター等には市民提案箱（市へのご意見、提案などを記載する用紙）を設置する。
広聴活動の充実（市政懇談会）	地域の意見や要望を市政に反映させ、住みよいまちづくりを目指すため、市民と市関係部局が懇談し、行政と市民の相互理解を図る。
市民との情報共有化の推進（行政資料等の積極的な公表）	行政資料やまちづくりに関する資料の公表など、積極的な情報公開に努め、市民と情報の共有化を図る。
市民との情報共有化の推進（オープンデータの公開）	公共データの利活用のため、二次利用可能な形式で、市ウェブサイトに掲載する。
情報公開制度の適切な運用（公文書公開条例）	市民への説明責任を果たし、市民の市政への参加の下、公正で透明な市政の推進に資するため、公文書の開示および情報提供の推進を図る。
広報紙等による税制度の周知徹底	広報紙および市ウェブサイトを活用して市税制度の周知に努め、市民の税に対する理解と納税意欲の向上を図る。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

手法
2-2

シティプロモーションの推進



現状と課題

加速度的に進行する人口減少に歯止めをかけるべく、全国の自治体において定住人口や交流人口を増やすための取り組みが進められています。このような中、本市における観光振興や定住促進を実効性のあるものにするためには、認知度の向上は避けては通れないものであり、さまざまなメディアを活用しながら本市独自の魅力を市内外に積極的に発信するシティプロモーション活動に戦略的に取り組んでいく必要があります。

さらに、本市に生活している市民がまちへの愛着や誇り（シビックプライド）を醸成し、引き続き「住み続けたい」と思われるための取り組みもあわせて行っていくことが重要です。

基本方針

さまざまなメディア、媒体、機会を活用し、本市の魅力を市内外にPRすることで、認知度やイメージアップを図り、本市に「行ってみたい」「住んでみたい」「誇りとしたい」とさまざまな人々から選ばれるような自治体を目指します。

また、本市の持つ魅力や強みを効果的に訴求することで、市民がまちへの愛着や誇り（シビックプライド）を醸成し、市民が自らまちづくりやまちの魅力発信に積極的に関わろうとする機運を高めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
長期総合計画策定事業 (中間見直し・次期計画策定)	市の政策、施策、事業の根拠となる最上位の行政計画であり、市政運営の根幹となるものであることから、定期的な見直しを行い、限られた財源で最大限の行政効果が得られるよう策定を行う。
二本松市出身者やゆかりの人物による「ふるさと会」への参加	二本松市との結びつきを深め、郷土の発展に協力することを目的とし、東京都内において年1回程度、二本松会、東京岩代会、東京東和会を開催する。
市民のシビックプライドの醸成・地域の宝発掘	二本松市の持つ「魅力」や「強み」を、創造性や優位性を示しながら、より効果的に訴求し、市民の誇りや愛着心を喚起する取り組みを進める。

方策 3 財政基盤の強化

手法
3-1

効率的・効果的な行政運営



現状と課題

財政の硬直化や税収の落ち込み等による財源不足が見込まれる中、本市では、限られた財源の中で最大の効果をあげられるよう、効率的・効果的な行政運営に努めてきたところです。

一方で、本庁舎の経年劣化による機能低下をはじめ、文書管理やシステム運用等においてはまだまだ改善の余地が見られることから、今後も更なる行政運営の効率化を図っていくことが求められます。

基本方針

事務効率化にあたりパッケージシステムを導入するなど、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、文書保存等の適正化や電子システムを用いた効率化、ペーパーレス化を推進するなど、より一層簡素で効率的な組織体制と事務事業の見直しを図ります。

また、窓口サービスの充実を図るとともに、証明等のコンビニ交付による市民の利便性向上に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
窓口サービスの充実 (市民の利便性の向上)	市民が利用しやすい行政サービスを目指し、オンライン申請などによる受付業種を充実させるなど、窓口サービスの向上を図る。
日曜日の窓口サービスの実施	毎週日曜日 8:30 ~ 12:00 に市民課窓口を開設し、諸証明の発行・交付を行う。毎月第2日曜日にはマイナンバーカードの交付もあわせて行う。
コンビニ交付サービスの実施	マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できるサービスを行う。
窓口業務の民間委託 (再掲：方策 1-1-3 掲載)	郵便局へ市民窓口コーナーの業務委託を進める。

序
論

基本
構想

基本
目標
1

基本
目標
2

基本
目標
3

基本
目標
4

方策
の柱

資料
編

事業名	事業内容
<p>社会保障・税番号制度導入</p>	<p>マイナンバーの情報連携機能等の活用により、住民サービスの利便性の向上、行政事務の効率化を図る。</p>
<p>電子自治体の推進 (基幹系ホストシステム更新)</p>	<p>システム運用費用の削減、事務効率化のためのパッケージシステムを導入し、計画的に5年で更新する。</p>
<p>電子自治体の推進 (ネットワーク機器更新)</p>	<p>安定的なネットワーク運用を図るため、全体を計画的に5年で更新する。</p>
<p>電子入札制度の導入</p>	<p>入札事務の効率化、簡素化を図るため、電子入札の導入を検討する。</p>
<p>市営駐車場の効率的な運営</p>	<p>市営駐車場の適正な管理に努め、駐車場利用者の利便性の向上を図るとともに、効率的な運営により自主財源の確保を図る。</p>
<p>遊休施設の用途変更や 空きスペースの有効活用の検討</p>	<p>公共施設の余剰施設や用途を廃止した施設は、複合化や民間等への貸付、売却等、施設の有効活用による財源確保を図る。</p>

手法
3-2

健全な財政運営の推進

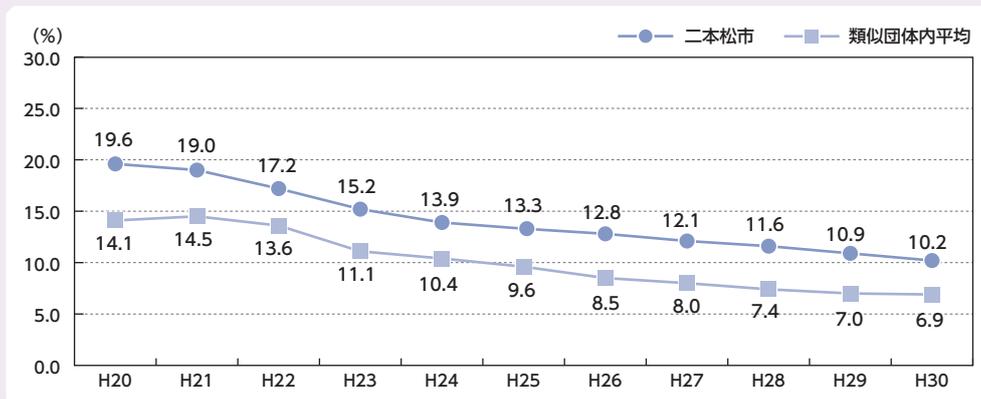


現状と課題

財政運営については、財源の確保と事業の効率化による歳出の抑制が重要となっています。行政改革の推進により収支と財政構造の改善を進めてきましたが、今後、人口減少と少子高齢化による地方交付税の縮小や市税の減少、社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれ、これまで以上の厳しさが予想されることから、長期的な視点に立ち、持続可能で健全な財政運営を図っていく必要があります。

関連データ

実質公債費比率（市・類似団体）



出典：「財政状況資料集」（二本松市）／各年度

基本方針

社会経済情勢の変化や一層厳しさを増す財政状況を踏まえ、自主財源の拡大と行財政改革の着実な推進により、財源の安定確保に取り組むとともに、電子申告やコンビニ収納の利用促進などを通して市税等の徴収体制の強化を進めます。

また、市財政が健全に運営されるよう、財政見通しを策定し、計画的な財政運営および債務の削減を図るとともに、公共施設の個別施設計画を策定し、改修経費削減や適切な維持管理、廃止・統合等の検討を行います。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
ふるさと納税の推進	ふるさと納税を推進し、市の財源の確保と地場製品のPRを図る。
収入アップの取り組み (広報にほんまつ等の広告掲載料)	「広報にほんまつ」「二本松市ウェブサイト」に企業や商店の広告を掲載し、広告掲載料を市の収入とする。
収入アップの取り組み (未利用財産の売り払い)	未利用財産の公売や払下げの実施により、自主財源の確保を図る。
収入アップの取り組み (ネーミングライツ)	市があらかじめ選定した施設について期間を定めて公募する施設特定募集のほか、民間事業者等からの提案を募集する方法も用いながら、ネーミングライツスポンサーを募り、自主財源の確保を図る。
収入アップの取り組み (クラウドファンディング)	各種事業の立ち上げに際し、その財源を賄う一手法としてクラウドファンディングによる必要資金の募集を行う。
適正な入札・契約事務の執行 (入札参加資格者名簿等の適正管理)	公正、公平な入札、契約実施の担保とすべく、入札参加業者の参加資格等の確認を定期的に行い、適正な入札、契約事務の執行に努める。
固定資産評価基礎資料整備業務	固定資産税の適正課税のため、基礎資料整備と課税客体の把握のための航空写真の撮影等を行う。
市税の電子申告 (eLTAX) の普及	電子申告 (eLTAX) の普及により、課税事務の軽減と市民の利便性の向上を図る。
収納率の向上 (納付環境の整備・拡充)	コンビニ収納の利用促進など、市税等の納付の機会、環境を整備することで、多様化したライフスタイルに対応していく。
多角的な財産等調査による滞納処分の強化	債権、不動産等に代表される財産に加え、無体財産権、動産等の財産調査も行い、滞納処分を強化する。
積極的な公売の実施	動産、不動産の公売を実施し、自主財源の確保を図る。
職員のコスト意識の徹底 (財政状況等に関する職員説明会を定期開催)	決算状況を掲示板等を通じて周知するとともに予算編成前に説明会等を開催し、経常経費の圧縮を意識付けする。
公共施設等総合管理推進事業	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、個別施設計画を策定するとともに、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、施設更新や大規模改修に要する経費抑制に努める。
財政基盤の分析と公債費の適正な管理	歳出事業の選択と集中、財源に安易に起債充当することの抑制等健全な財政運営に努める。
過疎地域自立促進特別事業 (基金造成)	市が定める過疎地域自立促進計画に基づき、過疎地域に必要なソフト事業の実施のため過疎債基金の活用を図り、地域の特色に配慮したまちづくりを進める。

方策4 広域連携推進

手法
4-1

市域を超えた広域連携の推進



現状と課題

全国的な人口減少・少子高齢化は今後ますます進行することが見込まれており、ひとつの自治体が単独で行政サービスを提供するのではなく、市域の枠を超え複数の市町村による広域的な視点から問題解決を図っていくことの重要性が増しています。

本市においても、国が推進する連携中枢都市圏構想での広域連携に積極的に参画し、さまざまな分野において周辺市町村との相互の連携を深めるとともに、圏域全体のにぎわいの創出に努めていくことが求められます。

基本方針

観光や広域交通、地域医療など、圏域全体の持続的発展にあたりスケールメリットが期待できる事業については、市域の枠を超えた広域的な連携を推進し、問題解決を図っていくことで、行政運営の効率化と生活関連機能サービスの維持・向上を図ります。

また、国が推進する連携中枢都市圏である「こおりやま広域連携中枢都市圏」や「福島圏域連携中枢都市圏」などに積極的に参画することで、各市町村の資源・魅力・機能などの特性を組み合わせた相乗効果を最大限に発揮し、圏域全体の活性化に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
安達地方広域行政組合への参画	安達地方3市村（二本松市、本宮市、大玉村）が一体となって地域の活性化を推進するため、総務費、衛生費（ごみ・し尿処理施設・火葬場など）、消防費の負担金を支出し、住みよいまちづくりを目指す。
安達地方市町村会への参画	安達地方3市村（二本松市、本宮市、大玉村）が一体となって地域の活性化を推進し、住みよいまちづくりを目指す。
福島県後期高齢者医療広域連合への参画	後期高齢者医療を実施するため福島県後期高齢者医療広域連合の運営経費負担、療養給付費の一部負担および広域連合への職員派遣を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
あだち地方介護認定審査会	要支援・要介護認定申請のあった被保険者について、認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査および判定を行う。
あだち地方障害者自立支援審査会	3市村（二本松市、本宮市、大玉村）により障害者介護給付費等の支給に関する審査会を共同で設置し、中立・公正な立場で障害支援区分認定基準に照らして審査および判定を行う。
福島地方水道用水供給企業団への参画	摺上川ダムからの受水による効率的な水利用および施設の合理的建設と管理運営を行うため、本市を含む県北地方3市3町によって、「福島地方水道用水供給企業団」を運営する。
福島圏域連携中枢都市圏への参画	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する（参加市町村：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、白石市、米沢市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）。
こおりやま広域連携中枢都市圏への参画	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する（参加市町村：郡山市、須賀川市、田村市、二本松市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）。

資料編

1 二本松市振興計画審議会条例

平成 17 年 12 月 1 日条例第 22 号

二本松市振興計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、二本松市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、二本松市振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 農林業代表者
- (2) 商・工業代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部秘書政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第39号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 審議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属	備考
1	農林業 代表者	狩野 武雄	ふくしま未来農業協同組合	
2		門馬 富夫	二本松市認定農業者協議会	
3	商・工業 代表者	山口 純一	二本松商工会議所	副会長
4		三浦 勝真	あだたら商工会	
5		安斎 文彦	二本松観光連盟	
6	地域代表者	菅野 恒雄	二本松地域区長会	会長
7		遠藤 次雄	前安達地域区長会	
8		菅野 正信	前岩代地域区長会	
9		齋藤 康正	前東和地域区長会	
10		菅野 敬	二本松市あだたらクラブ	
11		石川 美知	二本松市婦人団体連合会	
12	学識経験者	安齋 英雄	二本松市社会福祉協議会	
13		佐藤 彰男	二本松市体育協会	
14		宍戸 貞之	前二本松市文化団体連合会	
15		渡辺 典幸	前二本松市小中学校PTA連合会	
16		佐藤 健太	二本松青年会議所	
17	公募委員	武藤 英一		
18		三瓶 健三		
19		中村 浩美		

3 「二本松市総合計画」策定経過

	年月日	審議会等／協議事項
令和元年度	7月12日(金)	第1回二本松市総合計画策定検討委員会 ・二本松市総合計画の策定方針について ・市民アンケートの内容について
	7月18日(木)	第1回二本松市振興計画審議会 ・二本松市総合計画の策定方針について ・市民アンケートの内容について
	8月21日(水) ～9月6日(金)	市民意識調査(アンケート)の実施 ・対象：市内に居住する満20歳以上の市民 ・標本数：3,000件 ・有効回収率：1,166件(38.9%)
	9月11日(水) ～27日(金)	中学生・高校生調査(アンケート)の実施 ・対象：市内の中学校・高校に通学する生徒 ・標本数：805件 ・有効回収率：768件(95.4%)
	10月10日(木) ～10月30日(水)	施策評価 ・新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5か年プラン」の施策評価及び次期総合計画策定に係る検討シート作成
	11月18日(月) ～11月20日(水)	各課ヒアリング ・施策評価結果を踏まえた各課への対面ヒアリング
	12月24日(金)	第2回二本松市総合計画策定検討委員会 ・「評価施策検討シート」ヒアリング結果 ・現状分析結果 ・市民アンケート結果 ・人口推計結果 ・基本体系図の検討
	2月5日(水)	第3回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画施策体系(案)について ・策定期間における新たな取り組み(新規事業等)の提案について
2月6日(木)	第2回二本松市振興計画審議会 ・現状分析結果について ・市民アンケート結果について ・人口推計結果について ・次期二本松市総合計画の構成及び施策体系(案)について	

	年月日	審議会等／協議事項
令和2年度	4月16日(木)	第4回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画素案について ・主要事務事業について
	4月21日(火)	次期総合計画策定に関する市議会議員との勉強会
	4月23日(木)	第3回二本松市振興計画審議会 ※書面開催 ・次期総合計画素案の確認
	5月13日(水)	次期総合計画策定に関する市議会議員との意見交換会(会派ごと実施)
	6月17日(水)	第5回二本松市総合計画策定検討委員会 ・次期総合計画素案の確認 ・新しい生活様式の推進に向けた各課の取り組み事項について
	7月21日(火)	議員協議会へ次期総合計画原案提示・意見照会(～8月31日)
	7月30日(木)	第4回二本松市振興計画審議会 ・市民からの意見聴取方法について ・次期総合計画の原案について ・パブリックコメントの実施について
	7月31日(金)	市民意見公募(パブリックコメント)の実施(～8月31日)
	8月	広報にほんまつ8月号による市民からの意見聴取(～8月31日)
	10月8日(木)	第6回二本松市総合計画策定検討委員会 ・パブリックコメントの結果について ・目標人口の修正について
10月27日(火)	第5回二本松市振興計画審議会(諮問・答申) ・諮問 「二本松市総合計画」(案)について ・計画(案)に対する意見等について ・計画(案)に対する答申内容について ・答申	

4 諮問

2 秘 第 233号
令和2年10月27日

二本松市振興計画審議会
会長 菅野 恒雄 様

二本松市長 三保 恵一

二本松市総合計画（案）について（諮問）

二本松市振興計画審議会条例（平成17年12月1日条例第22号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 別冊「二本松市総合計画（案）」

5 答申

令和2年10月27日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市振興計画審議会
会 長 菅野 恒雄

二本松市総合計画について（答申）

令和2年10月27日付け2秘第233号で諮問のあった二本松市総合計画について慎重に審議した結果、諮問案に一部修正を加えた案を適当と認めます。

なお、この計画の実施にあたっては、以下の点について配慮されるよう要望します。

記

- 1 目指す将来像の実現に向け、実際の行政運営にあたっては、具体的な施策を示すとともに、市民と行政の協働のまちづくりという点から、広く市民に理解されるよう配慮すること。
- 2 基本構想計画期間の10年間において、さまざまな人口減少対策を実施し、人口5万人を維持すると示しているが、厳しい目標値ととらえ、所期の目的が達成できるよう、新たな取り組みを絶えず模索し、基本計画の見直しや実施計画に反映させること。

二本松市総合計画

策定日 令和2年12月

発行日 令和3年3月

編集・発行 二本松市総務部秘書政策課

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1

TEL: 0243-23-1111 (代表)

二本松市

GENERAL PLAN OF NIHONMATSU CITY

総合計画

福島県二本松市



二本松市
NIHONMATSU

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 TEL 0243-23-1111